

■■■■学校 ■■■■児童の不登校に関する調査報告書

令和6年3月28日

高森町いじめ問題対策委員会

目次

第1章 本委員会設置の経緯及び諮問内容	1
1 委員会設置の経緯	1
2 諮問内容	2
3 代理人からの要望書	2
第2章 本委員会及び聴き取りの実施	5
1 聴き取りの基本方針	5
2 本委員会及び聴き取りの実施経過	5
(1) 4月11日：本件児童の保護者	5
(2) 5月16日：教頭、本件児童●年時担任	6
(3) 6月1日：校長、本件児童●年時担任、養護教諭	6
(4) 6月6日：聴き取りに関わる審議	6
(5) 6月23日：本件児童が在籍する●年生担任	6
(6) 6月29日：児童に対する聴き取りに関わる審議	6
(7) 7月5日：保護者及び児童に対する聴き取りに関わる審議	7
(8) 7月31日：学童関係者	7
(9) 8月8日：関係児童保護者	7
(10) 8月8日：教育委員会関係者	8
(11) 8月9日：関係児童保護者（台風で延期）	8
(12) 8月16日：関係児童保護者	8
(13) 8月18日：関係児童	8
(14) 8月21日：スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー	9
(15) 8月21日：関係児童保護者	9
(16) 8月24日：関係児童保護者	9
(17) 8月28日：関係児童	9
(18) 9月1日：関係児童	10
(19) 9月11日：関係児童	10
(20) 9月14日：関係児童	10
(21) 9月25日：今後の審議についての検討	10

(22) 9月27日：本件児童	11
(23) 10月16日：本件児童の保護者	11
(24) 10月16日：●●校長	12
(25) 10月30日：●●校長	12
(26) 11月15日：教頭	12
(27) 11月16日：本件児童●●時担任教諭	12
(28) 11月16日：●●校長	12
(29) 11月17日：学童関係者	12
(30) 11月17日：関係児童保護者	12
(31) 11月18日：本件児童の保護者	13
(32) 令和6年1月12日：報告書作成に関わる審議	13
(33) 3月11日：報告書作成に関わる審議	13
3 聴き取りの概要と委員会の位置づけ	13
(1) 聴き取り対象者と回数	13
(2) 第三者としての立ち位置と事実把握に関する認識	14
(3) 聴き取り対象者に対する本委員会の認識	15
1) 本件児童	15
2) 本件児童の保護者	17
3) 関係児童	19
4) 関係児童の保護者	20
5) 学校関係者	21
第3章 本件児童の保護者が挙げる本件児童に対する行為の認定	23
1 本件児童の保護者の訴え	23
2 本件児童の保護者が挙げる本件児童に対する行為	24
(1) 児童Aの指示による下校時から学童保育までの行為	24
(2) 容姿や名前のからかい、暴言等	25
(3) 校庭の雑草を食べさせられた	26
(4) ゲームカセットの紛失	28
(5) 下校後から学童までの暴力行為等	28

(6) 教室のベランダでの囃し立て、威嚇等	29
(7) トイレの個室にトイレットペーパーを投げ入れる	30
(8) 休み時間中に仲間はずれにした	31
(9) ●●●の技をかける、首を掴むなどの暴行	32
(10) 事実と反することを言われる	32
(11) 体育館で上に乗られる	33
(12) 本件児童を蹴る	35
(13) 胸部を爪を立ててつねる	36
(14) 名前をからかう	36
(15) 暴言を吐かれる	37
(16) サッカーのチーム分けで仲間はずれや無視をされた	38
(17) 不登校になる前に無視される	40
(18) ●年生から筒状にした画用紙で叩かれる	41
3 本件児童の保護者の訴えと学校の対応	42
(1) 学校の本件児童に対する認識と訴え	42
(2) 個々の事象と学校の対応	44
1) 令和3年12月23日	44
2) 令和4年4月20日	46
3) 7月4日	47
4) 7月5日～8日	54
5) 8月4日	58
6) 8月29日	62
7) 8月31日	63
8) 9月1日	64
9) 9月4日	64
10) 9月5日	66
11) 9月6日	66
12) 9月7日	66
13) 9月8日	67
14) 9月12日	67
15) 9月14日	67

16) 9月15日	70
17) 9月16日	70
18) 9月17日	71
19) 9月20日	71
20) 9月20日	73
21) 9月21日	73
22) 9月22日	74
23) 9月26日	75
24) 9月28日～10月7日	76
25) 10月13日～17日	77
26) 10月18日	77
27) 10月19日	77
(3) 不登校以降の事象と学校の対応	80
1) 令和4年10月20日	81
2) 10月24日	82
3) 10月27日	83
4) 10月28日	83
5) 10月31日	84
6) 11月1日	84
7) 11月2日	85
8) 10月19日～11月6日	86
9) 11月9日	87
10) 11月10日	87
11) 11月11日	87
12) 11月21日	88
13) 11月28日	88
14) 12月2日	89
15) 12月5日	89
16) 12月6日	89
17) 12月8日	90
18) 12月12日	90

19) 12月15日	91
20) 12月16日	92
21) 12月19日	94
22) 12月22日	95
23) 12月26日	95
24) 12月27日	96
25) 令和5年1月6日	96
26) 1月7日	96
27) 1月27日	98
(4) 本件児童が●年に進級した後のケース会議	98
打合せ 令和5年4月10日 18:00	99
第1回目 4月20日 15:00	99
第2回目 5月18日 15:00	100
第3回目 6月15日 15:00	100
第4回目 7月20日 15:00	100
第5回目 8月17日 15:00	100
第6回目 9月21日 15:00	101
第7回目 10月26日 15:00	101
第8回目 11月16日 15:00	102
第9回目 12月21日 15:00	104
第10回目 令和6年1月18日 15:00	104
第4章 諮問事項(1) いじめと不登校の因果関係	106
1 諮問内容と聴き取りに対する委員会の対応	106
2 諮問(1) いじめと不登校の因果関係	107
3 諮問(2) 再発防止対策に関わる情報整理	109
第5章 総括及び「諮問(2) 再発防止策」に関わる提言	113
1 本件の総括	113
1) いじめ行為の事実	113

2) 学校の初期対応	113
3) 組織的対応の欠如	114
4) いじめ発生時の保護者対応	115
5) 管理職の聴き取り	116
6) 冷静な場づくりの欠如	117
7) 学校の対応と本件児童に対する認識	119
8) 本件児童が●年生に進級した後の状況	121
2 提言	123
(1) 相談窓口のワンストップ化	123
(2) 学校の相談窓口	124
(3) 児童生徒、保護者と学校の連携	126
(4) 日常からの関係づくり	126
(5) 教師の問題に対する感受性の向上	127
(6) 記録作成と共有化	128
(7) 管理職のリーダーシップ	129
(8) 教育委員会への情報提供と協働	130
(9) 情報の客観性の確保	131
(10) 情報の透明化と誤情報の伝播防止	132
(11) 当事者の話し合いのルール作り	133
(12) 環境・状況整備	133

第1章 本委員会設置の経緯及び諮問内容^{*1,2}

1 委員会設置の経緯

令和4年12月1日に高森町[]学校[]校長より、高森町教育委員会“佐藤増夫教育長に「重大事態発生報告」が提出された。

同報告には、高森町立[]学校第●学年●●について、以下の内容が記載されていた。

欠席期間

不登校傾向発生日(欠席が10日になった期日): 11月1日(火)

※11月1日の病院受診までは登校させないとの保護者の意向あり

不登校発生日(欠席が30日になった期日): 12月1日(木)

報告の時点における対象児童生徒の状況

登校刺激を与えると表情が曇るなど、登校することへの抵抗感があるため、保護者と相談し、登校刺激を与えないようにしている。日中は自宅で過ごすことが多い。同じ学級の友達と平日や週末に遊ぶこともある。町内の一般社団法人[]が運営する[]に週1回1時間通い、体験活動等を行っている。

重大事態に該当すると判断した根拠

いじめによる[]で不登校になっていると保護者からの訴えがあり、12月1日時点で30日間の欠席となった。このことは、いじめ防止対策推進法^{*2}第28条第1項の二に規定されている「いじめにより、当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」に該当するものであるため。

-
- *1 報告書では、本委員会が入手した文書等に記載されている表記を原文の意味を損なわない範囲で統一する。たとえば、「聞き取り」は「聴き取り」に、「虐め」は「いじめ」に、「擲擧う」は「からかう」等である。また、「要望書」等に記載されている西暦についても、原則として元号に統一した。
- *2 明らかに誤字・脱字と思われるもの、補足した方が理解しやすくなると判断したものは、原文の意味を損なわないよう留意しながら修正を加える。
- *3 以下[]学校と略記する
- *4 以下、教育委員会と略記する。
- *5 以下、本件児童と記す。
- *6 以下、いじめ防止法と略記する。

これを受けて、教育長は令和4年12月7日に、草村大成町長に「いじめ防止法」第30条第1項の規定による「重大事態の発生報告」を行った。

また、令和4年12月19日に、本件児童の保護者から、教育長に対して「第三者による調査」を実施するよう要請があった。

学校から「重大事態発生報告」を受けた教育委員会は「高森町いじめ問題連絡協議会等条例第3条の規定」による「高森町いじめ問題対策委員会」について、「本委員会」の設置規則（令和5年2月27日策定）による委員の人選を進めた。その結果、規則第3条にある7項目のうち、（1）学識経験を有する者（2）弁護士（3）臨床心理士（4）精神科医の5人を委員として選定し、令和5年3月13日に同委員会委員長に対して「高森町いじめ問題連絡協議会等条例第3条の規定による調査審議について」諮問した。

なお、精神科医については、本件児童の保護者から「児童を専門とする精神科医を含めてほしい」との要望が出された。これを受けて教育委員会は当初予定していた4名に加えて「児童を専門とする精神科医」1名に就任を要請した。

2 諮問内容

本委員会委員長に提出された諮問書（高教第2868号）は以下の通りである。

高森町いじめ問題連絡協議会等条例第3条の規定による調査審議について（諮問）

1 諮問事項

●●●●学校●●年児童の不登校に関する調査について

2 諮問理由

令和4年12月1日付けで発生した●●●●学校●●年生の不登校事案に関しては、いじめによる可能性が考えられることから、保護者の意向を踏まえ、本事案を高森町いじめ問題連絡協議会等条例第3条第2項に該当する重大事態として、本委員会に次の事項について調査審議をお願いするものです。

- （1）いじめと不登校の因果関係について
- （2）再発防止対策について

3 代理人からの要望書

令和5年3月13日（月）に高森町役場において第1回目の委員会が開催され

*1 以下、「本委員会」と略記する。

た。その終了後に本件児童の両親及び代理人より本委員会に「要望書」が提出された。「要望書」は本文11頁で、はじめに関わりがあるとする児童9名の氏名を記した別紙及び資料7点から構成され、「第1 要望の趣旨」として以下の3点が挙げられている。

- (1) 委員会が開催する会議の場所、日時等のスケジュールについて、できる限り早期に本件児童側にご連絡をいただきたい。
- (2) 委員会における調査のスケジュール、進捗状況について、本件児童側に逐一のご報告をいただきたい。
- (3) 委員会の調査対象・方法等については、本件児童側の意見を述べる機会をいただき、できる限りの尊重をしていただきたい。

これに続いて、「第2 事案に関する整理と本要望の理由」では、本件児童がはじめられたとする具体的な事項18点を挙げている。さらに「不登校になるまでの経緯」として、本件児童の自傷行為等の発現、精神科の受診、本件児童の保護者の相談等に対する学校の対応等の記載がある。そして、はじめに提示した3点の要望を挙げた理由を述べた上で、「聴取対象や聴取方法についても追って提案する」としている。

その後、「要望書(2)」(4頁及び別紙1枚 4月3日付)が提出され、要望の趣旨として2点を挙げ、その理由が述べられている。

- (1) 今後、貴委員会において関係者の聴き取り調査を実施するに当たり、委員以外に同行する事務方として、中立な立場の第三者を同行させていただきたい。
- (2) 今後、貴委員会において、聴き取り調査を行う場合の対象者及び聴取順については別紙のご提案を尊重いただきたい。

(1)は、聴き取りの中立性を確保するために、■学校、教育委員会、高森町役場の関係者の同席を避けることを求めたものである。本委員会としては当初から聴き取りに本件関係者の同席を前提としていなかったことから、本件児童の保護者及び代理人にこれを伝えた。

(2)については、本件児童の保護者が聴き取りを希望する9名の児童名が記載され、「グループ1」及び「グループ2」に分けられていた。ここで「グループ1」に含まれるのは以下の5名である。

- 1) 本件児童に対する加害行為を行ったが、自身も児童Aや児童Bから被害を受けており、現在は本件児童との関係も修復されている児童1名

- 2) 加害行為を行う児童と行動を共にするが、本件児童に対する加害行為には一切加担しておらず、目撃者に位置づけられる児童1名
- 3) 目撃者と考えられる児童2名
- 4) 上記1)と同じ立場だが、聴き取りに消極的な可能性がある1名

「グループ2」には、本件児童の保護者が加害行為の中心的役割を担っていたとする4名の児童が挙げられている。それにもウエイトが付けられており、1人は他の3名より従属的な要素が強いと推測し、目撃者の性質も有していることから、このグループで最初の聴取対象者として適切だとしている。その上で、従属性の程度を基準にして重み付けを行い、最後は本件児童に対するいじめにおいて中心的役割を果たしているとする児童1名は聴き取りの最後に位置づけるよう求めている。

また、本件児童に対する聴き取りは、上記の児童が終了した後に行うことを希望している。

本委員会としては、こうした要望に可能な限り応えるよう配慮するが、聴き取り日時調整等で、これを完全に満たすことができない可能性がある旨を、後述する4月11日の本件児童の保護者に対する聴き取りにおいて伝えた。

以上の要望書2点は、本委員会が第1回目の聴き取りを実施する4月11日以前に提出された。その後、「要望書(3)」(7月18日)、「要望書(4)」(9月1日)、「要望書(5)」(10月4日)、「要望書(6)」(11月15日)、「要望書(7)」(11月24日)が提出された。なお、このほかに、代理人から「ご連絡」として2点(12月4日付及び令和6年1月29日付)の送付を受けた。このほか、令和6年1月10日付で、参考資料2点(①調査報告書：児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会(大阪市教育委員会 令和4年10月3日付)から本文18頁を抜粋したもの、②いじめ総合対策【第2次一部改定】上巻「学校の取組編」(東京都教育委員会 令和3年2月))を受領した。

第2章 本委員会及び聴き取りの実施

1 聴き取りの基本方針

教育長から諮問を受けた第1回目の委員会（令和5年3月13日）において、今後のスケジュール等について審議し、本件関係者に対する「聴き取り」からはじめることを決定した。その対象者には学校関係者等及び本件児童と関わった児童が含まれるが、●●●からの聴き取りは、個々の発達段階等を考慮しながら慎重に行うことを確認した。

その上で、最初の対象者を本件児童の保護者とし、その後、学校関係者等、児童の順に聴き取りを行うことにした。

はじめに、聴き取りを含めて、開催された委員会を時間の経過とともに整理する。

2 本委員会及び聴き取りの実施経過

(1) 4月11日：本件児童の保護者（水前寺共済会館グレースシア¹⁾）

本件児童の保護者に対する聴き取りは、第2回目の委員会として実施した。なお、委員5人が出席する会議を高森町で開催することが困難だと考えられたことから、熊本市内の共済会館を会場として使用した。

この方針は教育委員会が管理する●●●の教職員にも適用された。ただし、重大事態発生時の同校教頭²⁾は別の組織に異動していたことから、教育委員会が現所属長に聴き取りへの協力を要請することになる。

本件児童の保護者に対する聴き取りは1時間30分に亘ったが、その際に2点の希望が表明された。

- ①学校は、自分たちが伝え、あるいは要望した本件児童に対するいじめに関する調査やこれを解消するための対応を十分に行っていないと認識している。そこで、これらについてより客観的な事実を明らかにし、同様の事態が発生しないための対策を提案してほしい。
- ②今後、本件児童が学校に行きたくなったとき、いじめを懸念せず安心して登校できる対策を講じてほしい。
- ③そうした一連の対策等が実施されていることを確認してほしい。

*1 以下、共済会館と略記する。

*2 教頭は令和5年4月に異動したが、本報告書では教頭と記する。

ここで①②は本委員会の所掌事項であるが、③については諮問事項の「再発防止対策」の提言は行うが、その実施状況の確認は教育委員会が改めて検討すべきものである。

なお、本件児童の保護者に対する聴き取りの直前に代理人から提出された「要望書（2）（4月3日付）」への対応はすでに記した（4頁）。

(2) 5月16日：教頭、本件児童●●時担任（共済会館）

第3回目の委員会として実施した。時間は18時から21時までの3時間だが、この中には聴き取りに関わる委員による審議が含まれる。

(3) 6月1日：校長、本件児童●年時担任、養護教諭（共済会館）

第4回目の委員会として実施した。聴き取り前後の委員による審議を含めて3時間で終了した。

(4) 6月6日：聴き取りに関わる審議（リモート）

今後の方針について協議し、聴き取り対象を「本件児童の保護者が挙げた児童とその保護者」「本件児童を診断し、治療を行っている医師」「本件児童と関わる関係者」とすることを決定した。そのため、聴き取りに必要な依頼文及び対応可能な日程を確認する文書を作成し郵送する。なお、回答は電子メールでも可とする。

その後、児童の聴き取りに際して、本件児童の保護者が挙げた児童等の現況について情報を得るため、●年生である本件児童の現担任と別のクラスの担任の2人から聴き取りを行うことにした。この日の審議は1時間で終了した。

(5) 6月23日：本件児童が在籍する●年生担任（リモート）

本件児童が在籍する●年生の担任教師2名から、本件児童の保護者が聴き取りの対象として挙げた児童について情報を収集した。聴き取り前後の委員による審議を含めて2時間30分で終了した。

(6) 6月29日：児童に対する聴き取りに関わる審議（リモート）

本件児童の保護者が聴き取りの対象として挙げた児童の保護者へ送付していた「児童からの聴き取り要請」に対する回答が揃ったことを受けて、その対応について協議した。保護者の回答には、自分の子どもを対象にした聴き取りへの不安

や懸念を表明するものが含まれていた。これを踏まえて、児童からの聴き取りを実施する前に、その保護者を対象にした聴き取りを行うことを決定した。これに必要な日程の調整等に関わる審議を含めて1時間で終了した。

(7) 7月5日：保護者及び児童に対する聴き取りに関わる審議（共済会館）

保護者及び児童に対する聴き取りについて、その内容及び具体的な方法等を検討した。その上で、本件児童の保護者が挙げた児童の保護者を対象にした聴き取りの日程調整を事務局が行うこと、複数の教師から提出された記録等の分析を進めることを確認し、審議は2時間で終了した。

その後、7月24日に「要望書（3）」（3頁 7月18日付）を受領した。

その内容は、①4月11日の本件児童の保護者に対する聴き取り後、報告が7月11日のみであることから、今後のスケジュールや進捗状況についての報告を要請する。②報告の連絡先は代理人とする。③児童らの聴き取りについては、「要望書（2）」（4月3日付）に記されたグループ分け等を配慮してほしい。また、児童たちの記憶が減衰することに対する懸念から、聴き取りを迅速に行う。その際、やむを得ない場合は保護者が同席することに異議を唱えないが、両者が距離を置く等の配慮を要請するの3点であった。本委員会は、それまで会議を開催した際に事務局を通して本件児童の保護者に情報を伝えていたが、7月18日に本要望書の要請に応える旨の回答を代理人に発出した。

(8) 7月31日：学童関係者（リモート）

本件児童と関わった学童関係者2名から聴き取りをした。聴き取り前後の審議を含めて2時間30分で終了した。

(9) 8月8日：関係児童保護者（教育委員会及びリモート）

委員5名のうち3名が対面で、2名がリモートで聴き取りを行った^{*1}。本件児童の保護者が希望した関係児童3名の保護者を対象にした。このうち児童2名については母親が、1名は両親が出席した。聴き取り前後の審議を含めて2時間50分で終了した。

聴き取りが終了した保護者に、本委員会が行う児童への聴き取りを要請した。その際、次の4点を提示し、その判断を求めた。①聴き取りは強制ではなく、保

*1 以下、委員5名が出席できない場合には、その人数を記載する。

護者と児童の意志を尊重する。②保護者あるいは児童が必要だと判断すれば、保護者が同席することも可である。③聴き取りに際しては、5名の委員のうち精神科医師あるいは臨床心理士のいずれか1名が対面で対応し、そのほかの委員はリモートによって出席する。④聴き取りに対応できる場合は本委員会が提示する日程との調整を依頼したい。

このうち、③は、XXXXXXXXXXの児童が初対面かつ複数の成人と対面することは、それだけで心理的な圧力となったり、不安を引き起こしたりする可能性があることから、これを最小限にするために採用した。その後実施した関係児童の保護者に対するすべての聴き取りにおいても、この4点を提示した。また、聴き取りには5人の委員が全員出席することが望ましいが、これを条件とすれば、委員の日程調整が容易でないことから、聴き取りに要する期間が長期化することが懸念された。このため、聴き取りは5人の委員の過半数が出席することを最低の要件とした。

(10) 8月8日：教育委員会関係者（教育委員会及びリモート）

委員5名のうち3名が対面で、2名がリモートで聴き取りを行った。教育委員会の本件担当者から学校の対応等に関わる事項について20分に亘り聴き取りをした。

(11) 8月9日：関係児童保護者（延期）

本件児童の保護者が希望した関係児童3名の保護者からの聴き取りを予定していたが、台風6号のため延期した。この事態を受けて今後の対応を検討し、当初から予定していた8月21日の関係児童保護者に対する3回目の聴き取りの前に、この日に予定していた聴き取りを実施する方向で調整することになった。これを受けて、翌8月10日に事務局が連絡を取り、8月16日に実施することを決定した。

(12) 8月16日：関係児童保護者（教育委員会及びリモート）

委員5名のうち3名が対面、2名がリモートで聴き取りを行った。8月9日に実施する予定であった関係児童3名の保護者を対象にした。このうち児童2名については両親が、1名は父親が出席した。聴き取り前後の審議を含めて3時間10分で終了した。

(13) 8月18日：関係児童（教育委員会及びリモート）

委員5名のうち1名が対面、4名がリモートで聴き取りを行った。本件児童の保護者が希望した関係児童2名を対象にした。いずれも保護者1名が同席した。聴き取り前後の審議を含めて2時間で終了した。

(18) 9月1日：関係児童（教育委員会）

委員5名のうち1名が対面、4名がリモートで聴き取りを行った。本件児童の保護者が希望した関係児童1名を対象にした。保護者1名が同席した。聴き取り前後の審議を含めて1時間30分で終了した。

その後、9月5日に「要望書（4）」（1頁 9月1日付）を受領した。

これは、本委員会が、本件児童の保護者が希望した関係児童保護者の聴き取りが8月24日で終了した旨の文書（8月25日付）を代理人を通じて報告していたことを受けたものである。その内容は、本件児童の父母としては、時間の経過とともに児童らの記憶が減退していくことを強く懸念しているため、「要望書（2）」に記載した児童への聴き取りでの記憶喚起に努めるとともに迅速に実施してほしいというものであった。

これに対して本委員会から、①本件児童の保護者の懸念は十分に承知していること、②関係児童の聴き取りは9月中旬までに終了する予定である旨の回答をした。また、本件児童の聴き取りの可能性について問い合わせた。

(19) 9月11日：関係児童（教育委員会及びリモート）

委員5名のうち1名が対面、4名がリモートで聴き取りを行った。本件児童の保護者が聴き取りを希望した関係児童1名を対象にした。保護者1名が同席した。聴き取り前後の審議を含めて1時間40分で終了した。

(20) 9月14日：関係児童（教育委員会及びリモート）

委員5名のうち1名が対面、3名がリモートで聴き取りを行った。本件児童の保護者が希望した関係児童2名を対象にした。児童1名は保護者1名が、もう1名は両親が同席した。聴き取り前後の審議を含めて2時間で終了した。

(21) 9月25日：今後の審議についての検討（くまもと県民交流館 パレア^{*}）

9月27日で本件児童の聴き取りが終了することから、今後の審議について検

*1 以下、パレアと略記する。

討した。その中で、本件児童の保護者及び■■■■校長から再度聴き取りを実施することを確認した。また、報告書の内容を含めた方向性等について情報交換を行った。審議は1時間30分で終了した。

(22) 9月27日：本件児童（共済会館）

委員5名のうち1名が対面、4名がリモートで、対象児童から聴き取りを行った。保護者2名と代理人2名が同席した。聴き取り後の審議を含めて1時間15分で終了した。

この後、代理人より「要望書（5）」（2頁及び別紙8頁 10月4日付）が提出された。その趣旨は①児童の聴き取りを終えたことから、本件児童の保護者が挙げた個々の行為について認定の有無を知らせてほしい。②別紙として添付した「学校・高森町に対する要望」を実現してほしい。③本件児童と父親との会話の書き起こしを重要な資料として提出するの3点であった。最後の③については後日CDを受領した。

なお、②の別紙には、学校及び高森町に対する5点の要望が、その理由の説明と併せて提示されていた。これを要約すると、①「いじめ防止法」「いじめの重大事態に関するガイドライン」について、教職員に定期的に研修を実施する。②自治体で策定する学校の「いじめ防止基本方針」を改訂し、わかりやすく実効性のあるものにする。また、それらの実践についてチェックできる仕組みをつくる。③公益社団法人子どもの発達科学研究所が提供している「いじめ予防プログラム」を含むプログラムの取り組みを取り入れる。④いじめに関する講話を継続して実施する。⑤いじめの相談窓口と対応部局を首長部局に設置し、いじめの相談から解消までを担う体制を構築すること等が記載されている。

これに対して、委員会は①報告書作成前に個々の行為についての認定（評価）を伝えることは困難である。②添付された内容は本委員会が学校及び教育委員会に提言を行う際に参考にする。③会話の記録を資料として参考にする旨の回答を発出した。

(23) 10月16日：本件児童の保護者（パレア）

本件児童の保護者から2回目の聴き取りを行った。代理人2名が同席し、1時間25分で終了した。

(24) 10月16日 ■■■ 校長 (パレア)

■■■ 校長から2回目の聴き取りを行ったが、その途中で会場 (パレア) の閉館時間である21時に至った。このため、聴き取りは50分で終了し、改めてリモートで継続することを決定した。

(25) 10月30日: ■■■ 校長 (リモート)

■■■ 校長からの聴き取り (10月16日) が、会場の使用時間切れのため中断したことから、その継続として実施した。聴き取り前後の審議を含めて2時間で終了した。

本委員会は、10月31日に代理人に対して以下の3点を報告した。①校長の聴き取りの継続をリモートで実施した。②これで予定した聴き取りは終了し、報告書作成に着手するが、その過程で再確認が必要と思われる場合はすべてリモートによる。その際は録音を前提に委員の出席が過半数に至らない場合も実施する。③本件児童の保護者は報告書作成が終了する具体的期日の提示を望んでいると思われるが、これを現時点で明示することが難しい状況にある。

(26) 11月15日: 教頭 (リモート)

委員5名のうち4名が教頭 (本件発生当時) から聴き取りを行った。聴き取り前後の審議を含めて1時間15分で終了した。

(27) 11月16日: 本件児童 ■■■ 担任教諭 (リモート)

委員5名のうち3名が本件児童の ■■■ 担任から聴き取りを行った。聴き取りは50分で終了した。

(28) 11月16日: ■■■ 校長 (リモート)

委員5名のうち3名が ■■■ 校長から聴き取りを行った。聴き取り前後の審議を含めて1時間15分で終了した。

(29) 11月17日: 学童関係者 (リモート)

委員5名のうち3名が学童関係者2名から聴き取りを行った。聴き取りは20分で終了した。

(30) 11月17日: 関係児童保護者 (リモート)

委員5名のうち3名が関係児童保護者1名から聴き取りを行った。聴き取りは30分で終了した。

ここで、代理人から「要望書(6)」(1頁及び添付資料3通計35頁 11月15日付)が提出された。これを本件児童の保護者の聴き取り(11月18日)までにPDFにて送付してほしい旨の依頼があり、事務局が委員全員にファイルを送付した。その内訳は、①本件児童の保護者が児童から聴き取った内容のリスト(2頁)②本件児童が不登校になるまでの記録(令和2年9月～令和4年10月19日)(8頁)③本件児童が不登校になってからの記録(22頁)④可能な限り真実に近いものを探求したいとの本委員会の方針に資するために本資料を提出するに至った事情の説明に加えて、いじめの再発防止策が実効性のあるものにしてほしいとの思いから、「要望書(5)」(10月4日付)に記載した事項(11頁)を提言に反映するよう希望することが記載された文書(2頁)の4点から構成されていた。

(31) 11月18日：本件児童の保護者(リモート)

委員5名のうち3名が本件児童の保護者2名から聴き取りを行った。聴き取り前後の審議を含めて1時間30分で終了した。

これ以降に本委員会が確認を要すると判断した事項については、簡易書留による郵送あるいはメールでパスワードを付した文書を送受信する方法を採用することを決定した。なお、本件児童の保護者との連絡は代理人を通して継続する。

(32) 令和6年1月12日：報告書作成に関わる審議(リモート)

原稿の素案が概ね揃ったことから、「報告書」の構成と内容について、1時間30分に亘って審議した。

(33) 3月11日：報告書作成に関わる審議(パレア)

報告書の原案を元に、各委員より最終的な意見が出された。また、この日、事実確認を求めていた対象者からの情報が得られたことから、これに該当する部分を含めて、最終的な追加及び修正を行うことになった。審議は2時間で終了した。

3 聴き取りの概要と委員会の位置づけ

(1) 聴き取り対象者と回数

聴き取りは、本件児童の保護者、学校関係者等、本件児童の保護者が聴き取りを希望した児童及びその保護者、さらに本委員会が必要と判断した関係者を対象にした。聴き取りは令和5年4月11日から11月18日まで、対面あるいはリモートによって合計26回実施した。聴き取りを複数回実施した対象者がおり、その人数は延47名になった。これには児童の聴き取りに同席した保護者は含まれない。

(2) 第三者としての立ち位置と事実把握に関する認識

本委員会には当事者とは独立した立場から可能な限り事実を明らかにすることが求められている。それは本件児童の保護者の「本当に何が起きたのかを知りたい」との要望とも一致している。また、いじめに関しては被害を訴えている児童及びその保護者に寄り添うことも期待されている。本委員会は本件児童の保護者からの要望に基づいて聴き取りの対象を決定し、さらにはその順序についても可能な範囲で対応した。その一方で、第三者としてすべての当事者から一定の距離を保つことにも配慮する必要がある。そこで、本件児童及び保護者の訴えを受け止めることを基本としながら、同一の事象に対する関係者の意見や見解についても可能な限り客観的な立場を維持していくことが求められる。

こうした立場を取ることで、本件児童及びその保護者と加害行為をしたとされた児童とその保護者、さらに学校関係者等から、「事実を把握していない」との声が出ることは容易に予想される。さらには「相手は嘘を言っている」といった批判を誘発する可能性もある。そうした事情を承知しつつも、本委員会としては、すべての対象者の発言をまずはそのまま受け止めることを原則とした。本委員会としては、聴き取り及び本件児童の保護者や関係者から得られた資料等を勘案しながら、「事実に近いと思われるもの」を推測していくほかはない。

そもそも、現在の科学的水準では、個々人の「発言」が当人に事実と認識されているのか、あるいは虚偽であるのかを明らかにすることができない。また、記憶は想起できない場合もあれば、心的な事情から抑圧されることもある。さらに記憶しているにもかかわらず「憶えていない」と回答する可能性も否定できない。そして、それらがいずれによるものであるのかを個々の発言を元に決定することはできない。

本件では██████の児童に関わる問題を対象としており、本件児童の保護者が児童たちの記憶の減衰を懸念し、聴き取りを早急に実施するよう求めたが、これは当然のことである。事実、聴き取りの対象になった児童たちが「憶えていない」と答えることは少なくなかった。そうした事情は学校関係者や児童の保護

者等においても同様であった。そのため、保護者とその子どもの間にも同一の事象に対する理解の仕方や評価が相違していることもあった。本委員会としては、こうした状況が事実の探求を困難にすることを認識しながら分析を進めていくことになる。

(3) 聴き取り対象者に対する本委員会の認識

ここでは、本委員会が実施した聴き取りの内容と関係者から提供された文書等に基づいて、本件児童及びその保護者、関係児童とその保護者、学校関係者等に対する本委員会の認識の概要をまとめる。

1) 本件児童

本件児童について、聴き取りの対象となった学校関係者や児童たちからは、まずは「優しい」という声が返ってきた。ある学校関係者は、[REDACTED]時に不登校傾向があった同級生に寄り添っていたと語った。また、サッカーをするときはキーパーとして頼りがいがあると言った児童もいた。そうしたことに加えて、「ゆったりしている」という表現も聞かれた。

本委員会の聴き取りにおいても、優しさと合わせて穏やかな雰囲気を感じられた。また、[REDACTED]

[REDACTED]この点について、本件児童の保護者は本件児童が無視されたことを厳しく批判している。また、自分の子どもともう1人の児童だけが排除されていたとの情報をほかの児童から得たと訴えている。

本委員会の聴き取りに当たっては、本人の心身の状態についてきわめて慎重な対応を要すると考えていた。本委員会に提出された「要望書(2)」においては、本件児童の聴き取りは最後にしてほしいとの記載があった。また、本件児童には令和4年の10月から自傷行為が見られ、受診した医師から[REDACTED]の診断書が提出されていた。こうした情報を踏まえて、聴き取り時の体調によっては、その途中であっても継続が困難になることも想定していた。しかし、実際に聴き

取りをはじめるとそうした懸念は払拭された。聴き取りを担当した精神科医である委員が発する問いかけに穏やかな態度でしっかりと答えていることがうかがわれたからである。

たとえば学校のことを問うと、「学校には行ってもいいかな。行ったらみんなと遊ぼうかな。でも今じゃない」とゆっくりと答える。また、リモートで出席していた委員から「□□さん（本件児童）が気持ちよく学校に行けるために先生やお友だちにしてほしいことはありますか」「いじめたお友だちに言いたいことはありますか」「今、学校のことを思い出して、苦手なお友だちはいますか」「お父さんやお母さんに言いたいことがありますか」などと質問されると、いずれも「ないかな」との返事が返ってきた。また、学校に行ったときの気持ちを聞かれたのに対して「普通かな」と答えた。

また、日常の生活に関して問いかけると、朝は時計を見ていないので起きる時間ははっきりしないが寝床から起き上がるまでにはかなり時間がかかること、夜は11時から12時ころに寝るが、力が入って眠くならないといった話をした。●●年生が初対面の成人と対話を交わすに当たっては緊張を伴うと思われる。事実、本員会の聴き取りの対象になった児童のほとんどが大なり小なり緊張している様子うかがわれた。これに対して少なくとも聴き取りの場では、本件児童の方がより落ち着いてリラックスしていたとの印象を持ったほどであった。

本件児童の保護者によれば、本件児童はある時期はきわめて厳しい状況にあった。本件児童が受診していたY病院の医師から本件児童の聴き取りはしない方がいいと言われていたという。これは「要望書（7）」の記載によるが、その中で本件児童の保護者は本人の状況について次のように記している。「私たち両親も本人¹への影響を心配し、（聴き取りの）直前まで悩みました。聴き取り前後は本人の体調がずいぶん良くなっていたこともあり、第三者委員会の聴き取りの件を話しました。内容については、それぞれの専門のおじさんやおばさんたち（先生と言うと、拒否反応を示すためこのような表現のご無礼をお許してください）が、本件児童を助けようと思って話を聞きたいと思っていること、いやだと思えば断れることを伝えると、本人が頑張ると言って聴き取りに応じることができました」。

そうした厳しい状況のまま本件児童は●年生に進級したが、担任教師が自宅を定期的に訪問するなど様々な働きかけを行った。その時間も15分のもであったが、ときには2時間にも及んだという。その効果があったのか、 10月16日に本件児童の保護者から2回目の聴き取りをした時点では、本件児童

*1 ここには本件児童名が記されているが、文意が損なわれない範囲で「本人」と言い換える。（以下同様）

に登校しはじめる兆しが見えていた。このことについて、本件児童の保護者は担任に感謝し喜んでいて、こうした事情が、本件児童の「学校には行ってもいいかな」といった発言につながったのかもしれない。

なお、本件児童に対する聴き取りにおいて、本人の発言から、起床と就寝時間が遅いことがわかった。こうしたことから、本委員会では本件児童の心身の健康を心配する声が挙がった。これについて本件児童の保護者は、10月16日の聴き取りで、「本人は遅く起きて遅く寝るようなことを言っていたが、今は10時に寝て8時ころに起きる生活をしている。たまたま、聴き取りの前日は緊張して12時ころに寝て起きるのが遅くなった。また、その前日は母親が仕事のトラブルで帰りが遅くなって12時ころに寝ることになった。そうしたことから、朝が遅かったのは聴き取り前の2日間だけだったが、これをいつもの出来事かのように話していたので、緊張していたのかと思った」という主旨の話をした。本件児童の回答には事実とのズレがあったことになるが、本件児童としては、「自分が思った通り」に答えたのだろう。

2) 本件児童の保護者

保護者が自らの子どもが安全な環境の元で安心して学校に通えることを願うのは当然である。それが様々な要因で阻害されれば、その問題の解決に全力を尽くすこともまた当然である。とりわけ子どもがいじめによる行為で安心及び安全を脅かされることになれば、これを解消するために学校へ様々な働きかけをするのは十分に了解できる。

本件児童の保護者は、本件児童の話や様々な情報を元に、自らの子どもが学校等で継続的にいじめを受けていると認識し、これに適切な対応を取るよう学校に求め続けた。それにもかかわらず問題が解消することがなかったことから、「学校は何もしてくれない」との思いが募った。そうした状況で、母親は学校等における本件児童の動向を知り得ると思われる複数の児童に「学校で起きていること」について独自に聴き取りをした。その内容は、概ね本件児童が特定の児童たちからいじめを受けているというものであった。

一般的にこうした聴き取りでは児童たちに圧力を感じさせたり、誘導する質問を投げかけたりする可能性を否定できない。しかし、本件児童の保護者がそれぞれの児童宅を訪問し、その児童の保護者が同席した際には、母親は「本当のことを知りたい」という気持ちを前面に出し、誘導的な問いかけは避けていたことがうかがわれる。これ以外に、本件児童宅で聴き取りが行われた場合には本件児童の父親が同席したという。本委員会としては、このケースにおけるその場の雰囲気

くことが多かった。また、休暇を取って高森町教育支援センター^{*1}への送り迎えをしていたこともある。さらに、本件児童が在宅時には昼食の準備をするなど、本件児童との接触の度合いが高い。また、本委員会に令和5年3月9日、Y病院の受診後に、車中で本件児童と父親が交わした音声記憶が提出された。その中で本件児童は「自分の存在価値」「二重人格」「死のうかと思った」「精神的に死んでいる」といった言葉を発している。これに対して、父親はその発言を受け入れながら、本件児童の心を落ち着かせようとしている。

3) 関係児童

本件児童の保護者は「要望書(2)」において、聴き取りを希望する児童9名のリストを提示した。その上で、9名が「グループ1」と「グループ2」に分けられていた。前者には「やむを得ず本件児童に対するいじめに加担した児童及びいじめ行為の目撃者」とされる5名が、後者には「いじめを行った加害児童」とされる4名が含まれ、具体的な氏名が記されていた。ここで「グループ1」の児童1名は、3件の加害行為を行ったが、自分自身も本件児童に加害を加えた複数の児童から被害を受けており、すでに本件児童との関係も修復されていることから、最初の聴き取り対象者として最も適切であるとされている。また、第2番目に挙げられた児童は、加害児童と行動を共にすることが多い一方で、本件児童へのいじめには関わっていないことから、いじめの目撃者とされている。その後も、本件児童の保護者の認識に基づいて、「グループ2」まで聴き取りに順位を付け、最後の9番目に本件児童に対するいじめ行為において中心的役割を果たしていたとする1名の児童を挙げている。

本委員会には第三者としての立場を維持することが求められているが、被害を訴える児童及びその保護者に寄り添うことも期待されている。これを踏まえて、本委員会としては、聴き取りの対象とする児童を「要望書(2)」に記載された9名とし、聴き取る順についても可能な限り要望に対応することを決定した。

これを受けて本委員会は児童に対する聴き取りの具体的な考え方と方法について検討した。ここで対象となるのは [] である。本件児童の保護者は対象者の記憶が薄れることを懸念して早急な実施を求めている(7頁)。その思いは了解できるが、聴き取りでは1人の児童が自宅や学校などの日常的に順応している場所以外で初対面の成人から質問を受けることになる。こうした状況においては成人であっても緊張感を伴うことから、児童に対しては

*1 高森町が、令和5年4月より、民間の「 [] 」を「高森町教育支援センター」として業務委託した公設民営の施設。以下、支援センターと略記する。

慎重に対応しなければならない。そのため、聴き取りでは5名の委員のうち精神科医師及び臨床心理士の1人が対面することにした。その際、ほかの委員はリモートで出席し、担当した委員がほかの委員からの質問に児童が対応できると判断した場合はこれを実施することとした(8頁)。

こうした方針に基づいて児童の聴き取りを実施するに当たっては、児童本人だけでなく、その保護者の同意が必要になる。そこで本委員会から聴き取りの位置づけを説明し、保護者の同意を得るための文書を送付した。これに対して、明確に拒否する回答はなかったが、その進め方等について不安を表明し、事前に詳細な説明を受けてから判断したいとの声もあった(6頁)。これを受けて、本件児童の保護者から聴き取り対象として挙げられた9名の児童の保護者全員から聴き取りを実施した。その結果、9名の児童のうち7名が聴き取りに応じた。

聴き取りにおいては、ほとんどの児童が軽重の差はあるものの緊張していた。そして、本委員会からの問いかけにときおり沈黙し、また記憶にないと答えることもあった。それぞれの児童と対面した1名の委員は、聴き取りの冒頭で「答えたくないものは無理に答えなくても良い」「聴き取りを止めてほしいと思ったらいつでも言って良い」「誰がどんなことを話したのかは人に言わない」と伝えていたが、聴き取りを途中で停止したケースは発生しなかった。ただ、聴き取り中やその前後に複数の児童が泣き出した。こうしたことから、本委員会としては、 歳前後の児童に対する聴き取りの困難さだけでなく、その影響について懸念した。その後、事務局が個々の保護者に対して児童の様子を確認した。いずれにしても、とりわけ に対する聴き取りのあり方については、その発達段階なども考慮しながら十分な配慮が求められる。

4) 関係児童の保護者

関係児童の保護者の反応は様々であった。本件児童の保護者から第三者委員会による「聴き取りの要請がある」と言われていた保護者がいた。また、「どうして呼ばれたのかわからない」と述べるケースもあった。さらに、「自分たちの意見も聴いてほしい」との意志を表明した保護者もいた。

本件児童に対するいじめ行為を指摘された複数の児童の保護者は、自分の子どもが行ったとされるいじめ行為について謝罪することは当然だと考えていた。ただ、本件児童の保護者との関わりの中で葛藤が生じていることや学校の対応や情報伝達の適切性等について問題を指摘する声もあった。

保護者たちの多くは程度の差はあるものの本件児童を知っていた。その一方で、今回の件で初めて知ったと答えた者もいた。ただ、本件児童に対する直接的な行

為の有無は自分の子どもからの情報か保護者同士の会話に基づいていた。そうしたことから、本件児童に関して「そうした話を聞いたことがある」といった回答も少なくなかった。また、令和3年度まで採用されていた特別支援教育相談員^{*1}の存在が大きかったと述べた後に、町が契約を継続しなかったと受け止めている保護者がいた。そこには、町の対応に対する批判的な意味合いが含まれていた。これについて教育委員会は、令和4年度も継続を求めたが、本人の事情で辞任することになったとしている。町はこれに変わる施設として、令和5年4月に支援センターを立ち上げている。こうしたケースが示すように、人々の間でやり取りされる情報には確かな根拠に基づかないものが含まれる。

そもそも、同一の事象に対しても個々人の置かれた状況によってその意味づけに違いが生じるのは当然である。そうしたズレを当事者だけで縮小することはきわめて難しい。そこで問題になっている事象について、利害関係を有しない者が調整を図ることが期待される。その役割を学校が果たせばいいが、学校におけるいじめの問題では、ほとんどの場合、学校自身が当事者である。そうした中で、相談員は児童とその保護者だけでなく教員の相談にも乗っていた。本件についても、身近に接触できる利害関係を有しない個人や組織が存在しなかったことが問題の解決を困難にしたと思われる。

5) 学校関係者

本件児童が通う[■]学校の管理職及び教員たちは、本件児童の保護者の訴えがあるごとに、それなりの対応をしていたと認識していた。管理職を含めて複数の教職員が本件児童の休み時間の様子を観察したり、トイレを回ったりした。そうした状況で、本件児童はいじめ行為をしたとされる児童も含めて楽しく過ごしているように見えていた。また、本件児童に登校しぶりの兆候が現れはじめてからは、下校前にその日の状況について担任が本人と話す時間を設けていた。その際に、本件児童が「今日は100点」と答えたり、マスクの紐が切れたとき、いじめの加害者とされている児童からマスクをもらって嬉しかったと話したこともあった。しかし、本件児童の保護者は、本件児童がこれとは異なる心情や思いを語ったとして、学校に対する批判が収まることはなかった。

そうした状況で、令和4年7月4日に発生した本件児童に2名の児童が馬乗りになったことは、本件で最も深刻な事態をもたらした。それは本件児童の保護者からの訴えを受けて実施した学校側の聴き取りが十分でなく、事実と異なる情報を本件児童の保護者に伝えたからである。これに対して本件児童の保護者は本人

*1 以下、相談員と略記する。

が言っている事実と異なるとして抗議した。ただ、本件児童の保護者が、この件を訴えた連絡帳には、馬乗りになった児童2名のうち、1名が記載されていなかったことも、担任との間に齟齬が生じる要因になったと推測される（54頁）。

本件児童の保護者の訴えを受けて、管理職が改めて確認したところ、2名の児童が本件児童の上に乗ったことが判明した。このことが、それまでも学校が十分な対応をしておかなかったことを批判していた本件児童の保護者の学校に対する不信感を極限にまで高めたと思われる。

このとき学校は、加害行為をしたとされる保護者へ学校が認知した事実を連絡しただけで終わっている。これを受けた保護者が本件児童の保護者宅に謝罪に訪れた。しかし、本件児童の保護者はその場での加害者とされる児童の保護者の態度が納得できなかったとして2家族の謝罪は受け入れられないままで終わった。

そのうち1人の児童の保護者は、学校から連絡を受けていた内容とは異なる行為で本件児童の保護者から批判されたとしている。このとき学校がどのような伝え方をしたかは措くとして、発生した事実に対する学校側の情報が本件児童に対して加害行為をしたとされる児童の保護者に正しく伝わっていなかったことになる。こうした学校の対応が問題を深刻化させたことは否定できない。その後、本件児童の父親と加害者とされた児童の父親が学校で話し合うことになったが、初期の段階で学校がこうした機会を設定していれば、問題は解消しないまでも状況の深刻化を抑制できる可能性はあったと思われる。

ここまで、聴き取りに応じた各関係者に対する本委員会の認識について、その概要を記した。次章では本件児童の保護者が指摘する個々のいじめ行為についての分析と検討を行う。

第3章 本件児童の保護者が挙げる本件児童に対する行為の認定

1 本件児童の保護者の訴え

本委員会は、本件児童が●年時の令和4年12月1日に欠席が30日に達したことから●校長が高森町佐藤増夫教育長に提出した重大事態発生の報告を受けて設置された。しかし、こうした不登校日数とは関わりなく、本件児童の保護者は、相当以前から本件児童が学童を含めていじめを継続して受けたと訴えていた。本件児童の保護者は令和4年11月21日、校長宛に「●年●組 □□□□（本件児童名）のいじめ被害経緯書」^{*}を提出しているが、その内容の多くは本件児童の保護者の代理人が本委員会に提出した「要望書（1）」に含まれている。

「要望書（1）」は「本件事案に関する整理と本要望の理由」として、「本件事案は、いじめの中心メンバーである児童A、B、Cとその周囲のD、E、Fが本件児童に対し、令和3年4月ごろ（●年時）から令和4年10月中旬（●年時）にかけて、『歩道上で押し倒す』、『無理やり校庭の雑草を食べさせる』、『棒で突く』、『腕を叩く』、『本件児童の容姿や名前を揶揄する』、『遊びから仲間はずれにする』、『死ね、クズなどの暴言を言われる』、『無視をされる』等のいじめを受けた結果、自らの手拳を顔にぶつけるなどの自傷行為に至り、同年10月17日より不登校となった事案である」と記し、「本件児童は同年11月1日に精神科の受診を開始し、最終的に令和5年1月10日には●の診断を受けている」とのまとめからはじまっている。

また、本委員会の聴き取りにおいて、本件児童の保護者は概略以下のようなことを述べた。

- ①学童のときにも本件児童がいやなことをされていたが、その時点では学童関係者の「やったりやられたり」といった説明を受け入れ、また保護者も本人に「やりかえしなさい」と言ったこともある。ただ本人はそれができる性格ではないとの認識もあった。
- ②その後、本件児童の●生時にもいじめと思われることが発生し、そのたびに学校に相談した。これに対して学校は「いじめに該当することはない。本人は元気に過ごしている」といった肯定的な回答を繰り返した。
- ③本件児童が●年時の7月4日に2人の児童が本人に馬乗りになることがあったことについても、学校は当初、乗ったのは1人としていたが、結果的には2人が乗っていたことが判明した。こうしたことから本件児童の保護者は学校の対応に不信感を募らせていった。
- ④こうした中で、令和4年12月16日に、校長及び教頭と会い、2時間30分

*1 以下、経緯書と略記する。

ほどに亘って、本件児童が●年生時の12月に起きた行為から12点について学校の対応について質問した。ところが、学校は7月7日以降の1週間程度のことしか聴き取りを行っていないことがわかった。

学校は、本件児童の保護者に「とくに問題はない」と言い続けるだけだった。本件児童の保護者はこれを受け入れていたが、自分たちの訴えや依頼について、学校は具体的な調査や聴き取りを行なっていなかった。また、本件児童の保護者は、親として子どもを理解してやれず、こうした状況に追いやったことに自責の念があると語った。そして、いじめをする児童も心の課題を抱えているのではないかと述べている。

こうした経緯を踏まえた上で、本件児童の保護者が本件児童に対するいじめとして挙げた行為について検討を進める。

2 本件児童の保護者が挙げる本件児童に対する行為

(1) 児童Aの指示による下校時から学童保育までの行為

本件児童が●年生に進級した令和3年4月以降、児童Aに指示された児童B・C・Dが、下校後から学童保育の時間に至るまで、本件児童の腕を叩く、棒で身体を突く、煽り立てる、挑発を行うといった行為を週に数回の頻度で行っていた。¹

記載された内容のうち、

・担任が「棒で身体を突く」行為を確認した。

本委員会の聴き取りではいずれの行為も週に数回という頻度も含めて具体的な行為としては確認できなかった。ただ、学童に行く道で歩きはじめてから児童Dが本件児童を押し、これを本件児童が返して児童Dが転んだことがあると述べた者がいた。また、そうした行為が誰かの命令によるものではなかったとも語った。

なお、本件児童との関わりとは別に、児童Aが学童に行く道でランドセルを後ろから引っ張ったことから、転んでけがをしたと語った児童がいた。このときは学童の引率担当者が気づいて児童Aを叱り、本人が謝ったという。これについては、「自分が気づかずに児童Aにむかつくことを言ったのだと思う」と付け加えた。

*1 本件児童の保護者が本委員会に提出した「要望書(1)」に記された内容をそのまま転載する。ただし、用語を統一するために、「漢字⇄ひらがな」に変換したものが含まれる。以下、(18)まで同様。

また、「下校から学童保育まで」以外も含めた「煽り立てる」「挑発を行う」等の行為については、たとえばサッカーをしている際に、児童Aらがヒートアップして、「かかってこい」「おれたちが絶対勝つ」といった「煽り」や「挑発」と受け止められる発言をすることがあった。本件児童については、当人がボールを拾おうとしたとき、児童A、B、Cが押すなどの行為をしていたと述べた者がいた。

その一方で、少なくともサッカーに関しては、それらの行為が本件児童だけに向けられたものではなかったと言う者もいた。また、児童Aはリーダーシップを取ることが多く、サッカーのときに指示することはあるが、そのほかの状況で「あれしろこれしろ」と言うことはないと言った児童がいた。そして本件児童が児童Aと一緒にサッカーをしているとも語った。ただし、児童Aの指示に関しては、児童Aはサッカーが得意で運動に自信を持っており、他の児童をリードしていたとした上で、とくに指示をしない場合でも、周りが児童Aの気持ちを読んで、指示されたかのように行動する傾向があると認識している者がいた。

なお、本件児童が●年時だったとき、担任が記した週案の教頭所感欄に「友達関係のいさかいでいやな思いをした児童に対してしっかりと関わり、話し合いを通していやなことをしないこと、何かあったら自分の言葉でしっかりと伝えることなどを指導していただきました。今後も、トラブルを成長のチャンスととらえ、前向きに取り組んでいただけたらと思います」との記載がある。これは教頭が担任の学級経営について評価したものであるが、記載時期は令和4年1月である。そこには具体的な内容や名前は記されていないものの、児童間にトラブルがあったことがうかがえる。そこで、本委員会としては、その詳細について聴き取りを試みたが、関係者の健康上の理由から確認はできなかった。

(2) 容姿や名前のからかい、暴言等

令和3年4月以降、児童A、C、E、Fから「 」「 」など容姿や名前をからかう、「●●」などの暴言や容姿を侮辱する発言を継続的に受けた。

記載された内容のうち、

- ・本件児童の容姿や名前をからかう行為があったことを確認した。
- ・誰がどの言葉をどの程度使用していたかについては確認できなかった。

この件については、その時期は特定できないが、本件児童が、その容姿や名前に関わるからかいを受けていたことは複数の児童が認めている。ただし、それが児童A、C、E、Fの全員からのものか、また誰が、どのような内容を、どの程度言っていたかは確認できなかった。

こうした状況で、本件児童は言葉を返せないようだったと語った児童がいた。また、そのような発言をほかの児童から咎められても、その場では収まったが、その後もしつこく言っていたとの情報も得られた。

ただし、容姿や名前のからかい等は本件児童に対してだけでなく、他の児童にも向けられていたと述べた児童がいた。

(3) 校庭の雑草を食べさせられた

時期未特定であるが、校舎の前にある日時計の陰で児童Aが本件児童に校庭に生えている雑草を食べさせた。

本件児童の保護者の情報以外から

- ・本件児童が児童Aから校庭で草を食べさせられたことは確認できなかった。

学校の日時計は、校舎にいる教師に見えない場所にある。これは時期不明としているが、令和4年1月2日に従妹たちが本件児童宅に集まっていたとき、本人が「おれ、草を食べろと言われて食べさせられた」と言ったことから、その場にいた者が驚いたという。この時期は本件児童が●年生だった。その後、本件児童の保護者は、令和5年3月には、「教室とグラウンドの間の斜面の日時計がある場所で、教室の先生から見えないようにかくれて緑色の草を食べさせられた、飲み込まず口の中にためていた、□□（本件児童）1人で、周りには誰もいなかった。草を食べさせられたのは1回だけと話した」と記している（「要望書（6）」）。その内容は「食べさせられた」という発言から。より詳細で具体的になっている。学校としてはこの事実を確認できなかったとしている。

このことに関連して、徒歩で学童に向かう途上で本件児童が草を食べたとの情報があった。その際は、本人が吐き出しそうにしているのを見た上級生が止めるように言ったという。このときは、児童Aが「ユーチューブで食べられる情報を得た」といった主旨の発言をしたところ、本件児童が自分から口に入れたという者もいた。さらに本人が「バナナシェークの味がする」と言ったという。これは

「誰もいないところで児童Aに食べさせられた」という本件児童の保護者の訴えとは別件になる。

本委員会は校庭の件は確認できなかったが、学童へ向かう際に発生した事態についても、本件児童が児童Aから草を食べさせられたのか、自ら食べたのかを判断する情報を得ることができなかった。また、児童Aの保護者は本件児童の祖母と会った際に、「[REDACTED]」と抗議されたという。ただし、その後、児童Aの保護者が「うちの子がサバイバルが好きで食べられるものとそうでないものがわかるからそんな話をしたのだろう」と伝えたところ、祖母の理解が得られたと思ったという。ところが、本件児童の保護者によれば、祖母はそうした児童Aの保護者の回答を聴いて、呆れて返す言葉がなかったという。そうであれば、児童Aの保護者の認識とは異なり、問題は解決していなかったことになる。

なお、本件児童の保護者は、児童Aの保護者が、「自分の子どもが草を食べさせたにもかかわらず、□□（本件児童）が勝手に食べたといったことを関係のない人たちに言っている」とし、先方が「[REDACTED]」に私たちのことをすごく悪く言っているのは、学校が事実を伝えてないからではないかと尋ねたと記している（「要望書（6）」）。

本委員会は本件児童が「学校の校庭とは別の機会に草を口にした」ことは確認できたが、その行動を引き起こした原因について判断できる情報を得ることができなかった。しかし、これに対して「いずれか一方が真実を語っていない」と結論づけることはできない。人の行為は外形的には明らかであっても、それを誘発する要因は多様である。本件では児童Aは「ユーチューブで食べられると言っていた」との情報を提供しただけだという。しかし、その発言がなされたときの状況や具体的な言い回しについての情報は無い。それによっては、本件児童が日常の関係を念頭に置いて、「食べる」と指示されたと受け止める可能性はある。また、当人に友達と一緒にいたいという気持ちがあれば、これに迎合する思いに至ることもあり得る。さらに、一般的には、日常の対人関係において仲間の中で目立った行動をすることで自分が評価されると考え、自ら進んで特定の行動を取る事例も見られる。そうした場合は、食べる行為だけでなく、特定の味がするといった発言を誘発する可能性も完全には否定できない。こうした見方や認識は成人を含む人間が持っている反応様式の1つである。いずれの可能性も本件児童の保護者には受け入れ難いものであろう。ただ、本委員会が第三者としての役割を果たすためには、様々な可能性を考慮しながら分析を進めていくことが求められているのである。

・担任は12月23日のこととして、上記(1)で「棒で身体を突く」行為を確認したことを認めているが、本件と明確に区別していない。そのため、児童Aに指示された児童Dが本件児童を「歩道に押し倒した」ことは確認ができなかった。

ここで指摘されている担任は12月23日に母親からの連絡帳代わりの紙に書かれたものを本件児童が持ってきたことから本件を知り、加害者とされた児童から個別に話を聴いている。その中には隣のクラスの児童もいた。聴き取りはつじつまが合わないところは確認しながら進めた。その結果、実際に本件児童に対して木の棒を向けたことを確認したという。児童たちは誰かに言われてしたとか、たまたまそこにあったのを持ったことからはじまったといった話をした。また、担任は、学童の担当者が本件で児童を指導したことを把握している。担任は、このとき関係したと思われる児童に対する聴き取りの結果を、その日の夕方に本件児童の父親へ電話で連絡した。また、関係した児童の家庭にも電話で連絡したという。

当日は冬休みに入るところだったので、担任は児童たちに「駄目なものは駄目」と指導し、本件児童の保護者には冬休み明けから様子を見ていくと伝えた。その後は児童たちの行動を観察したという。

担任は「元気な子どもが多くいろいろトラブルはあったが、その都度解決していた」と語った。また本委員会の聴き取りで、「担任が話をよく聴いてくれた」と評価する児童もいた。しかしながら、その後も本件児童が様々な行為を受けたと訴え続けたことから、保護者は「改善が見られない」との思いに至っている。

なお、本件部分は、すでに見た「(1) 本件児童が●年生に進級した令和3年4月以降児童Aに指示された児童B・C・Dが、下校後から学童保育の時間に至るまで、本件児童の腕を叩く、棒で身体を突く、煽り立てる、挑発を行うといった行為を週に数回の頻度で行っていた」(24頁)とも重なりがあると思われるが、本委員会の聴き取りで、当時の担任は12月23日に本件児童の保護者が訴えたことに関連して「棒を向けた」ことを確認したと述べた。

その後、本委員会は本件に関して、特定の児童による指示の有無や「棒を向ける行為」以外のものについてより詳細な情報を得るため、再度の聴き取りを計画したが、当人の体調不良により、これを実施できなかった。

(6) 教室のベランダでの囃し立て、威嚇等

令和4年1月から3月ごろにかけて、児童A乃至Eから、教諭の目が届かない教室のベランダで囃し立て、威嚇、挑発を受けるということがあった。

本件児童の保護者の情報以外から

- ・当該期間に、児童A乃至Eから教室のベランダで囃し立て、威嚇、挑発を受けたことは確認できなかった。

これについては、「教諭の目の届かない教室のベランダ」と特定されていることから、学校関係者はそうした事象を認識できなかったことになる。ただ、担任は、児童が休み時間にベランダで遊ぶことはよくあり、遊ぶ中でいやだったことを訴えてくる児童がいた。その際は話を聞いて指導をしていたが、本件児童にだけ、本件児童の保護者が訴える行為が繰り返し行われていたとは認識していなかったという。また、担任が記載する週案の記録や心のアンケートからもそうした状況を把握していないとしている。

本委員会としても、これを事実として評価できる情報を得ることができなかった。

(7) トイレの個室にトイレットペーパーを投げ入れる

令和4年4月20日、本件児童が〇〇学校の個室トイレに入っている際に、児童Bが個室にトイレットペーパーの芯を投げ入れた。

- ・本件児童が〇〇学校の個室トイレに入っている際に、児童Bが個室にトイレットペーパーの芯を投げ入れたことを確認した。

学校は、事実確認をした上で指導したとしている。児童Bは担任と隣のクラスの教諭から叱責されている。これを受けて、児童Bは本件児童に謝罪し、本件児童は安心することができたと話していた。これについて本委員会は、児童Bとしては、トイレからトイレットペーパーの芯が出てきたのでこれを元に戻すとまた出てきたので、さらに戻しているうちに別の個室に入ったが、そこに本件児童がいたことは本人が出てきてからわかったという情報を得ている。こうしたことから、児童Bがトイレットペーパーを個室に投げ入れたことは事実だが、それが本件児童に対する意図的なものであったとの判断はできない。

その後、教頭、学年部担当、特別支援教育支援員が交代で休み時間にトイレの

見回りを重点的に行った。その際に、たまたま本件児童が「紙がないけん投げて」と言い、これに児童が「いいよ」と答える場面に遭遇している。学校は、本件とは別の時期ではあることを認識した上で、「こうしたやり取りもあるのか」と思ったという。

(8) 休み時間中に仲間はずれにした

令和4年4月から夏休み後の8月中にかけて、児童Aが中心となって「短い休み時間」中に同級生が行うゲームから仲間はずれにした。児童Aは、周囲の同級生に対し、本件児童のことが嫌いであると話をするなどしていた。

本件児童の保護者の情報以外から

- ・令和4年4月から夏休み後の8月中にかけて、児童Aが中心となって「短い休み時間」中に同級生が行うゲームから仲間はずれにしたことは確認できなかった。

児童1名から

- ・児童Aが本件児童のことが嫌いであると話したことを確認した。

本件について学校は本人からの訴えがなかったとして、個別対応はせず、児童全体に対して休み時間の過ごし方の指導をした。この件について「要望書(6)」で、本件児童の保護者が複数の児童から聴き取った内容が記載されている。

これについて、本件児童の母親が、みんなから聴いたことを書いたノートを持ってきて、「知ってることを話して」と言われたので、児童Aが本件児童を嫌いだと言っていたことを伝えたと言った児童がいた。ただし、児童Aがその発言をした前後の脈絡は明らかでない。この点については、児童Aが本件児童の保護者からしていないことをしたと決めつけられて、本件児童がいやだと思ったり困ったりしたことがあったとの情報や本件児童から泳力調査で「自分の方が泳げた」「自分の方が上だ」と言われいやな気分になったという情報もある。

なお、ここで訴えられていることとは直接的な関係はないが、「あだ名以外のことで本件児童がいやなことをされているのを見たことはない」と答えた児童もいた。

児童Aについては、リーダーシップを取っていることや友達からふざけるなど言われたりしていると述べた児童がいたが、児童Aが中心となって本件児童を仲間はずれにしたか否かについては確認できなかった。

(9) ●●の技をかける、首を掴むなどの暴行

令和4年4月以降に、児童Eが、本件児童に●●の技をかける、首を掴む暴行を行った。

・担任が、令和4年4月以降に、児童Eが、本件児童に●●技をかける、首を掴む暴行を行ったことを確認した。

この件については、4月21日の本件児童の保護者からの連絡帳に児童Eからほぼ毎日いやがらせを受けており、叩いたり、押したり、首をつまんだり、あだ名で言ったりするとの記載があった。これを受けて担任が児童Eから聴き取りをしてそうした行為をしたことを確認したため本人を指導した。

その後、6月24日にも連絡帳で児童Eが●●の技をかけたり、叩いたりしていることを確認している。このとき児童Eは謝罪し、本件児童も「自分もやり返したりひどいことを言ったので謝りたい」と発言したことからお互いが謝罪したという。

児童Eが関わった2件の行為の間に2ヶ月の間があることから、担任が4月に指導した効果がなかったことになる。

なお、「要望書(6)」の6月24日には、「担任より、聴き取りを行い、悪かったことを認め反省し謝罪させています。注意を払って見ていく。すいませんと記入」との記載がある。これは担任からの連絡帳による情報だと思われる。

(10) 事実に反することを言われる

児童Eが、本件児童が「タバコを吸ってポイ捨てしている」といった事実に反する事柄をしつこく言い続けた。

・学校は、児童Eが本件児童について、「事実に反する事柄」を言っていたことは確認したが、「タバコのポイ捨てをしている」との発言をしたか否かは確認しなかった。
・本委員会は「タバコ」に特定した発言は確認できなかった。

本件について、学校は児童Eが、「□□が好きだと言っていた」など「事実でないことはわかっていて言った」と話したことから、本件児童に謝罪し、こうしたこ

とを二度としないと約束したという。なお、この件は本件児童の保護者が提出した「経緯書」では、上記（９）に含まれており、「本件児童がいやがっているにもかかわらず、ありもしない話を事実のように言い続ける」と記した後に、一例として「タバコの件」が記載されている。本委員会も、児童Eが「タバコを吸ってポイ捨てしている」と発言した事実は確認できなかった。

（１１）体育館で上に乗られる

令和４年７月４日、体育の授業後に児童CとEが本件児童を押し倒し、馬乗りになった。その際、児童Aは、本件児童が「泣きよるばい」と発言した。

- ・令和４年７月４日、体育の授業後に児童CとEが本件児童を押し倒し、馬乗りになったことを確認した。
本件児童の保護者の情報以外から
- ・児童Aが、本件児童が「泣きよるばい」と発言したことについては確認できなかった。

本件は、７月４日の夜に本件児童が母親に伝えたことで、母親が連絡帳にその旨を記載した^{＊１}。これを受けた７月５日に担任が本件に気づいた者がいないか女子児童を含めて聞いた^{＊２}。その結果、本件児童と児童A、C、Eの４人以外は誰も見たり聞いたりした者がいなかった。そこで本件児童と児童A、C、Eから聴き取りをした。児童A、C、Eの３人によれば、「本件児童が自分から倒れ、これに児童Eが誰かにぶつかって上に乗ってしまった。児童Aはそれを見て心配して近づいた。児童Cはその様子を見ていた」と述べた。そこで担任が本件児童にその内容を伝え、

*1 本委員会の聴き取りに応じた児童の１人は「(自分が)体育館シューズを脱ぎに行き、教室に帰るときのことだった。その後はみんなで並んで教室に戻った」と語り、他の児童は「体育の時間の前、給食より前の時間」と述べた。これについては、担任が「合同の体育の授業の後」と述べていることから、本件の発生が授業後であることが特定できる。ただ、こうしたケースは、聴き取りから得られる情報に記憶の曖昧さが伴う可能性があることを示している。

*2 本件については、本件児童の保護者と担任間で交わされた連絡帳の内容も含めて、次項「３ 本件児童の保護者の訴えと学校の対応 ４）７月５日～８日」（５４頁）で改めて触れる。

*3 本件児童が在籍していた学級の児童数は●名である。

本当はどうだったのかを尋ねると、「3人の話のどれが本当かわからない」と答えたとという。なお、担任教諭は初任者であったことから、聴き取りには初任者研修拠点校指導教員^{*1}も同席した。また、本委員会は、上記以外の児童1人も2人が本件児童の上に乗ったのを見たとの情報を得ている。

担任はこうした聴き取りの結果を本件児童の保護者に電話で伝えた。本件児童の保護者が提出した「経緯書」には、担任からの電話連絡で「本件児童の上には1人しか乗っておらず、本件児童がお母さんに心配してほしくて嘘をついたと言われた」と記されている。これについて担任は「聴き取りの結果から母親には『はっきり言えない』」と伝えたという。また、「本件児童が嘘をついたとは言っていない」と語っている。

なお、令和5年1月23日に、本件児童の保護者が本件児童からこのときのことを聞いている。それによれば、「担任と本件児童、児童A、Eの4人で話したときに、2人がでたらめなことを言う。先生がそうなのと聞く。どうせ本当のことを言っても、先生たちが対応してくれないから、うんと言った」と語ったという（「要望書（6）」）。ここで児童Cは言及されていないが、その後の情報を勘案すれば、児童Cは本件児童に乗っており、担任に事実を言っていなかった。ただし、最初の担任による聴き取りに児童Cが含まれていなかった可能性があるが、これについては改めて検討する（55頁）。

本件児童の発言は本件発生から6ヶ月経過した時期での記憶であるから、曖昧になることは当然である。ただ、学校関係者は本件児童が、「本当のことを言っても対応してくれないから『うん』と答えた」とは受け止めてはいなかった。学校関係者は、ほかのケースも含めて、本件児童の発言と、その後になって伝えられる本件児童の本意に大きな差があることに困惑している様子がうかがわれた。

こうした状況で、担任は本件児童の保護者に聴き取りの結果として児童に乗ったのは1人だったと報告した。これに対して、翌7月6日に、本件児童の保護者が、別の児童が学校から伝えられた事実と異なる話をしていると電話してきた。そこで今度は教頭が7月7日に3人の児童から聴き取りをした。その結果、児童EとCが本件児童の上に乗っていたことが判明したため、学校が児童3人の保護者にその内容を伝えた。これを受けた児童3人と保護者がその日のうちにそれぞれ謝罪のために本件児童宅を訪問した。このうち、2人の児童と保護者については、本件児童の保護者の納得が得られないまま終わった。

本件は複数の児童が関わっており、その場でこれを見た者がいた。そのため、本件児童のみの発言によるものとは異なり、事実であることが確認できる。その上で、

*1 以下、指導教員と略記する。

保護者間の謝罪が成立せず、とりわけ「本件児童に乗る」ことはなかった児童Aの保護者との関係が改善されないまま今日に至っている。こうした事態に及んだ要因として学校の対応を検討する必要があるが、これについては改めて取り上げることとする。

なお、本件とは別に、マット運動をする授業の休憩時間に、ころころ転がる運動の延長で本件児童の上に児童A、E、Cが乗ったのを見た児童がいた。本件児童が痛いと言っているとき、「ごめん」と言わずに、気づかない風で笑ってごまかしていたという。

(12) 本件児童を蹴る

児童らの間には、「けりごっこ」という名称での暴力が行われており、児童Aが指示を行って、その他の児童が本件児童を蹴ることが継続的にあった。

・教頭が、聴き取りで、児童Aが悪口やけりごっこで蹴るなどしたり、他の児童に対して本件児童を蹴るように指示を出したりしたことを認めたとしている。

体育館で7月4日に発生した本件児童の上に乗ったことについて、教頭が改めて7月7日に聴き取りを行ったが、その中で、「けりごっこ」という遊びが体育の着替えのときに行われていることを把握した。そこで、体育で男子児童たちが着替えをする際は、特別支援教育支援員¹に入ってもらうことにした。

また、学校はこれが学童の中で行われていることを把握したが、8月になって、学童関係者から「けりごっこというのは、男の子同士で戦いごっこのようなテレビの戦隊ものやゲーム（ストリートファイター）のまねごとをして遊ぶことを指している。本当に蹴り合うのは危ないのでやめるように注意したことはある。お互い様で一方的に誰かを蹴るようなことはなかった」との情報を得たという。このとき本件児童は学童をやめていたが、それは本件児童が学童に通っていた当時の話だとしている。

このときの聴き取りで、児童Aが悪口やけりごっこで蹴るなどしたり、他の児童に対して本件児童を蹴るように指示を出したりしたことを認めたとする。この点に

*1 これは、「児童への生活や学習の支援を行う」ことを目的に町が委託契約で採用しているもので、当時は1年生に配置されていたが、学校は本件児童の問題に対応するため、これを本件児童のクラスに張り付けた。以下、教育支援員と略記する。

については、学童関係者の「お互い様」とは異なる状況があったことになる。

なお、教頭が実施した聴き取りで複数の児童が教頭から圧力と恐怖を感じたと述べている。事実、このとき児童Aは、知らないことを聴かれたので思い出せないと答えると教頭から「やったんでしょ」と決めつけられたという。こうした状況が児童たちに与えた影響については改めて検討する。

(13) 胸部を爪を立ててつねる

児童Aが、令和4年6月に本件児童の腹部右側、同7月初旬には胸部の右側を、爪を立てた状態でつねり、約15mmほどのあざができていた。

・本件児童の保護者から提出された写真と診断書から、本件児童のあざは確認できたが、それが児童Aの行為によるものとの判断はできなかった。

これについては、「要望書(1)」に病院で診察した際の写真(3枚)と「病名 皮下出血 右胸部に15mmほどの皮下出血を認める」との診断書が添付されている。当初、本件児童は「ぶつけた」と言っていたが、診断からおよそ1ヶ月半経過した7月24日に「児童Aからされた」と述べたという(要望書(6))。学校としては児童Aが、いつ、どこで、どんなやり方で本件児童にあざを作ったかを確認できていないとしている。また、児童Aの保護者はこれを強く否定している。

なお、同じ6月ころ本件児童の腹部にあざがあることに保護者が気づいたが、これについては7月28日の入浴中に児童Aによるものだと語ったという。

本委員会は提出された写真と診断書から、本件児童のあざは確認できたが、それが児童Aの行為によるものとの判断はできない。

(14) 名前をからかう

令和4年7月8日に、児童Fが本件児童の名前をからかい、本件児童が担任に相談したことで、担任と教頭から注意を受けた児童Fは、本件児童を無視するようになった。

- ・担任が児童Fが本件児童に対する名前のからかいを行ったことを確認し、謝罪させた。
- ・児童Fが本件児童を無視するようになったことは確認できなかった。

これについては、担任が児童Fに確認したところ、本件児童に対する名前のからかいを認めたのでこれを指導し、本件児童への謝罪の場を設けた。無視については児童Fが否定したので確認には至らなかった。

その日の3時間目に当該学級において校長が絵本の読み聞かせを行い、名前を大切にすることについて指導した。また、名前に際していやな思いをしたことがないかアンケート調査を実施した。その結果を集約し、子どもたち同士で名前についてのからかいがあった件については、個別に指導を行った。

このアンケートで児童たちは「1. 自分の名前は好きですか」の問に対して「好き」「きれい」に付けられた()に○を入れ、それぞれ「そのわけ」を記入する。さらに「2. 名前をあそびに使われたり、いやなことをされたりしたことはありませんか。また、されている人を見たりしたことはありませんか」との質問に自由記述で答える。これに22名中18名の児童が回答した。

このうち本件児童のみが「きれい」に「○」を記入し、その「わけ」を「ともだちから名前のわるくちをいわれるから」と回答している。また、13名は「2. 名前をあそびに使われたり、いやなことをされたりしたことはありませんか。また、されている人を見たりしたことはありませんか」に回答しているが、本件児童には記入がない。これは、上記の「きれいなわけ」と重なっていると考えたのだろうか。こうしたことから、本件児童が自分の名前に関わる「わるくち」から、自らの名前に対して否定的感情を抱いていることがわかる。

なお、回答した児童のうち2名が、「2」の記述の中に、いやなことを言った者として本件児童の保護者がいじめをしているとした複数の児童の名前が記載されていた。この結果を踏まえて、担任は「名前で遊ぶことは人がいやがる行為なので『いじめである』という認識のもと『いじめをなくす取組』を進めていく必要がある」とまとめている。

(15) 暴言を吐かれる

児童A、Fから「死ね」、児童A、C、F から「クズ」と言われるようになった。

- ・学校は、本件児童が児童A、F、C、Fからいやなことを言われた事実を確認したが、「死ね」「クズ」との発言は明らかになっていない。
- ・本委員会の聴き取りにおいても、「死ね」「クズ」の発言は確認できなかった。

本件児童が上記児童たちからいやなことを言われた事実は学校で確認しているが、「死ね」「クズ」との具体的な言葉が使われたか否かについては明らかでない。学校としては、そうした言葉が使われた場合、言われた本人やそれを聞いていた周りの児童たちが「心のアンケート」に記述したり、「帰りの会」や「昼休み」に訴えてきたりする可能性があるが、そうした事実はなかったという。なお、このほか落書きなども含めて、こうした事態が発生すれば学校の人権委員会を開くことになっているとしている。

これに関連して、学童においてはゲームに影響されてか、本件児童が「ころすぞ」「死ね」といった言葉を使ったので、「そういう言葉を使っては駄目よ」と言ったことがあるという。今日の時代環境で、学童においてもこうした言葉を児童が使っていると語った関係者がいた。これに関連して、学校は、学童関係者から、本件児童に言葉づかいについて指摘した際、知らないふりをするような態度に見えたという情報を得たとしている。また、本委員会の聴き取りで、本件児童を指導する際に集中力に欠けて話を聴いていない、素直に言うことを聴かないとの印象を持った者がいた。本件児童については優しさや穏やかさが感じられるという肯定的な評価が多かった。聴き取りをした複数の関係者が、本件児童を、親しみを込めて「□□ちゃん」と呼んでいた。そうした中で、これは成人の視点だが、本件児童に対する否定的なものである。

・なお、本件児童が「児童A、Fから『死ね』、児童A、C、Fから「クズ」と日常的に言われていた」と語ったのは、令和5年3月になってからである（「要望書（6）」）。

また、令和4年3月ころ、オンラインゲームでのやり取りの中身や言葉が良くないと感じた本件児童の父親が本件児童と話し合っ、オンラインゲームをやめさせている。

(16) サッカーのチーム分けで仲間はずれや無視をされた

令和4年9月から10月にかけて、児童Aにより、昼休みのサッカーでのチ

ーム分けの際に、仲間はずれや無視を週3～4回、継続的に行われていた。それでも他の児童にお願いし、サッカーに入ると、「何で入るととや」と怒られたり悪口を言われた。

・学校はチーム分けに際して問題が起きることを認識し、これを指導した。

本件児童の保護者の情報以外から

・児童Aが本件児童に対して仲間はずれや無視を週3～4回、継続的に行っていた事実は確認できなかった。

学校は、本件児童の学年でサッカーのチーム分けについて問題が起きることがあることを認識した。そこで、皆が楽しめる遊びにするために話し合い、改めて学年全体と関係児童に対して指導し、引き続き状況を把握することとした。ここで関係児童とはサッカーをするときにチーム分けや指示を積極的に行っていた児童A、B、C、D、E及び本件児童の保護者が聴き取りの対象として挙げていない児童1人を指している。

学校としては、本件児童に児童C・Eが乗った7月の事案以降は、とくに注意して児童A、C、Eの様子を見るようにした。そうした中で、本件児童は友達とサッカーをしたり一緒に勉強したりする様子が多く見られた。この時期はとくに児童Eと仲良く遊んでいたという。

サッカーに関しては、複数の児童が、具体的な時期は特定できないが、既述したものを含めて、以下のようなことを語っている。

「サッカーをするときはジャンケン（グウとパー）でチーム分けをする。」

「偏りがあるときは決め直す。リーダーはいない。」

「児童A、C（ほか1名）が上手。彼らが一方のチームに偏ることはあまりない。差があるときは2：4とかになる。」

「サッカーをしていない人に当たってゴールになったときなどはもめることがあるが、PKとかにする。」

「 年生とそれ以下の学年はボールの大きさが違う。はじまってから入れてという人がいたときは、『ごめん』と言って断る。」

「本件児童だけが入れてもらえなかったことはない。」

「児童Aはリーダーシップを取ることが多く、サッカーのときに指示することはあるが、ほかのときに『あれしろこれしろ』と言うことはない。」（25頁）

「本件児童は児童Aと一緒にサッカーをしている。」(25頁)

「本件児童がチームに入るとキーパーが上手。キーパーでないときもボールを遠くまで蹴ってくれる。本件児童が入ってくると面倒だといった思いはなかった。」

(15頁)

「児童A、C、Eに、サッカーのときに『あだ名などを言うてはいけない』と言っても聞かなかった。」

「学童のとき児童Aが『かかってこいよ』などと言いながら煽っていた。」(25頁)

「サッカーのとき対決して自分たちが勝ったりすると煽っていた。」(25頁)

これに関連して、学童でもサッカーが上手な子は勝ち負けにこだわってヒートアップすると、本件児童に限らずほかの児童に対して強い言葉を発することがあったという。本委員会が実施した聴き取りでは、本件児童を特定して排除する行為があったとの情報は得られなかった。ただし、本件児童の保護者は本件児童ともう1人の児童だけが排除されていたとの情報をほかの児童から聴いたと訴えている(15頁)。

こうしたことから、サッカーに関しては、様々な局面で児童たちにトラブルが生じていたことはあったとしても、本件児童あるいはもう1人を対象にした仲間はずれや無視をしていた事実は確認できなかった。令和4年9月から10月という時期と重なっているか否かは明らかでないが、週3回から4回かつ継続的な行為であれば、サッカーをしていた児童から「本件児童だけが入れてもらえなかったことはない(上記)」との答が出てくる可能性は低いと思われる。

(17) 不登校になる前に無視される

本件児童が不登校になる前に、同じクラスの児童A、C、F、その他児童より無視をされていた。

・学校は、本件児童が遊びに入れてもらえないことがあったことを確認したが、本委員会は、児童A、C、F、その他の児童が「本件児童を意識的に無視した」ことは確認できなかった。

本件児童の保護者から学校に、本件児童が「無視されている」「仲間外しにされている」との訴えがあった。これについて担任が聴き取りをしたところ、本件児童が消しゴム飛ばしの遊びに「入れて」と言ったが入れてもらえなかったことがあっ

た。担任がその経緯を聴いたところ、「自分たちが複数で遊んでいるところに、本件児童が休み時間の後半で入れてと言ってきたので入れなかった」との回答を得た。これを受けて、児童たちには次は入れるように工夫しようと指導した。

この点について、学校は本件児童が授業中にノートやプリントを書くのがゆっくりしていて休み時間までかかることがあったと認識しており、それからトイレを済ませて休み時間の後半にみんなとの遊びの輪に入ろうとすると、当人には「仲間はずれ」や「無視された」と思える事態になることがあったのではないかと推測している。

その上で、本件児童から訴えがあれば、そのたびに担任、教育支援員が児童同士の話し合いの間に入り、一緒に遊び方を考えたり、新しい遊びを提案したりした。また、昼休みは本件児童の教室や運動場における遊びの様子を校長、教頭も見回っていたが、無視や仲間外しは確認できなかったという。また、毎月行っている「心のアンケート」と12月に実施した「熊本県心のアンケート」でも「無視や仲間外しが行われている」という訴えは確認できていないとしている。

(18) ●●●から筒状にした画用紙で叩かれる

9月8日には、●●●●の児童Gが本件児童の頭部を筒状にした画用紙で何度も叩く。また以前にも傘などで叩くということがあった。

・本件児童の保護者が訴えている事実があり、その後、保護者同士が会った際に、児童Gの保護者が謝罪したこと、さらに、児童Gが本件児童に謝罪したことを確認した。

この日は3年以上が集団下校になっており、本件児童と登校班は別だが、横に並んだとき●●●●の児童Gが持っていた筒状に丸めたゴッホ画用紙で本件児童の頭をポンポンと叩いた。本件児童は児童Gと居住地区は同じだが、とくに仲が良いこともなく、●●●●の児童Gに言い返すことなく自宅に帰った。その後、父親にこの話をし、母親から17時ごろに学校へ電話があった。

これを受けて、●●●●の担任は児童Gの自宅が学校に近かったことから当人を学校に呼んで聴き取りをしたところ、事実を認めて謝罪したいと述べた。担任がこれを見事児童Gの母親に連絡し、児童Gの母親が何度か本件児童宅に電話したが、その日はつながらず、翌日連絡するとのことであった。この日、本件児童の担任は本件児童宅を訪問して、一連の状況を伝えた。

翌9月9日の8時20分に本件児童の両親が来校した。そこで、「せっかく、本人が頑張って登校できるようになったのに、上級生から怖い目にあわされたのは残念である。また意地悪や仕返しをされるかもしれないから学校に行きたくない」と言っている旨の話があった。

これに関連して、本件児童と同じ登校班の児童から、●年生のときに上級生から傘で叩かれ、また他の同級生が●年生になって何度か傘で叩かれたという話があった。これについて学校は、この2人の児童及び●年生に確認したが、誰がいつ、どこで叩いたのかは判明しなかった。また、本件児童には9月12日に過去に叩かれたことがあるか聞いたが、これも確認できなかったとしている。

この日、校長が校長室で本件児童の両親と話をしているときに、児童Gの母親が当人を送って来たことから、校長室に入ってもらった。児童Gの母親は「何気なくやったとしても●年生にとって●年生は怖いと思う。怖がらせてしまって申し訳なかった。二度とこのようなことがないようにさせる」と謝罪した。そして、12日の休み時間に児童Gが本件児童の教室を訪れて謝罪した。

ここまで、本件児童の保護者が本委員会に提出した「要望書(1)」において提示された18点について、聴き取り及び関連資料等から得られた情報をもとに整理した。

3 本件児童の保護者の訴えと学校の対応

本委員会が得た情報では、学校は本件児童の保護者の要望や訴えにはその都度対応したとしている。これに対して、本件児童の保護者は、学校は自分たちが訴え続けた本件児童に対するいじめ行為を解消するために適切な対応を取らなかったと指摘する。その結果、本件児童に対するいじめは収まることなく、本件児童の保護者は「学校は何もしてくれない」との思いを募らせていった。そうした状況で令和4年12月には本件児童の欠席が重大事態に該当する日数に達した。

本章の前項において、「要望書(1)」に記載された18点について整理したが、本件児童の保護者が、学校長宛に提出した「経緯書」には、「要望書(1)」で提示した18点以外の事象が挙げられている。その数は、本件児童の保護者が問題とする事象が発生した日付や文意の捉え方によるが、ほぼ55点になる。そのほとんどが、本件児童に対する問題行動であり、その中には学校の不適切な対応に対する批判が付加されている。

(1) 学校の本件児童に対する認識と訴え

(2) 個々の事象と学校の対応

ここでは、本件児童の保護者が指摘している事象を原則として日付順に取り上げる。ただし、本件児童が不登校になった10月20日以降は別項として記載する。

1) 令和3年12月23日

本件児童の保護者が学校に提出した「経緯書」において、最初に具体的な日付が記載されたのは、本件児童の保護者が令和3年12月22日に発生したとする事案である。そこには「学童バスを降りてから、児童Aに指示された本件児童の親友D君は、断わると胸倉を掴まれて暴言を吐かれるので逆らえず、□□（本件児童）を歩道へ押し倒す。学童に迎えに来た父親に本件児童が泣いて学童も学校もやめたいと訴えがある。翌12月23日、担任に『以前から子どもが訴えていたことで、いじめではないか』と相談をするが、改善されなかった」との記載がある。

この件は、「要望書（1）」にも取り上げられており、本章「2 本件児童の保護者が挙げる本件児童に対する行為」において検討した（24頁）が、その対応が十分とは言えず、本件児童の保護者は「改善されなかった」との思いに至った。

危機管理の視点 一般的に広義の「危機管理」は、個々の組織において、①問題が発生することを未然に防ぐとともに、②現実に問題が発生した場合は、適切かつ迅速な対応によって問題の解消あるいは拡大、深刻化を回避することである。ここで、問題発生そのものを未然に防止するための対応を「リスク管理（マネジメント）」と呼ぶ。未だに発生していない事象を対象にすることから、リスクは確率として取り扱われる。したがって、狭義には「危機管理」は問題発生後の対応であり、「リスク管理」とは別のものとして位置づけることもできる。その一方で、問題が発生した危機的事態に採用すべき具体的な対策、段取りを予め予測しておく必要がある。その点では「危機管理」そのものに「リスク管理的要素」が含まれていることになる。

学校におけるいじめについても、その発生を未然に防止することが最も優先されなければならないが、そのための日常的な対応が「リスク管理」に当たる。そして、現実にいじめが発生した際には適切な「危機管理」対応が欠かせない。未だ起きていない事象については「確率」を基本に対策を立てることになるが、ここで確率の評価が重要になる。組織において発生した問題の多くは「低い確率」だと考えて適切な対応を取らなかったことによっている。組織の「リスク管理」には「確率よりも確実」を重視することが不可欠なのである。ただし、そのためには、組織の構成員たちに、目の前に起きている個々の事象を「リスク」と認識

する感受性が求められる。それがなければ、「確率の大小」についての検討すらなされないことになる。

こうした日々の「リスク管理」にもかかわらず、危機が発生した際には、「初期対応」の如何がその後の流れに重大な影響を及ぼすことは、「危機管理」に失敗した事例に共通している。

学校の初期対応 こうした点を踏まえれば、学校は、令和3年12月の時点で「初期対応」を誤ったと言える。

本件児童が●●●時の担任は「学級には言い方がきつい児童がいて、本件児童の行動がゆったりしていることについて言及することがあった」と述べている。その上で、児童がそうした発言をしたときは、「学級全体で言い方に気をつけていこうと話していた」という。しかし、同じ発言であっても、個々人で受け止め方が異なるのは当然である。

熊本県教育委員会¹⁾は「いじめ防止法」の規定に基づいて「熊本県いじめ防止基本方針」²⁾を作成している（令和2年11月24日付）。これは「いじめ防止等の対策に関する基本理念」からはじまる4章からなり、付録を含めて32ページから構成されている。県教育委員会は、これと同日付で「いじめ防止等リーフレットー子どもたちの笑顔のためにー」³⁾を作成している。これはA4版2ページからなり、県基本方針に記載された、いじめの早期発見や適切な対応を要約している。そこには、「いじめ対応セルフチェックシート（教職員用）」が含まれるなど、その内容を教職員が共有することが求められている。そして、教師が「被害を受けている児童生徒の気持ちを理解し、守ることを第一に考え行動する」としている。

担任は、その後も本件児童に注意しながら見ていたが、楽しそうで本件児童も「自分は大丈夫だ」と答えていたという。しかし、このとき担任は本件児童の保護者からいじめではないかとの訴えを聴いたのであれば、さらに具体的な対応を考えることが求められていた。それも、「言葉」によるものではなく、歩道に押し倒したという訴えである。これを受けた担任は関係したとされる複数の児童から聴き取りをして、本件児童に木の棒を向ける者がいたことを確認している（28頁）。その上で、関係した児童の保護者にもそのことを伝えているが、それ以上の働きかけはしなかった。

*1 以下、県教育委員会と略記する。

*2 以下、県基本方針と略記する。

*3 以下、いじめリーフレットと略記する。

組織的対応の欠如 担任は教頭にもこの件を伝えたが、校内のいじめ対策委員会で検討されてはいない。これに関して「いじめリーフレット」は、「いじめの認知」の項に、「特定の教職員のみによることなく、学校の『いじめ対策組織』を活用して行う」と記している。また、担任は本件児童がとくに課題を抱えているとは認識しておらず、●●●の担任にも本件児童の保護者が訴えていることを引き継いでいない。この点について教頭は、本委員会の聴き取りにおいて、担任間の引き継ぎの具体的な内容までは関わらないといった主旨の回答をした。管理職である教頭も、本件児童の状況を深刻な問題として認識していなかったことがうかがわれる。こうした状況で、本件児童は●●●になったが、新しい担任は家庭訪問で、本件児童の保護者が前の学年から本件児童に対するいじめがあったと訴えていたことを知った。また、令和4年に赴任した校長も本件児童に関する情報の引き継ぎは受けていなかったとしている。このとき引き続いて学校に在籍していた教頭はこれを伝えていなかったことになる。

こうした対応の不徹底さによって、本件児童の保護者は問題が解決されないまま時間が経過する中で、「学校は何もしてくれない」との思いを募らせていった。この時点で、学校が本件児童の保護者が納得できる対応をしていればその後の展開が違ったものになった可能性がある。

2) 令和4年4月20日

本件児童が入っていたトイレの個室に児童Bがトイレトーパーの芯を投げ入れた(30頁)。

すでに前項に記したが、担任がこの行為を確認し、児童Bは本件児童に謝罪した。なお、児童Bは聴き取りにおいてトイレの配置図を描いて当日の状況を説明し、本件児童に対する故意による行為ではなく、偶然だったと述べた。このとき、児童Bは担任と隣の学級担任から叱責されている。

これを受けて、教頭、学年部担当、教育支援員が交代で休み時間にトイレを見回るようにした。このほか、学校は体育の授業で児童たちが着替える際に問題行動が起きることがあると考え、男児の着替え時に教育支援員が立ち会っている。これは担任が女性であったことから採用された対応である。すでに見たように、当時は1年生に配置されていた教育支援員を本件児童のクラスに張り付けたのである(35頁)。学校としては問題の発生を防ぐため、その役割を教育支援員にも担わせたことになる。

「安全カメラ」設置の要請 なお、これに関連して、本件児童の保護者は学校に「安全カメラ」の設置を要望している。本件児童の保護者としては、「たとえば、トイレ内は無理だとしても、入り口付近にカメラがあればいじめの抑止力になると考えた」と語った。本件児童の保護者によれば、これを聞いた校長は「まったく問題にならない」といった顔で笑ったという。これに対して校長は、「明日からと言うわけにはいかないので検討します」といった発言はしたかもしれないが、笑ってはいないと述べている。そして、カメラの設置について教育委員会に相談し、どの位置にどのように付けたらいいかを検討した。これと併せて、8月に設置のための見積を何種類か取った。設置に伴う予算についてはPTAやほかの学校に聞いたところ、地域の安全協会に設置してもらったケースがあった。学校としては靴箱から運動場に向けたアングルでの設置や昇降口等における可能性を考えた。本件児童の保護者から、トイレの希望もあったが、それはできないと回答したとしている。ただ、その年度は予算要求の締め切りが過ぎていたという。その後、学校は令和5年2月にも改めて業者から見積を取っている。こうした中で、●●●●を担当していた教育支援員を●●●●に張り付け、トイレや着替えの監視を実施したことは記述した。

本件児童の保護者は「安全カメラ」と呼んでいるが、その主旨から、これは児童たちの日常行動を監視することを目的にしたものになる。その点、学校外からの犯罪行為を防ぎ、児童を守る「防犯カメラ」とは性格が異なっている。もちろん、いじめの被害者から見れば、それは犯罪行為そのものである。ただ、仮に学校内にカメラを設置する場合でも、その理由を明らかにする必要がある。その際に、在籍する児童の保護者たちも含めて、「子どもを監視するため」との説明で納得と合意を得ることはきわめて困難だと思われる。

3) 7月4日

体育の授業後に児童Cと児童Eが本件児童を押し倒し、馬乗りになった。その際に、児童Aが「泣きよるばい」と言った(33頁)。

本件は、担任が本件児童の保護者からの連絡帳で知り、これに関わったとされる児童から聴き取りをし、その結果として1人が乗ったと本件児童の保護者に伝えた。これに対して本件児童の保護者が他の児童から学校の情報と異なる話を聞いたと電話してきた。そこで、7月7日に教頭が改めて聴き取りを行ったところ、児童E及びCが本件児童に乗っていたことを把握した。このときは、本件児童の保護者から問題行動の中核にいますとして引用されることの多い児童Aは本件児童に乗っていなかったことも確認している。

関係児童保護者への連絡 学校は聴き取りをした児童A、E、Cの保護者にその内容を電話で伝えた。それを聞いた児童3名の保護者はその日に本件児童宅へ謝罪に出かけている。その結果、児童Eについては謝罪が受け入れられたが、児童A、Cはその場での謝罪が成立しなかった。これについて学校は、児童Eの家庭については、本件児童の保護者が謝罪を受け入れたが、児童A及びCとその保護者には、本件児童の保護者から、「もう一度しっかり親子で話し合って納得してから謝罪に来てほしい」との要望があったため帰宅したとの情報を得ている。

この日、校長は出張していたが、帰校してから事実を確認し、本件児童宅を訪問して、本件について謝罪した。

このとき、学校は児童3名の保護者に「聴き取りで得た事実」を伝えただけで、その後の保護者の対応については話題にしていない。本委員会の聴き取りで「保護者に連絡した際に、謝罪のために本件児童宅への訪問を勧めたのか」との間に、教頭は「学校としてはそこまでは言えない。それは各保護者が判断する」と回答した。この点については、その後、校長、担任教諭からも同様の主旨の発言があった。このうち担任はこうした対応策について意思決定する立場にないため、それは学校の管理職が判断したことになる。

これを受けて本委員会は教育委員会に、児童間で発生した問題について、「学校は事実は伝えるが、保護者に謝罪の勧めはしない」ことを基本的な原則としているのかを確認した。これに対して、個々の対応は学校の管理職が判断することであり、「関係した保護者に対して謝罪について言及しない」といった原則はないとの回答を得た。

「いじめ防止法」の要請 これに関連して、「いじめ防止法」は、いじめが確認された場合の措置として、第23条第5項で、学校が関係者を支援又は指導若しくは助言を行うにあたって、「いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする」と規定している。学校は本件児童の上に2人の児童が乗ったことを確認したことから、これをいじめ行為と認識していた。それも学校内で発生した事態であれば、電話で事実を伝えるだけでなく、「その他の必要な措置を講ずる」ことが求められていた。

児童2人が本件児童の上に乗ったことが明らかになる7月7日の前日の6日には、本件児童が担任に「児童Cから名前のことだからかわれた」と訴えた。これを受けて担任が児童Cに聴き取りをしたがその確認ができなかったとして、その

旨を本件児童の保護者に伝えた。しかし、本件児童は自宅で、自分は児童Cからずっと名前のことだからかわれていたと言うので、改めて担任に電話して、「納得がいかないことを伝えた」。本件児童の保護者は「要望書（6）」にそのように記しているが、その際の語気は相当に厳しいものだったと思われる。教頭によれば、本件児童の保護者から電話を受けた担任の様子から、状況が尋常でないと推測したという。そこで、教頭が、その日に本件児童宅に謝罪するために訪問した。これに対応した本件児童の保護者は、「私たちは謝罪ではなく、事実を確認して指導してほしいだけなのに、平謝りをされるので、謝る必要はないことを伝えた」としている（「要望書（6）」）。これに対して、本件児童の保護者と初対面だった教頭は本件児童の母親が●●●●していると感じたという。

学校は、その翌7日に本件児童に対して問題になる行為をした児童の保護者にその旨を連絡しているが、その際に、その保護者たちが本件児童宅を訪問する可能性があることを予測できなかったのだろうか。教頭はその前日、本件児童の保護者の厳しい対応を目の当たりにしていた。そうであれば、聴き取りで得られた事実を関係児童の保護者に伝えれば、謝罪に出かける可能性を考え、その場合は、両者の間に「争いが起きる」ことを懸念し、それを避けるための「措置を講ずる」ことが必要であった。

教頭は「謝罪を勧めてはいない」としているが、現実には児童3名の保護者たちが互いに連絡を取り合うことなく、その日のうちに、本件児童宅へ「謝罪」に訪れているのである。このとき、3つの家族の訪問が重なることがなかったのはまったくの偶然というべきだろう。

なお、このうち1人の児童の保護者は聴き取りで、「最初の情報は学校ではなく、子どもの友達の親から『こういうことがあった』と知らされた。学校の連絡は、本件児童宅に謝罪に行った後にあった」と述べている。さらに、「友達の親から電話がきたときは問題が大きくなっていて、学校はもう少し早く知らせてほしいと思った」と付け加えた。

本委員会が検討を求められているのは、本件児童の保護者が長期に亘っていじめを受けたと訴えている一連の事象である。本件はそのうちの個別ケースであるが、このときの学校の対応と関係したとされる児童3名の保護者の謝罪訪問のうち、2家族については、本件児童の保護者に納得できるものではなかった。こうしたことから、本件児童の保護者の学校に対する不信感がさらに高まったと思われる。

関係児童と保護者の謝罪訪問 学校から連絡を受けた児童3人とその保護者が謝罪を目的に本件児童宅を訪問したが、児童AとCの保護者の謝罪は受け入れられ

なかった。このとき、児童Aについては、「本件児童の上に乗った」事実はなかった。学校からの連絡の内容や言い回しは不明だが、児童Aの保護者としては、本件児童宅を訪問してから、自分の子どもが「乗っていない」ことを本件児童の保護者から聞いたという。その上で、本件児童の保護者から、それまで児童Aが関わったとする本件児童に対する様々な行為を列挙された。それは児童Aの保護者にとっては予想しなかったことで、とにかく一方的に責め立てられたとの思いに至った。そうした中で、児童Aが主導して本件児童に「草を食べさせた」ことを指摘され、

本件児童の保護者としては、「草を食べさせること」の問題を理解しやすいように、自分が食べたくないものを口にすることが不快な思いを引き起こすことを伝えるつもりで発言した。このことを本件児童の保護者は「要望書（6）」で、と記している。あくまで例示として挙げたのだが、それは言われた側の児童Aとその保護者には衝撃を与えた。なお、「草」に関しては、すでに検討したが、児童Aだけでなく、本件児童が「自分から食べた」という者もいた。そのため、本委員会では「草」に関わる訴えについては確認ができていない（26頁）。

こうしたことから、関係児童の保護者が本件児童宅へ謝罪の目的で訪問したものの、児童Eとその保護者を除いて、児童A、Cの保護者とは問題が解決しなかった。とりわけ児童Aの保護者との間には、その後の状況から、相互に不信感が強まっていったと思われる。学校が校内で発生した問題を関係児童の保護者に伝えるだけで終わったために、こうした事態に至ったことは否定できない。

関係児童と聴き取りの状況 本件について、7月7日に行われた教頭による聴き取りでは、児童2人が「本件児童の上に乗った」ことだけでなく、児童の間に「けりごっこ」と呼ばれる行為が存在していることが明らかになった。さらに、児童Aが本件児童に対して悪口を言ったり、本件児童を蹴るように指示したことを認めたといい。ただ、児童Aは、教頭から問われた行為について考えていると、「やったんでしょ」と迫られたと感じていた。このとき、複数の児童は教頭が「怖かった」といった主旨の発言をしている。また、別の児童の保護者は、教頭の聴き取りに関して、「子どもは『とにかくやったんでしょ』と言われたので、自分で納得できていない感じがする」と述べている。

これについて教頭は、学校で問題が発生した際は小中学校を問わず1対1で聴き取りをすることはある。また、自分としては、最初に自分がしたことを紙に書かせるなど、児童に圧力がかかることのないよう配慮したと述べている。なお、

担任の聴き取りでは本件児童の上に乗ったことを認めなかった児童は、教頭の聴き取りにおいてもすぐには問題行動をしたとは言わなかった。それでも最終的には事実を認めていることから、教頭としてはそれなりの対応をしなければ本当のことを言わない者がいるとの思いがあるかもしれない。

本委員会は教頭が行った聴き取りの詳細な経緯についての情報は得ていない。これに関連して、「いじめリーフレット」には、「保護者からいじめの訴えがなされた場合でも、被害を訴えている児童生徒から直接事情を聴いた後、加害行為が疑われている児童生徒への事情聴取を行う。(加害児童生徒を決めつけないことが重要)いじめの加害行為が疑われる児童生徒には、「どんな行為を行ったのか」を中立の立場で客観的に確認する。また、児童生徒が安心して言葉にできるよう配慮することが重要。加害者と決めつけたり、説論したりすることは厳禁。『いじめをしていないのに叱られた』といった不満が残らないように、本件児童生徒や保護者に対して、丁寧な説明を行う」としている。また、「威圧的な言動による聴き取りがあると、聴き取った内容の任意性・信ぴょう性が失われる」との記載もある。

教頭が行った聴き取りについて、教頭はこのときの対象が「3人」になった経緯等についてはよく憶えていないと答えた。また、児童1名の名前を挙げて、その情報によったのかもしれないと述べた。これに対して委員が「それでは聴き取りは4人だったのですか」と確認するとこれもはっきり記憶していないとの回答だった。教頭からパソコン室に呼ばれて聴き取りをされたという児童は、自分以外の児童4名の名前を挙げています。その際、「はじめに本件児童がされたことを紙に書いてと言われた」と述べていることから、当人の発言には信ぴょう性があると思われるが、それによれば聴き取り対象は5人の児童だったことになる。また、当時の担任は、授業中に教頭が男児を1人ずつ呼び出して、本件児童の上に乗った児童を確認したという。その場合、「上に乗った2人」が対象になると思われるが、その中に児童Aが含まれていた。すでに1年以上が経過しており、成人といえども記憶が曖昧になることは当然である。しかし、児童のいじめに関わる事態について聴き取りを実施したことを踏まえれば、記憶の減衰を前提にして、時間が経過しても事実が伝えられる記録を残しておくことが求められる。

なお、教頭は児童Aの保護者には「児童Aが本件児童の上には乗っていないが、そのほかの問題行動をしていたことがわかった」と伝えたという。しかし、児童Aの保護者はそのように受け止めていなかったことは本件児童宅を訪問した際の混乱から推測される。

また、当日の聴き取りが「本件児童の上に乗った」ことに止まらなかったのは、それまでにも本件児童の保護者から様々な訴えがあったことによるのかもしれない。

い。あるいは、前日に本件児童宅を訪問した際に母親の厳しい態度を認識したことも影響している可能性もある。ただ、 が行ったと推測される否定的な行動の有無を確認する際に、「あれもしただろう、これもあったのではないか」「何も言わなければしたことになる」と迫るのは問題がある。すでに見たように、「いじめリーフレット」も「威圧的な言動」による聴き取りは、「内容の任意性・信ぴょう性が失われる」と指摘している。

本件児童と関係児童の保護者への対応 これに関連して、児童Aの父親が謝罪のために本件児童宅を訪問した翌日の7月8日午後に来校し、校長室で管理職が対応した。児童Aの保護者としては、本件児童の保護者から言われたことに納得がいかない様子が見られた。児童Aがしたことに非があったことは認めるが、本件児童とのやり取りの中ではお互い様のところもあり、どう関わって良いか戸惑いがある状況だったという。そこで、児童A、C、Eの保護者が集まって話し合いをすることも話題に上ったが、とりあえず様子を見ることになった。その理由として、校長は「各家庭で対応しているため、3家庭が集まっても話し合うことがないと思われる」「子どもたち同士の謝罪の場は学校で行っている」「これからも仲良く遊んでほしいので、子ども同士の関わりは学校で見守ってほしい」といった話になったことを挙げている。

その場の詳細は不明だが、児童Aの父親に「本件児童の保護者から言われたことに納得がいかない様子が見られた」のであれば、この時点で「いじめ防止法」の「いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが」起きていた、あるいは起きる可能性があることを認識し、適切な対応を取ることが求められていた。

その後、2ヶ月以上が経過した9月13日になって、本件児童の父親と児童Aの父親が話し合いの場を持つことになる。本件児童の保護者は、教頭が冒頭で「子どもたちのトラブル」と発言し、「いじめ」と言わなかったことに疑問を呈している。本件児童の保護者が学校に提出した「経緯書」には、このときの状況について「学校で、A君のお父さんより主人に謝罪がある。A君のお父さんは、子どもが認めている部分、認めていない部分があると言われる。また、最初の謝罪の場で、聞いていないことがあったと言われる。教頭先生には、A君につねられて上半身にあざがあることを伝えており、また、教頭先生より、A君に言われてやっていた、蹴られていたと報告があったので、A君の保護者にも伝えてあるものと思っていた。また、最後の方にA君のお父さんから『子どもたちは仲良く遊んでいるんでしょう。』と発言があり、親子揃って反省していないこと、表面的な謝罪だということがわかった」と記している。

学校としては、夏休み前に本件児童に対して複数の子どもたちがいやな思いをさせたことを確認し、それぞれ非を認め謝罪することができた。児童Aも涙ながらに謝罪し、本件児童も寛大な心で許してくれている。学級でも仲良くできている様子で、学校としてもこれから引き続き仲間作りを進めていくが、家庭でも見守っていただきたいとの思いからこの話し合いを設定したという。

その場で、児童Aの父親が本件児童にいやな思いをさせたことについて改めて謝罪した。本件児童の父親は本件児童が「僕は必要ないのかなあ」とつぶやくこともあり、心のケアが必要と話した。また、児童Aの父親に対して、児童Aに手を出さずに話してほしいとの希望を表明した。これは7月7日、児童Aと保護者が謝罪のために本件児童宅を訪問した際、当該保護者からいじめを指摘され、これに対して児童Aの父親が児童Aに手を出して叱ったとしていることを指している。その激しい反応に驚いた本件児童の保護者は泣きはじめた児童Aに抱きついて父親が暴力を振るうのをやめてもらった。そして、自宅で話し合っ、児童Aが悪いことをしたことがわかったら、本件児童に謝ってほしいと伝えたという。この点について児童Aの保護者は「駄目なことは駄目と言いつけさせる行為が、そのように感じられるのでしょうか」と述べている。また、児童Aの父親は「本件児童の保護者から、自分の子どもが本件児童をつねってあざができたと言われたので、目の前で実際にあざができるかを確認して、本当のことを言わせようとした。そのときも、また家に帰ってからもしたとは言わなかった」と述べている。本委員会としてはその場の状況について両者の情報を得ているが、同じ行為についてもその評価、あるいは見え方にきわめて大きな違いが生じている。話し合いが終わってから、玄関前で本件児童の父親から握手を求め、児童Aの父親がそれに応じた。

こうしたことから、学校としては少なくともその時点では問題の解決に前進が見られたと認識していた。しかし、本件児童の保護者は「親子揃って反省していないこと、表面的な謝罪だということがわかった」と記している。また、本委員会の聴き取りでも、「この日は謝罪がなかった」と述べた。

最後の「握手」にしても、児童Aの父親と事を荒立ててもしょうがないと思い、「大人だから子どもをちゃんと教育しましょう。ちゃんと育てましょう」という気持ちで年長の自分から手を差し出したとしている。そこには「自分から手を出そうともしない」相手に対する否定的感情が伴っていた。本件児童の保護者としては、この機会がさらに不信感を深めたことになる。

こうした本件児童の保護者の気持ちに対して、学校及び児童Aの父親は一定の相互理解が得られたと認識している。本委員会が聴き取りを含めた情報収集を進めていく中で、同じ事象や状況について、本件児童の保護者と学校を含めた関係

者との間に認識のズレが生じていたが、これもその具体的なケースである。

このときの状況を踏まえれば、7月7日の本件児童宅への訪問から早い時期に、本件児童の保護者と児童Aだけでなく、児童C、Eの保護者たちと話し合うことができていれば、これとは違った展開になった可能性が考えられる。

4) 7月5日～8日

前記3)では、本件児童の上に2名の児童が乗った7月4日から、これに関わった児童とその保護者が謝罪のために本件児童宅を訪問した7日までの経過を見た。ここでは、日付が遡るが、7月5日から7日にかけて本件児童の保護者と担任の間に交わされた連絡帳から、その一部を抜粋する¹⁾。

本件児童の保護者（7月5日）

昨日、体育の授業が終わって体育館から出ようとしていたら、□□君（児童A）が押し倒して上に乗ってきて、さらにその上に□□君（児童E）が乗ってきて、下じきにされたそうです。本人は背中とお腹が痛くて泣いていたら、□□君（児童A）が「泣きよる」とからかってきたそうです。本人たちは遊びのつもりかもしれませんが、□□（本件児童）はいじめの標的にされていると感じているようです。どうしたらいいでしょうか。なぜそのときに先生にすぐと言わなかったか聞いたところ、先生に何度注意されてもなおらないんじゃないかとあきらめている感じでした。あきらめずに、そのときに先生に伝えるよう□□（本件児童）には言っています。どうしたらいいでしょうか。暴力を振るわないように指導の程お願いいたします。

担任

ご連絡ありがとうございます。すぐに聴き取りを行い、関係のある子からそのときの状況も正直に話してもらいました。まず、□□さん（本件児童）、□□さん（児童A）、□□さん（児童E）3人と話をしたところ、□□さん（本件児童）がお母さんにお話したことと少し違ったところかありましたので、□□さん（本件児童）と整理しています。（内容はお電話でお伝えさせていただきます）

昨日は算数の授業が研究授業で様々な先生が●●●の授業を見に来られました。その中で、□□さん（本件児童）が学習ガイドとして、前回の授業のふり返りをしてもらい、とても頑張ってくれました。

*1 ここで参照する連絡帳はすべて手書きであることから、判読が困難な文字が1、2文字あった。これについては本委員会の判断で推測したが、文意には影響がないと考える。

本件児童の保護者からの連絡帳には、本件児童の上に乗ったのは児童AとEと記載されていた。そこで、担任が本件児童と児童A、Eから話を聴いたのは自然な流れとして理解できる。連絡帳には、教頭が2日後の7月7日に実施した聴き取りで本件児童の上に乗ったことが明らかになる児童Cの名前は記載されていなかった。ただ、この日、担任は女子児童も含めて、このことに気づいた者がいないかを確認している。その結果、連絡帳になかった児童Cの名前も挙がった。そこで担任は児童Cからも聴き取りをしたが、これには児童Cは「見ていただけ」と答えた。このとき、児童Aは本件児童の上に乗ったことを否定したと思われる。そこで担任は「□□さん（本件児童）がお母さんにお話したことと少し違ったところかありましたので、□□さん（本件児童）と整理しています」と記したことになる。ここで担任が言及している、保護者に電話で連絡した際の具体的なやり取りは明らかでないが、本件児童の保護者は、担任から本件児童が嘘をついたと言われたと訴えている。担任は「お母さんに話したことと少し違っている」と記しているが、本件児童が「嘘を言った」とは言っていないと述べている。

本委員会の聴き取りで、担任は、「7月7日に教頭が男子児童全員に、本件に気づいた者がいるかを聞いたところ、児童A、C、Eの名前が挙がった。そこで、教頭はこの3人から聴き取りを行った」と述べた。

そうすると、7月5日に担任が最初に聴き取りをした対象が本件児童を含めた3人だったことは了解できる。そして、本件児童の保護者が連絡帳に記載していた児童Aが本件児童の上に乗っていなかった点では、本件児童の訴えとは「少し違って」いたことになる。

ただ、このとき担任が、連絡帳に記載されていなかった児童Cにも聴き取りをしたこと、本人が「見ただけ」と回答したこと等を含めて本件児童の保護者に伝えたか否かなどの記録はなく曖昧なままである。

ここで本件児童は上に乗られた当人である。それは予期しない状況だったと推測されることから、自分の上に誰がどのような順に乗ったのかを客観的に認識することはきわめて困難である。そこで、本件児童は自分の認識したことを母親に伝えたと思われる。したがって、本件児童が母親に嘘を言ったのではなく、その認識と一部の客観的な事実とが異なっていたのである。こうした事象は、すべての人間に日常的に起こり得る。とりわけ人間関係に関わる事象には、過去の関係のあり方や、そのときどきの心理的状态が「事実の認識」に影響を及ぼす。こうしたことから、個々人が「こうだった、あるいはこうだと認識している事実」と、同じ事象に対する「他者が認識している事実」の存在を踏まえる必要がある。その上で、関係者たちが冷静な態度で可能な限り「何があったのか（客観的事実）」

を確認することが求められる。

本件児童の保護者（7月7日）

先日より□□（本件児童）のいじめの件に対応していただきましてありがとうございました。ただ教頭先生がおっしゃっていた通り、今日で終わりではなく、今日からはじまりだなと感じました。今日、夕方から夜にかけて、□□君（児童E）□□君（児童A）、□□君（児童C）がご両親に連れられて、□□（本件児童）に謝りにきてくれましたが、3名とも他のお友達に言われやっていて納得していなかったり、何が悪かったのかもはっきり理解できてなくて、言わされている感じでしたが、これがきっかけとなり、改善していっていただければと思います。□□（本件児童）にも、今日から100あったいじめが急に0にはならないので、少しずつなくなっていくので、何かおかしいことがあったら、すぐ先生に報告してお父さんお母さんにも伝えてほしいと言っています。何かありましたらその都度、相談させていただきますので、ご対応のほどお願いいたします。

今日おふろの中で□□（本件児童）が「大変なことになってごめんね」と主人に言ったので、「何で」と聞くと、「自分が我慢していればこんなことにならなかったのに」と主人に言ったそうです。主人は「そうじゃないよ。大変じゃないよ。これは□□（本件児童）を守るために必要なことだよ」と言ったら納得したそうです。心根の優しい□□（本件児童）がこれ以上傷つかないように、また第二、第三の□□（本件児童）が現れないようによろしくお願いいたします。

担任（7月8日）

連絡帳 ありがとうございます。そして、昨日は本当にお世話になりました。申し訳ありませんでした。

□□さん（本件児童）やお母さんの気づきやご意見で、本当に多くの子どもたちが救われたと思います。今日の□□さん（本件児童）の様子については、また学校からお電話で伝えさせていただきます。学校全体で連携を図り、対応していきます。今後ともよろしくお願いいたします。

本件児童の保護者（7月9日）

この日は土曜日のため、担任が読んだのは翌週月曜日の11日になったと思われる。

本件児童の保護者が連絡帳に2頁半ほどのメッセージを書いている。そこには、授業参観で本件児童がそれまでとは違って授業に参加できている様子が見えたこと等の記述がある。それが担任の授業法によるものだと担任を高く評価し、「先

生のおかげで勉強が初めて楽しくて、いろんな知らないことを知れる喜び、学ぶ喜びを知ることができました」と書いている。

そして、長文になることを断った上で、母親自身が■■■■に出会った素晴らしい女性の担任について綴っている。その教師は■■■■まで担任だったが、その影響で自分も教師になりたいとの思いも生まれ、友人と自宅に泊まりに行ったこともあった。そして、「後にも先にも、学校の先生や大人に対するいい感情を持てたのは、残念ながらこれが最後でした」と記している。その上で、「□□（本件児童）は今、きっとそんな喜びを感じているのではと思います」と記している。母親は、本件児童の担任と自分が唯一評価する教師とを重ね合わせているのである。担任にとってはこれ以上は考えられないほどの高い評価を受けたことになる。

また、「今回の出来事は本当につらいものでしたが親としての反省と気づき、成長にもつながり、□□（本件児童）との向き合う姿勢が私自身も変わりはじめました。私も100%すぐに変えることはできませんが、少しずつたちどまり、反省しながらの繰り返しにはなるとは思います、□□（本件児童）としっかり向き合っていこうと決心しています」といった記載もある。

本件児童の保護者（7月11日）

週明けの11日に、上記の9日に続けて、以下のような記載がある。

昨夜は不安からか21時には電気を消していつもどおりに就寝させましたが、いつも数分で寝るのですが、ねるまでに2時間ぐらいかかっていたかと思えば、うなされるというのを繰り返したり、突然話しはじめたり、最近では電気を消して1人で寝ていましたが、めずらしくどちらかにいてほしいと言っていました。

週末はこんなに話す子どもだったんだと驚くくらいお話をたくさんしてくれました。いじめのことを聴くと、そのことについては忘れたと言って言葉をにぎしたので、本人が話すまで待ちの姿勢でいないといけないことを思い出しました。親を心配させまいと思う気持ちと、私たちが忘れなさいと言い続けて素直に受け入れた□□（本件児童）の気持ちを思うと親として反省しかありません。ですので、□□（本件児童）がおかしいなと感じたら先生にお話しに行くかと思しますので、ご指導の程お願いいたします。

末尾に（ ）に入れて「少し時間がたってからのこともあるかと思えます」との一文が付け加えられている。

本委員会においても、本件児童が相当の時間が経過した後で「じつはこうだった」と語ったとされる事象を把握している。本件児童の保護者がいじめの事実として取り上げた、「草を食べさせられた」件や「ゲームカセットの紛失」はそう

した例に含まれる（26頁）（28頁）。学校としては、こうした本件児童及び保護者の心情を受け入れ、理解することは必要だが、その期間によっては、「今になって」との思いが生じることはあるだろう。それが「初めて聴いた事実」ではなく、完全には言えないまでも、本件児童や保護者の発言等から「一応は解決した」と認識していた事象で、「本当はそうでなかった」と言われると、これに困惑を覚えることは容易に推測できる（58頁）。

担任（7月11日）

担任は9日（金曜日）と週明けに記された連絡帳を読んで、「お母さんからの優しい言葉で私自身とても救われました。私の未熟な授業を楽しいと感じて頑張ってくれている□□さん（本件児童）はそれだけ元々力があり、その力を発揮してくれているのだと思います。本当にいつもかんばってくれています」と返している。

こうした本件児童の保護者と担任との情報交換の内容からは、深刻な問題もお互いの努力で解決に向かっていくように思われる。しかし、現実にはそうした展開にはならなかった。

5) 8月4日

学校は本件児童の保護者と面談し、「児童Aが他の子どもに指示を出し、大人が見ていないところでいじめている」など、本件児童の保護者が他の児童や保護者から聞き取りをした結果を伝えられている。また、学童に向かうスクールバスの見守り、SCにつなぐことについて要請された。

これを受けて、8月25日に教頭と担任が本件児童と面談し、現在の状況について聞き取りを行った。本件児童は「今はいやなことはなく、7月に学校が指導した後は児童A、C、Eとも仲良くできている」と発言した。その直後に、本件児童と児童Aと一緒に面談を行い、児童Aが改めて、言葉でのからかいや自分で手を出したり、人に指示して暴力を振るわせたりしたことについて謝罪した。そして、今後は仲良く協力して学校生活を送ることを目標とする約束をして握手した。学校によれば、この日から本件児童は毎日登校した。

こうした状況について、教頭は児童Aの父親に、「児童Aが本件児童に対して言葉でのからかい、自分や人に指示して傷つけたことを涙を流しながら謝ったこと」「協力して学校生活を送ることを目標にするとして握手したこと」を伝えたとしている。

このように、本件児童の保護者と学校の情報には乖離があるが、この点を明確にできる情報は得られなかった。ただ、本委員会の聴き取りにおいて、「名前のからかい以外のことで本件児童がいやなことをされているのを見たことはない」と語った児童もいた。

本件児童の保護者の聴き取り ここで引用されている本件児童の保護者による聴き取りとは別に、本件児童の保護者は10月19日から11月6日にかけて、11名の児童から聴き取りをしている。本件児童の保護者によれば、本件児童の学校への行き渋りがはじまってから1ヶ月半が経過し、学校へ行けない状態になって2週間になることから、保護者の了解を得て児童たちから話を聞いた。その際は、本件児童の保護者から誘導することがないように配慮し、本件児童以外の名前は児童が話した場合のみ聴くことにした。その際、学校の先生には話さないと伝えた。本件児童の保護者は、「学校で何が起きているのかを知りたかった」と、その思いを述べている。聴き取りは対象の児童宅に本件児童の保護者が出かけたか、本件児童宅に児童が訪れた際に行われたりした。後者の場合で、児童のみが来た場合には本件児童の母親と父親が2人で対応したという。

本委員会の聴き取りにおいて、本件児童の保護者が関係児童から聴き取る際、その保護者が立ち会ったときは発言を誘導することはなかったとの情報を得た。本件児童の保護者は、この期間中に12名の児童を対象にして聴き取りを試みたが、児童Cの保護者からは対応を断られている。

児童Aとその保護者との距離感 なお、本件児童の保護者の訴えにしばしば挙げられる児童Aには聴き取りをしていない。その理由について本件児童の保護者は「第三者委員会が設置される」ことなどを挙げている。しかし、この聴き取りが10月末から11月初旬であること、児童Cには断られたが、児童Bからも聴き取りを行っている。児童Cと同様に聴き取りを断られる可能性はあるが、いじめ問題解消の糸口を得るために児童Aの聴き取りを試みても良かったのではないかと思われる。

この点について、本件児童の保護者は次のように述べている。児童Cは聴き取りをした段階では本件児童に対するいじめ行為を一切していないと思っており、内省して正直に答えてくれるのではないかという気持ちがあつて電話をした。そのとき聴き取りは実現しなかったが、児童Cの保護者には、7月7日に謝罪で自宅を訪れて以降はいやなことはされなくなったと伝えた。なお、7月7日の時点では、児童Cの保護者は児童Aの保護者ともに謝罪が受け入れられなかった(34頁)。

これに対して児童Aの場合は、すでに記したが(53頁)、7月7日、最初に児童Aとその保護者が謝罪に来た際、本件児童の保護者が児童Aの本件児童に対する行為を指摘すると、父親が児童Aの腕をつねったり、こめかみを指で弾くなどの暴力を振るい、母親も「あんた、お母さんにやってないって言ったでしょう。やってないなら、やってないって言わなん」といった発言をした。そのときは、本件児童の保護者が父親と児童Aの間に入って児童Aをかばったほどだった。そうしたことから、暴力を振るうのではなく家庭で対話してほしいと伝えた。児童Aの保護者の行為を目の前で見ていた本件児童はショックを受けたという。

その後、9月13日に父親同士が会った2回目の謝罪に至っても、本件児童の保護者は、児童Aの保護者の態度や行動が表面的なものに過ぎないと感じていた(52頁)。また児童A本人が学校での聴き取りや両親にも本当のことを言うことは少なかったと考えていたことから、この時点で児童Aから話を聴く気持ちには至らなかった。このほかにも、児童の聴き取り等から名前が挙がっていた児童Fに対する聴き取りも考えたが連絡先がわからなかったという。

本件児童の保護者は児童Cが7月7日以降は問題行動をしなくなったとしているが、本件児童は10月19日以降に「不登校になる前に児童A、C、F、そのほか児童1名から無視されていた。児童Hは用事があるときだけ話しかけてくる」と語り、そこには児童Cも含まれている(「要望書(6)」)。これを踏まえると、上記の理由も合わせて、本件児童の保護者は児童A及びその保護者にはほかとは異なる距離感を持っていたことがうかがわれる。もっとも、児童Cについては、「要望書(6)」の別の場所で、本件児童に対する無視が続いたことを知ったのは、本件児童がその話をした令和5年1月7日であったとしている。

また、ここで指摘されている児童Aの父親が手を出したことについて、児童Aの保護者は、自分たちとしては、本当のことを言わないといけないという気持ちからのことで、本件児童の保護者はそのように感じるのだろうと答えている(53頁)。両者の間に同一の行動や発言に対する認識、評価に大きな乖離が認められる。この点について、本委員会は、当日の発言や行為について客観的な判断はできないが、本件児童の保護者が児童Aとその保護者に対して強い否定的感

情、不信感を有していたと思われる。本来であれば、ここで両者が接触し、問題解決を図ることが期待されるが、これが実現されないままに終わっている。

学校は、「いじめ防止法」の「いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きる」ことを回避するための適切な調整ができなかったことになる。

本件児童の保護者による聴き取りに関わる代理人の見解 本件児童の保護者が個人的に児童から聴き取りをしたことに関連して本件児童の保護者の代理人は、「保護者が最も不信感を抱かざるを得なかったのは、学校の対応であり、学校が調査を尽くさなかったことから、保護者が独自に調査をせざるを得なかった背景事情については、改めて指摘いたします。学校の対応は、加害児童の保護者から、本件児童の保護者に謝罪さえなされれば、問題としては解決済みと考えている節は多々ありました。

たとえば、令和4年9月6日に行われた、本件児童と教頭との会話において、本件児童の保護者に対して、『過去のことばかり振り返っていると□□君（本件児童）自身の成長につながらない』との発言や『前のことを話しても水掛け論にしかならない。』という主旨の発言がありました。

これは、本件児童の母が、なかなか改善されない本件児童へのいじめ対応の状況につき、児童Aの保護者がどのような対応を取られているのか、両親立ち会いのもとで話をしたいと教頭に相談した際のことです。

通常、『加害者』と『被害者』の立場にある児童の保護者と立ち会いのもとで話をするというのは、当然、本件児童の保護者も、原則として控えるべきと考えていましたが、そのように打診せざるを得ないほど、学校の対応及びその報告状況が形式的かつ表面的であったと考えます。

わが子がいじめられているにもかかわらず、行動しない親はいないものと思料します。本件児童の保護者らの行動力が、あたかも学校の対応の問題点の矮小化につながることを大変懸念しております」と伝えてきた。（「ご連絡（令和5年12月4日付）」）

6) 8月29日

学校は本件児童の保護者にこれまでの報告と今後の対応について説明し、スクールバスへの教員の乗車、安全確認、指導の徹底を確認した。また、本件児童が在籍する学級の休み時間の安全確保のため、学習支援員を常駐で配置し、休み時間のトイレの見回りも引き続き重点的に実施することを伝えた。このほか、学校

は本件児童の仲の良い児童を席の隣に配置することを決めている。

この日はS Cが本件児童及びその母親と面談した。本件児童が児童A、C、Eと仲直りし、サッカーをしていると話したことはすでに記した(59頁)。母親は、「いじめが今回初めてではなく、同じメンバーだったので、学校、いじめた子ども、その親を責めた。同時に、子どものS O Sを受け取れなかった自分たちのことも責めた。自分たちのいじめに対する認識が古かったので、昨年はいじめを防ぐことができなかった。いじめられた子どものケアも必要だが、いじめた側も何かを抱えていると思う。いじめた子のケアも必要だと思う。子どもは毎日、親に『□□ちゃん(本件児童)のこと、大事に思ってる?』『□□ちゃん(本件児童)がいると迷惑?』などと聞いてくる。愛情を確かめようとしている。これまでは親が一方的に問いつめたりしていたことを反省している。本人が自分の意志を表してくれるように接し方を変えていくつもりでいる」等の話をした。これを受けてS Cは学校に対して「学校が安心・安全な場所と思えるよう、学校全体で注意を払ってほしい」と伝えている。

なお、この日の保護者の記録(「要望書(6)」)には、S Cとの面談は記載されているが、本項の冒頭に挙げた学校が説明したとする今後の対応については触れていない。

その翌日、8月30日の夜、本件児童がうなされて、31日朝に学校へ行きたくないと言ったので、保護者に伝えた。また、本件児童の保護者が「宿題をしよう」と促すと、初めて自らを殴打するなどの自傷行為を行った。

8月30日には、担任がコロナに罹患したことから夏休み前にできなかった学級のお楽しみ会を行っている。担任には本件児童も級友も楽しんでいる様子が見られたという。なお、学校は夜中にうなされたことを9月3日の連絡帳で把握している。

7) 8月31日

この日、本件児童が「短い休み時間はひとりぼっちで遊びに入れてもらえない」と言ったので、本件児童の保護者が学校に相談したが、今日は仲良く他のお友達と遊んでいましたと連絡があっただけだったとしている。これについては本件児童の保護者が複数の児童から、「短い休み時間の消しゴム落としのゲームに本件児童が入れてもらえなかった」との情報を得たという。この「短い休憩時間」について学校は「10分の休み時間は運動場に出て遊ばないので席についていることはあった」という。また、担任はこの訴えを連絡帳で知り、本件児童やそのほかの児童の様子を確認し、友達と遊んでいる状況を母親に伝えたとしている。

これに関連して、本件児童が不登校になる前に、担任が聴き取りで「本件児童が休み時間の後半に、入れてと言ってきたので入れなかった」という児童の回答を得たことがある。このとき担任は、児童たちに、次は入れるように工夫しようと指導したという。(41頁)

8) 9月1日

本件児童は腹痛で保健室に行き、養護教諭が対応した。放課後に担任が「今日1日はどうだったか」と問うと、本件児童は「英語、体育の授業が楽しかった。昼休みは児童E君たちと遊んだ。自分のマスクの紐が切れてしまったときに児童A君が新しいマスクをくれて嬉しかった」と答えたという。これについて、本件児童の保護者は「ニコッと笑った」と聞いたが、「ニコッと笑って、多分いやだったんだろうと思う」「そのころは児童Aが悪いことをしていると思っていたので自分と子どもにとってはニヤッとしか受け止められなかった」と述べている。

また、本件児童がいじめに関わったとする児童3人を許していると発言したり(59頁)、担任に対してその日を100点と評価していたことなど(66頁)、本件児童に肯定的な反応が見られたことがあった。これについて本件児童の保護者は、本人が「いじめられていることを認めたくなかったことがわかった」と語り、令和4年10月になってから本件児童が「我慢ができなくなった」と言ったという。そうしたことから、肯定的に見える本件児童が見せた一連の反応も、自分の気持ちが言えなかったことによるのではないかと推測している。そして、本件児童の保護者は、最後に許すと発言した後に「誰も信じられない」と言って学校に行かなくなったと語った。

9) 9月4日

前日9月3日、養護教諭が紹介したUクリニックの受診内容について、母親から連絡があった。これを受けて、この日は、本件児童の母親から校長へ以下の内容の手紙が届いている。

□□校長先生へ

いつもお世話になっております。□□(本件児童)のいじめの件につきまして、真摯に向き合い、ご対応していただきましてありがとうございます。

お忙しいところ大変申し訳ありませんが、校長先生にお願いが2つあります。

まず、1つ目は□□(本件児童)の体調不良の件でお願いします。

□□(本件児童)の心身の不調がなくなるまで、SCの先生と面談を継続して

実施をお願いできませんでしょうか。

本日、□□先生（担任）と□□先生（養護教諭）のほうへ連絡していますが、学校がはじまり体調不良が顕著になってきています。9月3日に□□先生（養護教諭）に紹介していただいた病院を受診しました。ストレスによる空気嚥下症で胃のほうに空気が溜まっているそうです。また、学校がはじまると同時に、毎日腹痛を訴えて、保健室に行っているようですが、こちらもストレスによる過敏性腸症候群ではないかということで、不安や緊張を和らげる薬とガスを減らす薬を処方されました。1週間服薬して様子を見ます。とくに空気嚥下症の症状は食事前にみられ、ガスを出すのに10分ほどかかります。うまく出せなかったとき、食事中に嘔吐しそうになったり、食事後に、実際に嘔吐することもあります。

家庭で腹痛を訴えることはありません。ただ、学校がはじまってから、夜中に何度もうなされて起きることがありました。朝から学校に行きたくないと言い、帰宅して、なぜ自分がいじめられてたのか、なぜ自分だったのか知りたいと言っていました。また、学校で授業中にいじめられたことを思い出し、体が熱くなり、その後、体がきつくなることがあると言っています。先生方にご対応していただき、体の傷はまったくなくなりましたが、やはり、約2年間にわたりいじめを受けていたので、体の傷よりも心の傷のほうが深いのではと思います。そのほかにも、自分で自分を叩いたりと自傷行為や自己否定する言葉を発しています。ですので、□□（本件児童）の心身の症状が改善するまでSCの先生との面談をお願いできませんでしょうか。

2つ目のお願いですが、□□（本件児童）のいじめに関する学校の記録のコピーをいただけないでしょうか。

- ① 昨年の12月にいじめられていると相談したときの記録
- ② 7月の体育館での出来事に関する一連の記録
- ③ 8月下旬に実施された主犯格の子どもに関する記録
- ④ 教育委員会に提出されている報告書

お忙しいところ、お手数をおかけしますが、よろしく願いいたします。

これを受けた校長は、この後、●●●担任（2名）、養護教諭、特別支援教育支援員、理科の授業担当者と情報を共有し、本件児童に無理をさせないこと、保健室や別室で対応していくことを確認した。また、SCについては引き続き面談ができるように体制を整えたとしている。

また、資料のコピーに対する要請は教育委員会に相談し、これらを渡さないことになった。その上で、確認できたことは口頭によることを伝えた。一方、母親は、記録文書はいじめを受けた親として知る権利があるとして学校に提出を求め

たが、この件について県教育委員会に問い合わせたところ、『情報開示請求をしてください』と言われたという。

10) 9月5日

本件児童は登校後、養護教諭が保健室で話を聞き、3校時の理科の時間は職員室で校長と個別学習を行ったが、4校時は理科のテストを受けた。

担任が本件児童に対して行っている放課後の「1日のふりかえり」では、「今日は100点。昼休みにしたサッカーが楽しかった」と回答した。

その日の夕刻、校長が父親に電話し、SCは月に1回で申請していくこと、学校の記録は情報開示を請求しても個人情報の部分は黒塗りになることを伝えた。これに対して、父親は、「それでも良いのでほしい。記録がないと妻が納得しない」と話したという。

11) 9月6日

本件児童の両親が来校し、「宿題がストレスなので、名前を書くだけで良いか」との質問があり、学校は「今はそれでいいので今後は目標を決めて取り組むように」と伝える。理科については、「逃げ場を作るのではなく、やるべきことはやってほしい」という保護者の意向を確認した。また、記録文書については、教育委員会などと情報共有がなされているのが心配になって失礼とは思ったが尋ねてみたとの発言があった。これに対して学校は教育委員会へ口頭で説明していることを伝えた。このとき学校はこれを母親も了承したと認識している。また、2～3ヶ月待ちだが、Y病院を受診する予定であることを伝えられた。

12) 9月7日

本件児童の保護者によれば、本件児童は、この日から自宅で本格的に「学校に行きたくない」という反応を示すようになった。また、「学校が楽しくない」「学校はいやなことばかり。地獄」「(上下関係ができて)自分は下だ」などと保護者に話していたという。この日の本件児童について、学校は昼休みは運動場でサッカーをし、放課後の「1日のふりかえり」では「今日も100点。昼休みは児童E君と虫取りをした」と答えたとしている。

13) 9月8日

本件児童は3校時の体育は元気に過ごしたが、4校時の国語からだるくなった。その後、保健室で寝ていて12時45分に起きたが、そのときは気分不良が軽快して、顔色も良好になった。給食は普通盛りを完食したがげっぷはなかった。体調不良も消失したため外遊びも可と伝えると児童Eと走って運動場に出て行った。養護教諭が掃除後に保護者への手紙をもっていくと汗だくでニコニコして過ごしていた。

この日は本件児童が [] から丸めた画用紙で頭を叩かれた。これについてはすでに取り上げた(41頁)が、翌9日、本件児童は意地悪や仕返しをされることを懸念して欠席していた。こうした状況で学校は本件児童の保護者に来校を依頼し、[] が謝罪する場を設けている。このとき、学校は登校したくない理由を1つずつ取り除くので、登校させてほしい旨を本件児童の母親に話したとしている。

14) 9月12日

この日、校長室で本件児童の保護者から話を聞いた。その間、本件児童は相談室で過ごした。保護者から「子どもの安全を第一に考えてほしい」「クラスの上下関係をなくしてほしい」「クラス替えをしてほしい」などの要望があった。担任は、クラスの上下関係はないが口調が強くなる児童はいるので全体への指導時間を確保することにした。また、サッカーで児童Aから暴言を言われるとの訴えがあったことから、教頭がサッカーに参加していた児童に状況を聞いた。その結果、「何でそこで蹴ったと」など、ミスを指摘する発言があったことを確認した。児童たちは、勝ち負けに関して必要以上に喜んだり、プレーミスについて指摘したりすることがあったが、個人的に攻撃するような内容の発言はなかったと答えたという。

その後、担任は帰りの会で、「勝ち負けがあるとしても、強い言い方や馬鹿にする言い方は気をつけるのがマナーであること、相手がいやな気持ちになるような言い方はやめよう。ドンマイといった言葉が出れば全員が楽しめること」などを学級全体に向けて話し、指導した。

15) 9月14日

この日は登校しぶりがあり、本件児童が体調不良を訴えたことからM医院の受診後に登校し、9時30分ころから保健室で対応した。来室して10分ほどしてから顔色が土気色になるため臥床した。吐き気はなく、頭痛も軽度だった。10

時には顔色が戻り、塩飴をなめて水分を取った。気持ちも元気になり、児童Eと遊ぶこと、カニヤトンボを捕まえたこと、飼い犬のことなどを話し、10時25分に教室へ走って戻った。その後13時に給食を残したとのことで来室した。顔色は良く気分の不良はなく、外遊びはできる体力かを尋ねると笑顔になった。

なお、この日は本件児童の保護者から担任と養護教諭に以下のメッセージが届いている。

□□・□□先生（担任、養護教諭）へ

いつも□□（本件児童）が大変お世話になっております。また、いろいろとご配慮していただきましてありがとうございます。昨日は、先生方のご対応のおかげで、クラスで過ごすことができたようで安心しました。

昨夜は、□□（本件児童）がお得意の卵焼きを作ってくれましたが、ハムとチーズを入れて上手にできていました。今朝も朝から、あまり調子が良くなく、朝ごはんが食べられないと言っています。薬だけは飲ませて登校させます。今日も□□（本件児童）がご迷惑をおかけすると思いますが、よろしく願いいたします。

これに対して担任は手書きで以下の回答をした。

お世話になっております。今朝もいろいろとありがとうございました。

卵焼き、本当にすごいですね。□□（本件児童）さんに伝えましたが、私よりも料理は上手だと思います。

名前の呼び方についてですが、今週の帰りの会で全体指導を行いました。名前は両親からもらった大切なものであるから、呼び捨てで呼ぶことは、絶対に許されないこと。呼び捨てで呼ぶ人と呼ばない人で分けることでいやな気持ちになる人がたくさんいること等をしっかり話しました。今後も引き続き厳しく見ていきたいと思っています。

今日は、早く来てくれたときは、しばらく保健室で休んで、3時間目の音楽から授業に参加しています。給食は少し残していましたが、昼休みは元気に外へ飛び出して行き、男女でサッカーをしています。5、6時間目の授業も頑張ってくれていました。今後もしっかり様子を見ていきます。

ここで、「呼び捨て」については、前日9月13日に本件児童及び児童Aの父親が学校で会った（52頁）後に本件児童の父親から学校に電話があり、子どもたちが名前を呼び捨てにしているので、これをやめるよう指導してほしいと要望されたことを指している。なお、学校は9月12日に「呼び捨て」の指導をして

いたことを伝えている。

また同じ9月14日には、本件児童の保護者から担任宛に以下の連絡があった。

□□先生（担任）へ

月曜日にご相談した件は私たち親子とも暴言ではなかったことは理解いたしました。日曜日から月曜日にかけて、□□（本件児童）の話を知ると、□□（本件児童）が自分は下だと言っており、上下関係ができていていると感じているようです。また、□□（本件児童）中でも強い思い癖ができていているのではと思います。

私自身も□□（本件児童）がいじめられているという思いから抜けだせずにいると思います。時間がかかるとは思いますが、家庭でも、受け止め方を変えられるように話をしていこうと思います。

主人からも昨日、教頭先生に話しがあったと思いますが、私自身も以前からずっと気になっていたことがあります。子どもたちの中で名前を呼び合う際に、呼び捨てをする子どもがいますが、それは普通のことなのでしょうか。今までの経緯もあり、そういうところから上下関係を感じている部分、もしくは上下関係ができていているのではと考えてしまいます。できれば、「ちゃん」「さん」で名前を呼ぶようにしてほしいと思います。昨日は□□（本件児童）とゆっくり話ができなかったので、今日の夜は□□（本件児童）とゆっくり話をしようと思います。

ここで指摘されている暴言とは、9月12日に校長室で本件児童の保護者が訴えたことに学校が対応した結果を指している。（67頁）また、呼び捨てについては、担任の手書きによる回答に含まれていることはすでに見た通りである。

この日は、養護教諭に宛てた次のようなメッセージもある。

□□先生（養護教諭）へ

昨日も保健室ではお世話になりました。保健室での様子のお知らせありがとうございます。家庭でも食事前にうまくげっぷが出ないときは10分ぐらいかかり、周りの音や声が聞こえるといやがり、集中できないと怒り出すことがたびたびありました。げっぷが出ずに苦しんでいた感じだったのでしょうか。もしくは、逆流性食道炎や食事前に体調不良を訴えることを考えると、糖尿病などのほかの病気を疑ったほうがいいのでしょうか。病院を受診してみたほうがいい場合はお知らせしていただくと助かります。

16) 9月15日

この日は5校時に本件児童がだるいと机に伏したことから担任が心配して保健室に来た。そこで、養護教諭が教室に迎えに行った。まずは臥床して観察したが、顔色は良好で、日中元気に過ごしていたため、疲れが出たように見えた。

この日の夜、保護者が宿題をしようと言うと自傷行為をしたとの記録がある。
〔要望書(6)〕

17) 9月16日

S Cが本件児童の母親と面談した。その中で母親は「登校しぶりや体調を崩して保健室で休むことがある」「家で宿題をしたくないと言って、頭を壁にぶついたりする自傷行為があるので、父親がしなくていいと言っている。本当にそれでいいのか疑問、悪い習慣がついてしまうのではないか」「本人が前よりも少し話をしてくれるようになった。しかし、小児科では年齢より少し発信力が弱いと言われたため、 を受けることになった。」「父親が最近涙を流すようになって精神状態を心配している」「父親もS Cと話したいと言っている」などの話をした。

この日、本件児童は9時40分に保健室へ行き、表情が元気でないことから追加的に休養し、10時30分ころに話をして表情が少し柔らかくなった。その後、11時には顔色はまずまずで両腕の発汗もないが、表情に元気がなく、ぐっすり眠る。その後、11時30分に顔色は良好となり、まだ眠い様子だったが、授業に参加した。

また、本件児童の保護者から、教育支援員、指導教員、養護教諭宛に2つのメッセージが届いている。

□□先生・□□先生・□□先生(教育支援員、指導教員、養護教諭)へ

いつも□□(本件児童)が大変お世話になっております。

昨日は下校時に、M(会社名)さんの角の歩道でこけてしまい、1ヶ月前に縫った膝をまた負傷してしまいました。M医院に連れていき治療してもらいました。今回は治りかけていた箇所がめくれていましたが、傷が深くないのでテープで固定してあります。

本人も泣かずに頑張っていました。また、近所の方や□□ちゃん(児童名)はじめ下校中の子どもたちがみんな心配して、見守ってくれていました。抗生剤を持たせていますので、昼食後に飲むように本人には伝えてあります。

昨日は宿題を10分だけしてみようかと促しました。するとしばらくふてくされていましたが、椅子に座ってからしばらく自分で頭を叩いたり、首を前後にふ

ったり、爪むきや爪かみをしていました。しばらくすると、はじめましたが全部は終わりませんでした。来週からは、きちんと取り組もうねと話しています。今日もよろしく願いいたします。

□□先生（養護教諭）へ

昨日もご対応ありがとうございました。今朝は昨日と同様しゃきっと目が覚めて、ご飯もしっかり食べて、気分もいいようです。昨日は学校から帰ってきたら一緒にサイクリングをする約束をしていましたが、膝を負傷したので、できませんでした。元気いっぱい笑顔も出ていました。今日もよろしく願いいたします。

これを受けて、教育支援員が以下のように回答している。

連絡ありがとうございます。足のけがが早く良くなるよう学校でも様子を見守ります。

午前中は睡眠不足ということで無理しないよう過ごしました。給食当番は足のけがのため、お休みしてもらいました。給食を食べてからは掃除、5、6校時元気でした。宿題プリントは未完成だった分はアッという間にやって全問正解で嬉しそうでした。3連休はしっかり休まれて来週また一緒に頑張りましょう。

18) 9月17日

本件児童がU医院を受診した。本件児童の保護者によれば、「本人がいやなことをされるというたびに学校へ相談するが、いじめは一切ないと言われる」と伝え、医師から「いじめの後遺症かな」と言われたという。

学校としては、宿題をしたくないと言って自傷行為をすることを考慮し、宿題は取り組まなくても良いこととした。その上で、学校での本件児童は授業に参加できており、昼休みは一番に外へ駆け出して行くこともあり、児童Aや児童Eを含めたほかの児童とサッカーをして遊んでいたとしている。

19) 9月20日

本件児童の保護者から担任と養護教諭宛てたメッセージが届いている。

□□先生・□□先生（担任、養護教諭）へ

□□（本件児童）がいつも大変お世話になっております。

金曜日の□□先生（SC）との面談ありがとうございました。□□（本件児童）の件で悩んでいること、今感じていることを聞いていただいてアドバイスをいた

だけで、心が軽くなりました。宿題の件についても、今の□□（本件児童）の気持ちを聞いて、押し付けないで、□□（本件児童）のペースで宿題に取り組むまで待ってみてはと言われました。確かに焦りすぎたと反省しました。ですので、今週も宿題はやっていません。

土曜日はUクリニックを受診しました。保健室に行く時間帯や症状を伝え採血をしました。またカウンセラーの先生と1対1で1時間ほど面談をしました。先生からは、いじめたお友達の話は□□（本件児童）はもう許していることを伝えられ、とても優しい子どもさんですと言われました。

U先生からは、いじめの後遺症で身体症状はまだ出ているが、□□（本件児童）自身は前に進もうとしている、過去のことにこだわりすぎるのは良くないと言われました。また、学校の話も何かあったか聞きだすのではなく、言うのを待つ姿勢でとアドバイスされました。また、宿題についても焦りすぎないで冬休み中に取り戻すぐらいの気持ちの余裕を持ってくださいと言われました。

次の受診は2週間後になります。そのときにまた検査結果の説明があるそうです。帰りの車の中では、病院の先生2人とも校長先生みたくて優しくなっていたと言っていました。

私も、①被害者意識をすてる(しかしいじめは100%加害者が悪いことは忘れない)、②生きていたらいろんな挫折を味わうが、今は乗り越えるための練習だと思え、□□（本件児童）は早くその機会がきたからラッキーだと思う等、③家族関係を見直す良い機会、④子どもを通して自分と向き合う良い機会、⑤自分もハラスメントをしていないかと反省、⑥言葉が数少なく相手に伝える方法を学ぶ等、今回のことは前向きにとらえていこうと思います。家庭でも□□（本件児童）の笑顔が昔の笑顔に戻ってきていることが何よりの支えです。

今日も□□（本件児童）がお手数をおかけすると思いますが、よろしく願いいたします。

これに対して担任は手書きで次のように返事をしている。

金曜日は、ご迷惑をおかけしました。カウンセリングによって、お母さんの気持ちが少しでも軽くなれたこと、本当に良かったです。

今日は5時間目の算数の時間のみ、きつそうな様子でした（問題はバッチリ解くことができます）が、その後は顔色がとても良くなり、給食は食べる前から「お代わりしたい！！」と言っていて、たくさん、お代わりをしてくれました。昼休みには1番に外へ出て行き、□□くん（児童A）や□□くん（児童H）、□□くん（児童E）とサッカーを楽しんでいる様子でした。

宿題は本当に無理されずに、調子がいいときだけでも取り組んでもらえたらと

この日、担任は本件児童の保護者に手書きで次のように伝えている。

朝、来られてすぐに相談室で□□先生（指導教員）に、最近体がだるく感じることや算数が得意なことなどをお話ししてくれたようで、その後はすっきりした様子で2時間目から授業に入ってくれています。どの授業も頑張りました。4時間目の体育は見学をしています。給食は中華丼をお代わりしてくれ、たくさん食べてご機嫌な様子でした。

22) 9月22日

本件児童は給食前にだるさが強くなり、4校時から右前頭部辺りに痛みがあると言う。給食中も机に伏して担任が聞いても返答しなかったが、しばらく声かけしたところようやく口を開いた。5校時の国語の途中で保健室へ行った。顔色は良好で、昼休みはサッカーをして遊ぶことができた。身体の異常があれば昼休みや授業前に来るよう指導した。本人には昼休みに遊べていること、バイタルが安定していることを伝えて安心させた。

この日、本件児童の保護者から、校長、教頭、担任、養護教諭、指導教員、教育支援員の6人に宛てて次のようなメッセージが届いた。

□□校長先生、□□教頭先生、□□先生（担任）、□□先生（養護教諭）、□□先生（指導教員）、□□先生（教育支援員）

いつも大変お世話になっております。昨日もお忙しい中、ご対応いただきましてありがとうございました。

おかげさまで、□□（本件児童）は昨日も帰宅してから元気に過ごしていました。ありがとうございました。

上履きの件は私たちの思い込みと心配し過ぎであったと反省しております。今後は事実確認をした後、対応を考えないといけないと改めて思いました。また、昨日お話をおうかがいする中で、改めて校長先生をはじめ□□（本件児童）に関わってくださっている先生方が、□□（本件児童）の気持ちに寄り添い、支え励まして見守ってくださっていることを感じました。本当にありがとうございました。また、同級生や上級生やその保護者の方も□□（本件児童）のことを心配し気にかけてくださっていることに感謝しなければと思いました。

今後も、些細なことでもご相談させていただくことが多々あると思います。お忙しい中、お手数をおかけすると思いますが、よろしく願いいたします。

昨夜は気持ちよく起きれるように通常よりも早く就寝し、今朝は気持ちよく起

きています。□□（児童名）はちゃんと元気に登校しました。今日も1日よろしく願いいたします。

文中の「上履きの件」とは、9月21日に「トイレに本件児童の上履きがあったと他の子どもの保護者より連絡があったため、本件児童の保護者が本件児童を連れて学校へ相談へ行った」こと（73頁）を指している。

23) 9月26日

この日、担任と養護教諭宛に書かれた2つのメッセージがある。

□□先生・□□先生（担任、養護教諭）へ

いつも□□（本件児童）が大変お世話になっております。

土曜日でも日曜日でも元気に過ごしていました。人生ゲームで□□（本件児童）がバンク役をしてくれましたが、暗算が早いことがわかりました。また、●●●公園に行ってサッカーをし汗だくになって遊んでいました。

土曜日から日曜日にかけて下記のことを話していました。

- ・学校は最悪なことが多い。何が最悪なのか教えてと言う。
- ・良くなりかけたのにサッカーボールが当たったり、椅子に座ろうとしてぶついたりして、なかなか治らない。⇒気を付けて生活してぶつけないようにするか、しばらくサッカーはしないで他の遊びをするのはどうかなと伝えています。土曜日に病院でも、膝なのでよく動く部分なので治りは遅くなるとは言われました。
- ・給食のときにみんながぼろぼろこぼして食べるのがいやだ⇒家族でも、口を開けてくちゃくちゃ音がするのが気になっていやだと言っています。私が小さいときからこぼさない、左手をテーブルの上に置いて食べる。口は閉じて食べる と厳しく言い過ぎたのかもしれませんが。□□（本件児童）が他の子どもは自由にやっているのに自分は気にしすぎて自由に楽しんでやれないと言っていました。あまり早くに常識やマナーを教えてほしくなかった。みんなと感覚が違いすぎて、浮いてしまうみたいなのを言っていました。

□□（児童F）君はこの前は怒られていないけど、悪口や意地悪を言うのが一番ひどかったの、一緒にクラスはいやだ。□□君（児童A）と□□君（児童F）とは絶対一緒にクラスになりたくないと言っていました。このことはお母さんから先生に伝えるからと言っています。過去のことなのでもう謝ってもらったりはできないよと言っています。現在は悪口や意地悪なことは言われていないそうです。

・日曜日にとくに言っていたのが、月曜日は朝から最悪だと言っていたので、何でと聞くと、やはり、1時間目、2時間目が理科の授業だからと言っていました。親としてはきちんと授業を受けてほしいですが、今の□□（本件児童）の精神状態だとまだまだきついのかなとも思います。なので、きつかったら保健室か別室に行かせてもらえるように□□先生（担任）にお願いするように言っています。お手数をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

□□先生（養護教諭）へ

22日の来室カードの件ですが、自宅でも気を付けてみていましたが、食後2～3時間後に空腹で何か食べたいと言っていました。次の食事まで我慢しようと言うと布団の中に潜り込んでしばらく出てきませんでした。血糖値が下がりはじめるときに空腹を感じるのは当たり前のことで、心配することではないことと、途中で間食すると血糖値が下がりきらないまままた上がりはじめるので血糖値が高い状態が続いて太りやすくなるんだよという話はしました。あと、炭水化物と炭水化物の組み合わせは血糖値が上がるのでよくないと教えますが、麺とご飯を両方食べたがります。あまり制限をかけてストレスになってはいけないような気持ちと、ある程度はコントロールしてあげないと体に負担がくるのではという気持ちと複雑な心境です。

また、暑さに関しても自宅でエアコンをかなり低温に自分で設定しています。ほかにも、匂いに敏感でよく吐きそうになっています。感覚が過敏になっているようなので、その件も次にUクリニックを受診する際に相談しようと思います。今日もよろしくお願いいたします。

こうした情報を受けて、9月26日、27日は保健室で養護教諭が対応した。

24) 9月28日～10月7日

朝から体調が不良で登校しぶりが見られ、10月3日にも登校しぶりがあったという。学校は、10月3日は「町をきれいに大作戦」を実施したが、本件児童は校外における地域の清掃活動に元気に参加したとしている。その後の10月7日までは欠席していない。

なお、 で昼休みにサッカーをする際の組み分けでいやな思いをする人がいること、強い口調で責められること等の課題が見られた。そこで、学校は10月6日に、楽しくサッカーをするためにはどんなことに気をつければいいか等について学年集会で話し合いをした。その中で、本件児童は「サッカーの組み分け

のときいやな思いをする人がいないようにしたい」と発言したという。

25) 10月13日～17日

この日、2学期がはじまったが、「学校が楽しくない。短い休み時間は1人」だと言う(10月14日、15日)。また、17日には「無視される。保健室にいけない」と訴え、学校に行こうかと言うと自傷行為をはじめたという。母親が14日の連絡帳に「久しぶりの学校で、今朝はなかなか起きることができずあまり体調が良くないようです」と記している。

なお、本件児童の保護者が学校に提出した「経緯書」に、本件児童が不登校になる直前に学校から「『死』ってなに？」というタイトルの本を借り出していたと記されている。これについて、学校は同書籍が10月14日に貸し出されたことを確認している。

26) 10月18日

本件児童の保護者が「学校に行こう」と言うのと自傷行為をはじめた。また、児童Fから名前のからかいをされたり、児童Aに無視されて、サッカーに入れてもらえない(週3～4回)という。これまで気にしないようにしていたが、もう無理だと訴える。

この日の17時に、本件児童の母親から担任に「なぜ聞き取りをしないのか」と電話が入り、保護者が来校したことから、校長が18時30分から19時40分までこれに対応した。学年集会で話し合った後は、昼休みのサッカーができていない状況であることから、本件児童の気持ちを聞いて、それを最優先することになった。

27) 10月19日

本件児童に登校しぶりがあったが朝から父母とともに登校し、学校は校長室で児童Aと話し合いの場を持った。学校によれば、「本人はすっきりした」と言って、教室や保健室で過ごし、明るい表情で下校した。その後保護者からもお礼

の電話があったという。これに対して、保護者は「児童Aの謝罪にうなずいたそうだが、その日以降学校へ行くことを拒否した」と訴えている。また後日、本件児童が「児童Aは本当のことを話してくれない、誰も信用できない」と言っていたという。

この日、本件児童は11時ころに、きついと言って保健室へ行った。養護教諭が、元気になるように、楽しいことの話の話を聞くと、「[REDACTED] [REDACTED]」と言い、父親が「[REDACTED]」が好きだとニコニコしながら話をした。

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
給食中の気分は不良だったが、片付けをして戻ってくると表情は良く、「牛乳を飲んだら良くなりました」と言って、歯磨き後は飛び跳ねた。昼休みは元気に過ごす、5校時の漢字テストのときにきつくなると言って来室した。

この日、連絡帳で校長と担任宛てたメッセージが届いている。
校長先生、□□先生（担任）

昨日は、お忙しい中、ご対応ありがとうございました。□□（本件児童）は帰宅してからも元気に過ごしていました。夕食の後、「明日は学校に行こうね。校長先生がお話を聞いてくれるみたいよ。」と言うと、少し顔をしかめたので、「校長先生と話すのがいやなの？」と言うと「校長先生は優しいから好き」と言っていました。

まだ、学校へ行くことに不安があるのではと思います。

昨日の話の中で学年集会で話し合いがあった件ですが、納得いかない点が3点あります。

1つ目は、話し合いをしたけれども、子どもには伝わってないのではないかと思います。最初は□□（本件児童）が忘れてしまっていたのかなと思いましたが、□□君（児童名）も話し合いをただけで、新しいルールは知らないと言っていました。話し合いをした事実はありますが、結局は子どもたちには伝わって

いないのではないかと思います。

2つ目は、サッカーのゴール補修のためだとはわかりますが、サッカーができない状態になっていて、新しいルールでサッカーをする場は本当にあるのかと思いました。問題を先送りしているだけではないかと思いました。

3つ目は、9月12日(月)に「休み時間、遊んでいて言うことを聞かないと悪口を言われたり、意地悪をされる」という□□(本件児童)の訴えは、受け入れてもらえてなかったんだと改めて感じました(67頁)。

先生方の聴き取りで、暴言はなかった、サッカーのプレー上のことで何もなかったと結論づけられていました。確かに、先生方の聴き取りで、暴言がなかったことはわかりました。しかし、自分たちの都合のいいルールで□□(本件児童)がいやな思いをしていた事実がまた置き去りにされ、また□□(本件児童)の訴えが聞いてもらえていなかったんだと改めて思いました。私たちも暴言があったかなかったかにとらわれて、一番大事な部分を見落としていました。

昨日の話では、□□君(児童名)の件で□□君(児童名)が訴えたことで、初めて問題と認識されて学校が対応されたことに、9月12日の□□(本件児童)の訴えは何だったんだろうと思えてなりません。そのときにもっと深く、子どもたちに聴き取りをして、□□(本件児童)がどうしてそう思ったのか、どうしてそう感じたのかを確認してほしかったと思いました。

□□(本件児童)は、お友達だけでなく、また先生にも自分の話は聞いてもらえないという思いが積み重なり、学校に行きたくない原因の1つになっているのではと思います。

私たち親も、9月12日の訴えの件は□□(本件児童)に謝ろうと思います。先生方も9月の□□(本件児童)の訴えの件についてはそのときにきちんと対応できていなかったことを認めた上で、□□(本件児童)に対応していただけたらと思います。□□(本件児童)が長い期間受けてきた心へのダメージの大きさをしっかりと理解した上で対応をお願いいたします。

別件ですが、□□(本件児童)がたびたび、●●●のときの担任の□□先生のことをとても意地悪な先生だと未だに言っています。その件についても、□□(本件児童)の中で納得していない部分があり消化しきれていないのではと思います。□□(●●●)先生にもきちんと対応できてなかったこと、□□(本件児童)の気持ちを汲み取れなかったこと、学校がいやな場所だと思わせてしまったことを認めて反省してほしいです。先生に訴えてもわかってもらえない、話を聞いてもらえないと思っている原因の1つではと思います。今はまだ□□(●●●)先生に会いたくないと言っています。

お忙しい中、いろいろとお手数をおかけいたしますが、よろしく願いいたし

ます。

ここで挙げられている3点の要望について、学校は翌10月20日、本件児童の母親が来校した際に回答したという。なお、記載内容については本件児童の「訴えや思い」と学校の対応等との時系列が一致していないところがあるとしている。

まず「1つ目」は9月12日の訴えを受けて、関係した児童から聴き取りをし、校庭でサッカーをよくしている男子児童全員で話し合いの場を持った。このときは、「①途中で入れてほしいという児童がいたら、一度プレーを止める。②チーム分けをするときはジャンケンで2チームに分ける」ことを確認した。なお、本件児童の保護者が、「『話し合いをただで、新しいルールは知らない』と言っている」

また、10月6日には、昼休みに起こった「勝手なルール変更」などの問題について話し合い、みんながおかしいと思うことはその都度話し合っていくこと等を男女全員で学級会（話し合い活動）で確認したという。

次の「2つ目」については、サッカーゴールに大型と7人制の小型のものがあり、後者を新しく設置するために撤去していたことから、これを使えない期間があった。ここで上記の「新しいルール」を作った。

さらに、「3つ目」の9月12日の件は関係児童に本件児童の気持ちを伝えて、謝罪を行った。また、どんな言い方をすると相手がいやな思いになるか、どんな言い方をすると頑張る気持ちになれるかなどについて担任が学級全体に指導をした。

なお、「別件」については、担任の下校指導を本件児童がいない班の対応に変更している（73頁）。

(3) 不登校以降の事象と学校の対応

学校は10月20日に、本件児童の保護者からY病院を受診する11月1日までには本件児童を登校させないとの意向を伝えられた。しかし、病院の受診後も不登校が続いたことから、学校は11月11日を「欠席が10日になった期日とし、欠席が30日になった12月1日に教育長に「重大事態の発生報告」をした。

その後も本件児童の保護者は学校に対して、本件児童に関わる行為等の事実確認を求め、また要望等を提出している。また、本件児童の保護者は、その経過を「出来事」「学校・教育委員会 其他相談機関対応」「補足・疑問に思ったこと・感じたこと・資料」に分類し、23ページに亘って日付順に記載している（「要

望書(6)」。その中には、すでに検討した事象に対する本件児童の保護者の疑問や思いも含まれている。ここでは、本委員会が本件の検討に関わりが深いと判断したものを取り上げ、学校や関係者等の対応についても整理する。

1) 令和4年10月20日

本件児童の母親が来校し、8時30分から9時30分まで校長、教頭、養護教諭が対応した。母親によれば、本件児童が「きつい、だるいと訴え、それなら保健室へ行っていいと言っても、学校に行かせようとするとう頭を叩く、どうしたらいいか相談に来たとのことだった。

養護教諭が「

また、「学校に行かないの」と言うと、自分を叩きはじめるのでどうしたらいいかわからない。そこで「学校に行かなくていい」と言うとやめるし、休んだ日は食欲もあって元気に過ごせる」といった主旨の話をした。これについては、養護教諭が、生活のリズムを崩さないこと、
、当たり前のように声をかけてみてはどうかと伝えた。

生活のリズムに関しては、校長が、父親が出勤する時間(7時30分)に合わせてみてはどうかと提案した、これに対して、母親は「これまで本件児童に合わせて8時近くに出勤していたが、自分も7時30分に出たほうが仕事も余裕があるので、やってみます」と答えたという。そして、「もしうまくいかないときはどうしたらいいですか」「そのときはいつでもいいので、学校に連絡してください。□□(本件児童)さんが安心できるように迎えにも行きます」「学校にお願いしてもいいんですか」「いつでもご連絡ください」といった会話が続いたという。

このとき、本件児童は登校していなかったが、校長がその日は午前中授業なので、体調が大丈夫であれば、3、4時間目だけでも学校にきてはどうだろうと提案した。これに母親は途中からでもいいのかと聞き返したので、「体調が良くなったらいつでも学校に来てもらえるといい。学校に来たら楽しく友達と遊んで元気に過ごせる」といった主旨の話をした。これに対して母親は自宅に帰ってから本件児童に言ってみると答えたという。

その後担任が電話すると本件児童が母親とだけ遊ぶのはいやだと言うので、同じクラスの児童を誘って自宅で遊んでいるという。担任が家庭訪問したい旨を伝えるとこれを了解した。そこで担任と養護教諭で訪問したところ、2人が一緒にゲームをしていた。教師が来たのでゲームをやめたが、同じクラスの児童が緊張している様子だったため、ゲームを続けていいよと言うと2人はゲームをはじめた。

母親が麦茶を出してくれ、「先生たちはいていただいて大丈夫なので」と言って出かけた。本件児童はゲームをしながらよく話し、同じクラスの児童も徐々に話しはじめた。こちらの質問にゲームをしながら答え、本件児童への質問にも答えることもあった。その後、メモを置いて学校へ帰る。

このときは、母親が外出している間に学校へ帰ったので、その後母親に電話をした。

なお、本件児童の保護者は、校長と養護教諭はそうした状態になったら休ませてと言うが、教頭は「自分たちの前では叩かないはずだから、学校に連絡してもらったら迎えに行く」と言っていることから、教頭は本件児童の気持ちを第一に考えた対応を取っていないことがわかるとしている（「要望書（6）」）。

また、本件児童の保護者は警察署の生活安全課に相談に行き、役場か児童相談所にも臨床心理士がいるので相談できることを教えられ、そのほか様々なアドバイスをしてもらったという。

2) 10月24日

本件児童の保護者は、本件児童が夕刻に頭痛を訴え、「午前中に1人でいたときにテレビのリモコンで頭を叩いた」と聞いて1人で自宅に置いておけない状態になっていると認識している。また、児童相談所へ電話したところ「学校での対応については、教育委員会に相談する。今は、学校が本件児童にとって安心できる場所ではないので行かせないで」と言われたという。これを聞いて「学校に行くたびに傷ついて帰ってくる息子を見ていたので、安心できない環境の学校に行かせなくてもいいと言われて安堵した」と記している（「要望書（6）」）。

という。

5) 10月31日

本件児童の保護者は町民相談室に出かけ、[]にいじめについて相談した。その後11月2日に再訪し、さらに11月21日にも[]と話をしたという。その翌22日は本件児童の保護者に関わる個別のケース会議の留保について電話で連絡した。また、11月24日には本件児童の母親がコロナワクチン接種の待機中に話をしている。

6) 11月1日

本件児童がY病院を受診した結果、医師より学校でのいじめが原因のストレスによる[]と言われた。また、重大事態だが、第三者委員会はどうなっているのかと聞かれ、学校にいけない間の居場所を探したほうが良い。適応指導教室と[]を組み合わせる。また、自傷行為はすべてストレスによるもので、最初に宿題の件で自傷行為をしたのもいじめがある学校に行きたくなかったからといった主旨のことを言われたという。本件児童の保護者の情報によれば、本件児童を診察した医師から、初診の時点で本件児童はいじめによる[]の状態にあると伝えられ、自傷行為も学校におけるいじめが原因だと言われたことになる。その後、医師から勧められた適応指導教室は高森町にないことがわかった。

こうしたY病院の医師から伝えられたとしている一連の情報について、本委員会は当該医師に文書で問い合わせたところ、文書によって回答を得た。以下に質問と回答を記載する。

質問：令和4年11月1日に□□様（本件児童及びその保護者）が受診された際に、「学校でのいじめが原因のストレスによる[]である」「重大事態だが、第三者委員会はどうなっているのか」「学校にいけない間の居場所を探したほうが良いので適応指導教室と[]を組み合わせるといい」「自傷行為はすべてストレスによるもので、最初に宿題の件で自傷行為をしたのもいじめがある学校に行きたくなかったから」といった主旨のお話をされましたでしょうか。

回答：「学校でのいじめが原因のストレスによる[]である」という表現そのものではなく、ほぼ同様の意味ですが、診断書にあるように、病歴からは、いじめが原因で[]が出現したと考えられ、診断は、[]

●●である、とお伝えしたと思います。

令和4年11月1日は初診時であり、「第三者委員会を立ち上げはじめの調査がはじまる」、といった内容のことを患者の両親から聞きましたが、「重大事態だが、第三者委員会はどうなっているのか」とは言っておりません。

「学校に行けない間の居場所を探したほうが良いので適応指導教室と●●を組み合わせて利用するといひ」については近いことを話しました。学校に行けていないので、昼間家にいるよりは、適応指導教室や●●を利用するよう勧めました。

また、「自傷行為はすべてストレスによるもので、最初に宿題の件で自傷行為をしたのもいじめがある学校に行きたくなかったから」とは話していません。

「自傷行為はストレスによる」とは言ったかもしれませんが、「すべて」とは言っていないと思います。

本人や両親からは、「いじめられたから学校に行きたくない」というような話を聞いております。本人が「いじめられたから学校に行きたくない」、「いじめられるから学校に行きたくない。」と言っていたことは両親に話しています。

これに関連して学校は、阿蘇教育事務所の指導主事を通して、県教育委員会学校安全・安心推進課から本件児童の保護者からの相談について情報を提供された。その主な内容は「このまま不登校になるのが不安。もう一度担任と校長に相談したい。それでも対処できないときは県に相談したい。児童精神科、病院受診をして●●診断を受けた」といったものであった。

7) 11月2日

本件児童の保護者が来校した。その際、本件児童は「引きこもりを懸念する状態だが、生活リズムを乱さないようにする。不登校児童の支援施設●●は療育手帳がなくても医師の意見書があれば利用可能で、本人は楽しいと言っている。意見書次第では利用の可能性はある。Y病院は1ヶ月おきに受診する。●●状態にはなっていない。投薬はしない。発達障害などの兆候、傾向はないが、2ヶ月先ぐらいに検査の予定。加害児童A、C、Eがいなければ学校に行けるかもしれない。子どもも混乱して、納得しているようで納得していない。本件児童は我慢による●●で、心が折れたのが原因。登校刺激は控える。子どもは学校の話をする、学校といじめを分離して考えられない。改善してもらうのは学校だが、改善するどころか悪化している。担任のことは信頼している」といったことを話した。

この日、本件児童の保護者が●●町の■■■■に本件児童のことについて相談に行った。これに対応した■■■■から「不登校問題といじめの問題を別々に考えること。■■■■」と自らの経験を話したという。また、■■■■からは「■■■■」と言われた。これは、□□（本件児童）の受け止め方に問題があるかのような発言であり、本件児童の保護者は、■■■■にはこの件を相談する人がいないと感じている。そして、この15年間、■■■■していた臨床心理士*1が4月に突然辞めており、困っているから相談に行っているのに、いじめや不登校を家庭や子どもの受け止め方のせいになされ、自分たちに寄り添ってもらえず、不快な思いをして帰宅した。

なお、■■■■は上記のような主旨の話をした記憶はないとした上で、母親は①自分でいじめの調査を行う中で、■■■■

■■■■また、自ら行う調査で得た情報を詳細な記録にする際は、その作成に集中してしまい、本件児童と向き合っていなかったといった内容の話をした。これを受けて、それでは本件児童が不安になってしまうのではないかと思い、本件児童と関わる時間をさらに意識してみてはどうかという主旨の話をしたという。

8) 10月19日～11月6日

本件児童の保護者が10月19日～11月6日にかけて、本件児童と同学年の児童十数名から話を聴いている（60頁）。学校には、9月から10月中旬にかけて、本件児童がいやなことがあると訴えるたびに相談していたが、毎回いじめは一切ないと言われてきた。そこで、学校が把握していないことがあると思い、本件児童の学校における状況について保護者の了解があった児童に話を聴いた。その結果、9月以降も本件児童がいじめられていたと思われる話が数多く出てきた。また、子どもたちの話から、児童Aの報復を恐れていること、都合のいいようにいつも嘘を言っていること、教師はいつもその嘘を信じるということ、サッカーに参加するときに差別が行われており、人によって、自由に入れる子、児童Aに聞かないと入れない子がいることがわかったとしている。

この間の11月2日に、本件児童の母親が児童Cの自宅に電話し、「児童Cから話を聴かせてほしい」と伝えた。これに対して児童Cの母親は「自分の子ども

*1 高森町は、令和4年3月まで10年以上に亘って、臨床心理士の資格を持つ「特別支援教育相談員」を配置していた。これは委託契約だが、特別な支援が必要な児童生徒に、就学前から義務教育段階の子ども、さらには成長して大人になっても関わり、発達検査の実施や病院へのつなぎ、日常の困りごとの相談などに応じていた。

から本件児童が病気で学校を休んでいることを聞いており、何も見てないし聞いてないと言っている」と言われた。そして、学校で調査してもらうことを勧められ、児童Cから話を聴くことは断られたという。なお、本件児童の保護者は、そのとき児童Cの母親に、7月に馬乗りになったことがわかった際に親子で謝罪に来て以降、児童Cにいやなことをされることはなくなったことを伝えたとしている。

これについては学校でも把握しており、児童Cの保護者から「子どもから話を聞かせてほしいと言われたので、児童と話はできないが内容は何かと尋ねると、本件児童はいじめによる██████診断を受けて学校に行けなくなっている。児童Aからいやな命令や指示をされていないか聴かせてほしいという内容であったので、児童Aはそのようなことはしていないと答えた」との情報を得ている。

9) 11月9日

本件児童の保護者は██████生活安全課に行き相談した。これに対して、「警察の介入があると強い抑止力にはなるが、反発を買い、関わりたくないが無視される可能性もある。児童相談所に通告して家庭環境を調整する。相手とこじれないようにしたほうがいい。ケース会議を開いてもらう方が誰も傷つけずに解決できるのでは」などのアドバイスを受けたとしている。

10) 11月10日

本件児童の保護者は、本人は少しずつ自分の気持ちやいじめられていたことを話しはじめ、「本当のことを調べてほしい」「みんな本当のことを言ってくれなかった」「みんな信用できない」「無視される」といった発言があったとしている。

学校としては本件児童と直接話すことができない状況で、早く担当が児童と交流できるように対応していきたいと考えていた。翌11月11日には本件児童の保護者が来校するとの連絡があったことから、教育委員会の審議員が参加する旨を伝え、父母の了解を得た。

11) 11月11日

本件児童の父母が来校し、教育委員会審議員が同席した。本件児童の保護者からは、「いじめの認識が甘かったのではないかと。指導した後に無視された。9月からずっと本件児童からの訴えはあった。見えないところでいじめが続けられていたのは残念。警察や学校だけでは対応が限界。家庭も限界。加害者の親に対しても指導すべき」「理科の授業も学校に行きたくないだけの言い訳で、内科のM

医院でも安心させて学校に連れてきていたが、言い訳がなくなって自傷しはじめた。医師から本件児童が●●●●について配慮すべきとの指導があったが、食欲は落ち着いて、●●●●をしなくなった」といった訴えがあり、現状として自傷行為はないとのことだった。このほか、本件児童の母親によれば、本件児童が「給食のナンバーワンはカレー」と言っているとのことで、学校から校長室で給食だけでも食べに来るように声をかけてはどうかと提案し、母親もそのように伝えるとのことであった。この点については、夕食時に本件児童が祖母の作った筑前煮を食べて、学校の給食の方がおいしいと言ったが、校長先生から給食と一緒に食べに来ないかと言われたことを伝えると、「行かない」と答えたという。

12) 11月21日

本件児童の保護者が来校し、学校は提出された要望書と「経緯書」を受領し、教育委員会に相談すると伝える。この要望書の末尾に、本件児童が「『死』ってなに？」というタイトルの本を借り出したことはすでに見た(77頁)。

また、本件児童の保護者は町民相談室を訪問して●●●●といじめについて話し、その帰りに本件児童の父親の知り合いに偶然会った。そこで、いじめが原因で自分の子どもが不登校になっていることを伝えた。これに対して、その家庭でも子どもが不登校になったが、その原因が家庭にあるかのように言われたという。こうしたことから、学校や教育委員会は以前から何も変わっておらず、被害者は泣き寝入りするしかなかったことがわかったという。そして、これまでも3名の母親から、いじめを訴えても不登校を家庭や子どもの特性のせいとされて、学校も教育委員会もいじめの件は解決してくれなかった話を聞いたことを思い出して、学校と教育委員会に対する不信感を強めている。

13) 11月28日

本件児童の●●●●から、児童Aの保護者が本件児童の保護者を批判しているとの情報を得た。それによれば、●●●●自分の子どもの行為を正当化し、本件児童の保護者が児童たちに聴き取りをしていることについて、「何がしたいのかわからない。直接言ってくればいいのに」等と言っていたという。また、もう1人の●●●●は、児童Aの保護者が「親同士で謝ったのに、何を騒いでいる。警察に相談する」と言っているようだから、いじめのことは調べるなど言われたとしている。こうしたことから、学校が、7月7日に起きたことを伝えているのかと疑問を呈している。

14) 12月2日

本件児童の保護者は教育委員会の担当者に本件児童の保護者が記していた10月中甸までの記録と学校に提出した要望書、経緯書等を渡した。この日は、「児童Aに指示されて、体育館で誰かに壁側に押し倒されて、上に児童Eと児童Cが乗ったが、児童Aに『泣きよるばい』と言われて子どもたちがやめた。翌日児童Eしか乗っていないと子どもたちが嘘をつき、担任から2日間本件児童が嘘つき扱いされた。その翌日児童Cに名前のからかいをされ担任に相談に行ったが、児童Cの嘘で勘違いとされていた。その他、本件児童が蹴られていたこと、児童Aに指示されて子どもたちがやっていたことがいじめのはずだが、どこにも記載されていないことなどを、「要望書(6)」の「補足・疑問に思ったこと・感じたこと・資料」の欄に記載している。

15) 12月5日

本件児童の保護者は東京弁護士会「子どもの人権相談窓口」に電話した。その際は、「いじめは何かの吐き出しで家庭環境に問題がある場合が多い。学校はめんどくさいことをしたくないから、加害児童の保護者に直接話しに行った方がいい」といった主旨の話を聞いたという。また、「問題の所在を確認して異常行動を止めるのは親の責任である。親に事実だけ伝え、どう感じるか、どう考えるか。加害児童もある意味で大人から止めてもらえないので被害者だ」と言われたとしている。

16) 12月6日

本件児童はY病院で2回目の受診をした。本件児童の保護者は、過敏症や腹痛や空気嚥下症の症状がほぼなくなったことを伝えた。ただ、人がたくさんいるところはいやがること、休日に学校のグラウンドに遊びに行くこともいやがること、学校の先生に会うのもいやがること、最近第三の居場所にもお友達がいなくて行って行き渋ること、昼夜逆転は起きていないことを伝えている。

この日、医師からは「過去のいじめのことを聞くことはしないほうがいい。もしするなら1回だけにして、警察と弁護士さんと一緒にしてもらおう方がいい」と言われたという。

こうした発言について、本委員会がY病院の医師に確認したところ、医師は文書で次のように回答した。

質問：令和4年12月6日に、「過去のいじめのことは聞かないほうがいい。もしするなら1回だけにして、警察と弁護士と一緒にしてもらおう方がいい」と

いったお話をされましたでしょうか。

回答：「警察に届けるように」とは言っておりません。「本人に話を聞くとやっている人たちには一堂に集まってもらい、一度にまとめて話を聞いてもらった方が良い」という主旨は話しました。警察が患者に聴き取りをしたいと言っている人たちとして両親が挙げていたのであれば、警察も他の関係者同様に聴き取りに同席してもらうように勧めたかもしれません。

理由は、トラウマ（心の傷）の原因になった事件について、何度も話を聞かれることで、トラウマを繰り返し思い出し、さらなるトラウマとなって、さらに具合が悪くなる可能性が高かったからです。

当時はトラウマによる症状が強かったので、

の治療の観点からトラウマの原因となった出来事を繰り返し話させることは症状の再燃・増悪につながり回復を遅らせるため勧められず、「（聴き取りをすることがどうしても避けられないのであれば、患者の負担を軽減するために、）一度にまとめて聞いてもらうように」と話をしました。

17) 12月8日

本件児童の保護者は熊本県警の肥後っ子サポートセンターに電話でいじめの経緯を説明し、警察に被害届が出せるか否かについて尋ねた。これに対して、「触法少年なので事実を確認して児童相談所の通告になる。また、子ども本人にも聴き取りをしないといけないので、フラッシュバックやトラウマのリスクがある」と言われたという。これを受けて本件児童のリスクを考えて被害届の提出を思いとどまっている。

18) 12月12日

教育委員会の担当者と面談した。その中で、「オンラインで担任の先生と話してみたり、仲のいい友達と話す」「社会福祉協議会の会議室を事前に言えば使わせてもらえる」といった話があり、「本件児童の保護者の気持ちを優先した上で、友人の児童を誘って一緒に行く」「担任もそこに出かける」などの提案を受けている。

また、学校が教育委員会に提出した報告に、7月は「人が上に乗るなどした、日常的に名前のからかいがあった、保護者が心配している」と記載されているが、8月、9月については何も記録がなく、口頭での報告は記録されていないと言われたという。また、いじめの認知件数の記録等について、ボールペンで書き直しがあるとして学校に対する不信感を強めている。

19) 12月15日

本件児童の保護者は本件児童が病気で学校に行けないことを児童たちに伝えてほしいと言っていたが、校長は電話で「本件児童について聴いてきた児童には『体調不良』によると話した」と答えた。これに対して、本件児童の保護者としては同じようなことがあってはいけないので、改めて「本件児童が病気で学校に行けない」と伝えてほしいと依頼したという。また、学校に提出した要望書に対する回答がいつになるのか等について問い合わせている。

学校は、本件児童が病気であることを児童たちに伝えなかったことについて、次のような主旨のことを述べている。学校としては、児童の欠席理由について、児童本人や保護者が伝えることはあるとしても、学校が学級の子どもたちに欠席理由や病名を伝えることはしないとしている。

また、本件児童の母親が児童に聞き取りをした際に、「うちの子どもはいじめによる[]学校に行けません。いじめた側の子どもが今もいじめていたり、指図をしたりしていることを知らないか」と聴かれたと言う保護者がいた。こうした中で、学校は病名を言う必要はないと考えて、「体調不良」と答えていた。しかし、12月に保護者からの要望があり、担任が[]の児童に「□□さん（本件児童）は学校に行きたくても行くことができない病気です。もしも、公園とかで会っても『学校に来てね』と伝えるときつかいかもしれません。□□さん（本件児童）の気持ちを考えて声をかけてほしいです」といったことを伝えたとしている。

なお、学校は、11月2日に来校した本件児童の保護者から、「Y病院を受診したところ[]診断された」と言われた。これを受けて、学校としてはその時点で、できるだけ早く病院と連携したいと考え、その旨を伝えたとしている。

この日は、本件児童の保護者は弁護士に相談した。そして、「いじめの疑いがあるのであれば第三者委員会を要望して調査をしたほうがいい。」「不登校の個別ケース会議では、いじめの調査にはならない。」「理由もなくいじめの全容解明をしないことは職務上義務違反になる。」「情報開示請求をする。」「マスコミの力を借りるとききちんと対応しないといけなくなる。また、みんなが知ることになる。何も動かないのであれば最終手段とし、マスコミの力を借りる。」、また、「要望への回答は期日を設けて回答してもらおう、文書より口頭で聞く。その際は録音する。」といったアドバイスを受けたとしている。

20) 12月16日

この日は、本件児童の両親が[]に行き、校長と教頭と話をした。本件児童の保護者は、その場での質問や回答と併せて、「要望書(6)」に、関連する過去の事象に対する思い等を7ページに亘って記載している。そこには、すでに見た内容と重複するものがあり、また記載された情報量がきわめて多いことから、本委員会の判断で抜粋する。

再調査について 本件児童の保護者の記録には、学校に求めている、いじめに関する再調査についての記載がある。この日、校長と教頭から、「①11月24日に熊本県の『心のアンケート』を実施した。②12月8日の授業参観後のPTAの会合で、保護者にいじめのアンケートを実施する旨の説明をした。③児童1人当たり20分ほどかけて、担任と養護教諭、その他の教諭で聴き取りを実施した。ただし、保護者同席の聴き取りは時間的に不可能と判断した」といった説明を受けたとしている。

学校からは、聴き取りの結果として、「本件児童の名前を数名がからかった」「トイレトイレットペーパーの芯が個室トイレに投げ入れられた」「本件児童が草を食べさせられたことを□□(本件児童)のお母さんから聞いた」「□□(本件児童)の悪口やからかいをしている人がいると□□(本件児童)のお母さんから聞いた」「全員が今はいじめはないと答えた」といったことを伝えられた。その上で、「子どもたちの聴き取りには限界がある」との発言があったとしている。

こうした状況で、本件児童の保護者は、学校が12月1日に重大事態の発生を教育委員会に報告しながら、これに関わる調査がなされていないのではないかと推測している。また、説明を受けた調査についても本件児童の保護者が求めたものとは異なっており、事前にその説明もなされなかったとしている。

また、調査では□□(本件児童)の名前を出していじめを特定するよう求めていたが、これも聞き入れられなかったと指摘している。

こうしたことも含めて、学校はいじめの全容を解明しようという意志と被害者に寄り添う姿勢がなかったのではないかと批判し、学校に対する不信感を強めている。

教頭による聴き取り この日は、教頭の児童からの聴き取りについても言及がある。本件児童は、教頭が聴き取りや話し合いの際に、大きな声で「わーわー言うので怖くて嫌いだ」と言っていたという。加害児童たちも、ただ怒られたと受け取り、反省はしておらず、仕返しをしているように感じたという。

また、8月4日に校長、教頭、担任に、本件児童が受けていたいじめについて対応を依頼し、さらに、教頭には過去のことについても聴き取りをしてほしいと電話で伝えていたが、学校は7月7日以前のことは含まず、夏休み前6日間と夏休み後1日のことしか聞いていなかったとしている。

教頭の対応 本件児童の保護者は学校に、いじめの全容を把握した上で対応しているのか、事実や状況を関係した児童の保護者に伝えているのか、学校内で情報共有をされているのかなどについて疑問を呈している。教頭は何も調査をしてないのに、今、いじめはないと断言する。いじめの早期発見が遅れたことを話すと、去年の冬の段階できちんと学校が動いていればと発言したとしている。そうであれば、教頭も初期対応に問題があったことを認めていたことになる。

本件児童の保護者は、学校に相談してもいじめはなくなるので、学童をやめさせれば、そうした行為がなくなるのではないかと期待していたという。

児童Aとその保護者の謝罪 なお、7月7日に児童Aと保護者が謝罪に来た件について、両親が立ち合って話を聞きたいことを伝えたが、教頭は一度謝罪に行っているのもう一度謝罪してくださいとは言えないと答えたという。本件児童の保護者は、その場で、いじめについて自分の子どもを擁護する母親と暴力を振るう父親の姿勢から、その日は謝罪の場ではなかったと記している。

聴き取りの対象等 学校は聴き取りに際して、加害者と観衆にしか聞いていなかったと思われるとし、自らの聴き取りで傍観者の児童から本件児童がいじめられていたと思われる話がたくさん出てきたという。また、加害児童B君と観衆の□□君（児童名）、□□□君（児童名）は、保護者同席だったからか、自分がやったことは一切話さず他の人のことを話すか、視線を合わせず、以前とは違うよそよそしい態度で何も無いと言っていたとも記している。

また、7月7日の馬乗り以降は、直接的な暴力行為はなくなったと推測している。その上で、それ以降、加害児童たちは悪口や無視、仲間はずれなどの陰湿ないじめに移行して行ったと思われるとしている。

学校に対する要請とその対応の問題 熊本県教育委員会の「熊本県いじめ防止基本方針」（令和2年11月24日改定）では「いじめの解消」を判断する基準として、「いじめ行為が少なくとも3ヶ月は止んでいること」「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」を挙げ、「被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する」と記載している。

本件児童の保護者は、これに言及して、学校がこうした要請に応えていないと批判している。その具体的な根拠として、令和4年8月31日、9月6日、9日、12日、21日、25日、10月17日から19日に亘って、学校に本件児童がいじめで苦痛を感じていることを相談していたとしている。

保護者の思い この日の最後に保護者の思いが次のように記されている¹⁾。

父親「先生方を責めるのではないですが、周りの人や相談に乗ってもらっている方から『□□君は（本件児童）、よくここまで我慢してきた。中学生だったら自殺してますよ』という言葉が返ってきました。これは、それだけ重大なのです。それだけは覚えておいてください。私たちは非常に大変です。改めて、いじめの被害者側が大変だと思いました。」

母親「□□（本件児童）が精神的にダメージを受けているだけでなく、私たちの日常生活も奪われています。さらに、拍車をかけるように、加害児童の保護者が私たちの悪口を言っている。どうして私たちが悪く言われたいと聞けないのかと思います。こうなったのは、先生方が両方の保護者にいい顔をされて、事実を伝えていないからだだと思います。先方の親御さんたちがそうしたことを言う理由を知りたいです。どうして、私たちはこれ以上傷つけられないと聞けないのでしょうか。□□（本件児童）もせっかく立ち直ろうとしている矢先に学校の配慮が足りなくて、こういう風にされている。□□君（児童C）が自覚していないのも²⁾、問題だと思うので、一度ちゃんと指導してください。」

父親「これは、一番最初に言ったことです。被害者のケアも必要ですが、加害者のケアが一番だと言っているはずですよ。ですから、よろしく願います」。

21) 12月19日

第三者委員会 教育委員会からの回答として第三者委員会について、以下のような言及がある。不登校重大事態として、教育委員会が主体となって第三者委員会を設置し、事実関係の調査を行ってもらう。職能団体に依頼し、メンバーが決まるのが最短でも一ヶ月かかる。調査に関して保護者に伝える必要があるが、その

*1 原文の言い回し等に加筆した。

*2 12月13日に、交流センターで本件児童に会った児童Cが「どうして学校にこないのか」と3度に亘って聞いてきたことを指している。本件児童がようやく外出するようになったのに、学校が本件児童が登校できない理由を子どもたちに伝えていなかったことから、加害児童Cの言葉で本人がさらに傷つき、2人の友達以外とは遊びたくないと言って、引きこもるようになったという。

件も第三者委員会のメンバーと調整していくと言われた。

重大事態についての情報伝達 教育委員会から本件を不登校重大事態としたことから、加害児童保護者にもこれを伝えたいと言われた。これに対して本件児童の保護者は、弁護士に相談してからにしてほしいと依頼した。まだ何も確定していない時点で加害児童保護者に伝えるのはおかしいとしている。

2 2) 12月22日

不登校の理由説明 本件児童の保護者が自分たちが依頼したように児童たちに不登校の理由を伝えていなかったとして以下のように批判している。

学校は病名は言わないと言ったが、心の病気と伝えていた。後日、ある男の子に会ったときに、「心の病気、心の病気」とつぶやかれた。□□(本件児童)は気が付いてなかったが、どこまで私たちが傷つけたら気が済むのだろう。子どもたちの中で「心の病気」という言葉だけが焼き付いているように思えた。

学校が本件児童が登校していない理由については、12月15日に本件児童の保護者と学校が話をしている。このとき学校は「体調不良」と伝えたとしている(91頁)。

学校の調査 本件児童の保護者は学校の調査についても批判し、不信感を募らせている。

学校は今まで一度もきちんと調査したことがない。学校は警察でも裁判所でもないと言ってきちんと対応してくれなかった。被害を訴えても、周りの子どもが訴えたことを伝えても、きちんと調べてくれなかった。そのような学校が事実確認をして全容解明をしてくれるとは思えない。そこで、心理福祉の専門家を1名増やしてもらって、その方たちに聴き取りをしてもらえるよう、要望を上げようと思う。学校は加害児童が何度も嘘をついているのに、先生たちは常にその嘘を信じている。そんな人たちに調査はできないと思う。

2 3) 12月26日

本件児童の保護者は電話で校長に、児童Cとその保護者と話をしたいので、その場を設けてもらうよう依頼した。児童Cが本件児童に登校していない理由をつく聴いたのは、自分の行為を反省せず、人のせいに行っている証拠だと考える。

そして、それは学校や大人がきちんと指導しないからだと伝えた。

24) 12月27日

この日の夜、本件児童は保護者に、児童Aから胸をつねられた場所を、●●●の教室の近い方の入り口のところだとはっきりと話したという。なお、これは6月から7月にかけてのことで、本委員会には「右胸部に15mmほどの皮下出血を認める」との診断書が提出されている(36頁)。

25) 令和5年1月6日

本件児童の保護者は本件児童との会話を以下のように記している。学校に行かなくていいけど、もし学校に行きたくなったときに、いじめていた子どもがいるクラスはいやだと思っから、クラス編成がもうすぐあるので、絶対同じクラスにしてほしくない人と、□□(本件児童)を守ってくれる人を聞く。そうした話をした後に、学校に行かないといけななら「死ぬ」と言う。そこで学校には行かなくていいと伝えたという。

26) 1月7日

夜、本件児童が「クラスの男の子は□□君(児童名)と□□君(児童E)以外は無視をしていた。□□ちゃん(児童H)は用事があるときだけ話をしていた。□□君(児童C)と□□君(児童名)は無視をするので、最初から話しかけないようにしていた」と語ったという。これに対して本件児童の保護者は、「□□(本件児童)が少しずついじめの話をしてくれるようになる」と記している。

ここで、最初に引用されている□□君は、本件児童の保護者が自ら聴き取りをした児童の1人である。この児童について以下のような記載がある。

10月18日に□□君に話を聞きに行ったときに、私たちが知っていた□□君と違って、とてもよそよそしく、距離があり、主人とも昔の□□君と違うよねという話をしていた。その理由がわかった。□□君は観衆でもあったのだろう。□□君がされたことを聞きに行ったのだが、自分がした悪いことをいつ聞かれるのかと恐れていたと考えると、□□君の態度や行動が理解できた。以前、他の加害児童2名に話を聞いたときにも、話をはぐらかしたり、おびえたように、他の人が悪いことをしたことは話していたが、けっして、自分がやった悪いことを言うことはなかった。また、共通して、よそよそしい態度とおびえた表情をしていた。また、□□君のお母さんが、「うちの子も同じことをされて、不登校にはなっていない。」という話をしていたが、□□君は保育園のころから周りへのちょっか

が多く、突然大声をだしたり、暴力行為をすると子どもたちが言っていた。[REDACTED]のころ学童で□□君にプールの中で頭を押さえつけられて、いやだったことを□□君（児童名）と□□（本件児童）が話していた。□□（本件児童）と□□君は同じ状況で同じことをされていたのではないことがこのとき、わかったとしている。

これに関しては11月2日にも、□□君の母親が「うちの子も同じことをされて、不登校にはなっていない」と語ったこと、「後日判明したことだが、「□□（本件児童）と□□君は同じ状況ではなかったことがわかる。□□君自身がちよっかいを出すことが多く、突然大声を出したりすると複数人の子どもが話した」ことが記載されている。

本件児童が夜に話をした内容から、10月の聴き取り時に□□君が示した態度等を想起し、当人の問題点を指摘している。また、その母親の発言や□□君が保育園に通っていた時期の問題行動にも言及している。本委員会はその真偽を判断できる情報を有しないが、自らの過去の体験や他者からの情報を元に推測を重ねている印象を受ける。

なお、本件児童の保護者が提出した「要望書（6）」には、児童に対する聴き取りの記録は10月19日から開始されており、10月18日に行ったとする□□君に対するものは記載されていない。ただ、この日には、「学校訪問前に、□□君に話を聞く」とあり、[REDACTED]

また、12月16日には「7月の体育館の出来事」とき、名前のからかいのとき、それ以外でも、加害児童は常に嘘をつき、常に事実が捻じ曲げられ、□□（本件児童）の勘違いや□□（本件児童）が嘘をついてきたかのような扱いをされていた。10月18日夕方、□□君に話を聞きに行ったとき、□□君のお母さんが、子どもはいつも平気で嘘をつくと言われ、加害児童のことを言っているのかと思ったら、□□君のことを平気で嘘をつくと言っていたので驚いた。□□（本件児童）は嘘をつくことがなかったので□□君のお母さんの発言に驚いた」と記している。

この日は、学校で行われたサッカーのルールに関する話し合いについて、□□君に確認し、「学年集会で話し合いはしたけど、新しいルールは知らない」との発言を聴いている。そこで、本件児童の保護者はこの発言を10月19日に校長と担任宛の連絡帳に書き、ルールを決める集会に問題があったと指摘した（78頁）。これに対して、学校は□□君は1回目の話し合いには参加していな

かったとしている（80頁）。

また、最後の□□君の母親の発言については、前後の状況が不明であるため、本委員会はその真意を把握することはできない。なお、ここには、□□君が「とてもよそよそしく、距離を感じた」といった記載はない。

27) 1月27日

校長から電話があり、□□（本件児童）が4月から学校に行きたいといったときに、いじめをしていた子どもたちとはクラスを別にしてほしいと伝える。校長からは、一緒のクラスにしてほしい児童と別にしてほしい児童を聴かれた。これについては、「10月ころ、□□（本件児童）を助けてくれるお友達と一緒にしてほしいと伝えると、校長が笑われたことを思い出すと記している。

学校は本件児童が██████に進級した際にいじめたとされる児童を別のクラスにしている。

(4) 本件児童が██████に進級した後のケース会議

学校は本件児童が██████に進級した後に「□□□□（本件児童）さんに係るケース会議^{*1}」という名称で本件児童の保護者と情報交換をはじめた。本件児童が登校できなくなった令和4年の11月から12月までは、保護者から週に1回の情報交換の申し入れがあり、これを実施していた。このとき、学校と教育委員会は、福祉部局も入ったケース会議にできないかと申し入れたが、個人情報漏洩することを懸念して実現に至らなかった。そのため校長、教頭で本件児童の保護者と対応していた。

これが令和5年1月から3月までは、教育委員会の担当者に保護者が本件児童の様子や学校への要望を伝える形に変わった。そして、4月から本件児童が██████に進級することを踏まえ、██████^{*2}や新SSWとの接点もできた。そこで、それぞれの立場で本件児童に関わっていく際に情報の共有が必要であることから、月に1回本件児童に関わる関係者が集まる機会を設けることが、教育委員会と本件児童の保護者から提案された。その結果、4月から学校で本件児童のケース会議を開催することになった。ここでは、新しい担任がどのような形で関わったら良いか、██████の利用をどうしていくかなど、これまで教育委員会を通じて行っていた連絡を参加者全員で確認できることから、原則として毎月第3木曜日に、1

*1 以下、「本件児童のケース会議」と略記する。

*2 公設民営施設「高森町教育支援センター」を「支援センターと略記する」としていたが、ここでは、不登校を支援する施設としての「██████」が言及されており、この項ではこれを使用する。

時間ほどの会議を開催している。

出席者は、本件児童の保護者（両親）、高森町教育長、校長、教頭、担任、養護教諭、SSW、[REDACTED]、訪問看護担当者である。なお、出張等で全員が出席していないこともある。

会議は、はじめに本件児童の保護者が本件児童の状況に関して情報を提示し、これを受けて、[REDACTED] 学校、SSW、訪問看護担当者との今後の対応等を含めた情報交換が行われている。令和6年2月まで以下の日程で開催されている。各会議における出席者の発言の一部を学校の記録から抜粋する。

打合せ 令和5年4月10日 18:00

本件児童の保護者

本件児童は周りを信用していない。不安があり、すぐには学校に行けない。自己肯定感が下がっている。学校に通ってほしい気持ちはある。担任を先生ではなく、□□（担任の姓）さんと呼んでいいか。

学校

いつでも安心して学校に来れるようにする。いつでも待っている。少しずつ関わりを持っていく。[REDACTED] の責任者とも情報交換し、クラスのみんなにも紹介した。

第1回目 4月20日 15:00

本件児童の保護者

[REDACTED]
[REDACTED]
学校

担任が毎週金曜日に自宅を訪問する。学校はいつでも登校できる体制を取っていく。

[REDACTED] 責任者

小さなサインを見つけて次につなぐことが大事。本人が水曜日に来ると言った。

[REDACTED] で笑顔でゲームをしている。

本件児童の保護者

家では普通に過ごしている。外に出ようとする気持ちもある。学級通信はしばらく控えてほしい。

学校（担任）

具体的な願いが聞けて良かった。ご希望のように対応したい。

第2回目 5月18日 15:00

本件児童の保護者

本件児童が、学校には行きたがらない。[]は水曜日はいやなので金曜日にする。「自分が大切なのか」と自分の存在を確認することがある。家庭ではキャンプなど体験活動を重視している。人がいないところが良い。いじめる側へのケアが必要。弁護士の話をして1年から6年まで聞いてほしい。親が相談する窓口を広く知らせてほしい。町にSSWが必要。いじめ防止対策プログラムを活用してほしい。本件児童は担任とは素の自分で接している。運動不足。

第3回目 6月15日 15:00

本件児童の保護者

[]に続けて行くことができたが、無理しないようにさせたい。友達とよくオンラインゲームをしている。本人が学校へ行ってみようかという気になった。無理せず、細く長くと考えている。体重増加が気になるので訪問介護を入れて体を動かすことにした。

第4回目 7月20日 15:00

本件児童の保護者

Y病院受診に担任等の同行はできないが、医師は「担任と話すことはできる」と言っている¹。本人は会話についていけないこととフラッシュバックが起きているから、友達と遊びたいが遊ぶと元気がない。友達と夏祭りには行けなかった。本人の自発的な行動を促していく。

学校（担任）：学級の取組を説明

本件児童の誕生日の1月8日には本人を中心に写真撮影したい。

SSW

夏休みにリズム作りをしてほしい。

第5回目 8月17日 15:00

本件児童の保護者

夏休みに入って、あまりゲームをしなくなった。バッティングセンターで児童

*1 令和6年3月の時点では、担任は医師と会っていない。

Aとすれ違ったことから、人が多いところに行けなくなった。親として他の子どもと比べてしまう。本人の今とこれからを見ていく。本人が自分の存在の確認をすることがある。体重増加が気懸かりで散歩を続けている。[REDACTED]には1対1で対応してほしい。

第6回目 9月21日 15:00

本件児童の保護者

高森町の外であれば外出できるようになった。1人のときはユーチューブやゲームをし、両親がいるときは料理などをする。生活リズムは良い。[REDACTED]に行く意志を示している。今は、焦らない、無理をしないと考えている。友達と遊びたい気持ちがある。学校行事「命の集会」「への感想、吹田市の取組」を●●でも取り入れてほしい。加害者の心のケアと親の指導をしてほしい。ビデオレター¹等に取り組んでもらうのはどうか。いじめの傍観者をなくす。HPのいじめ防止基本方針を詳しくしてほしい。

第7回目 10月26日 15:00

本件児童の保護者

本件児童は担任のことは信頼している。学校に行きたい気持ちはあるが、疲れて、また引きこもって誰にも会わなくなる恐れもある。オンラインで遊ぶと調子がいい。

学校(担任)

本件児童が登校したらクラスのみんなが大喜びした。

本件児童の保護者

登校でいやな気持ちはしなかったようだ。学校・[REDACTED]どちらかに行けたらと思う。確実に気分は上向き。3日間学校に行けたのは□□先生(担任)と友達のおかげ。しかし、加害児童を見たら[REDACTED]オンラインのフリースクールも勧めたが、自分は学校に行きたいと言った。

[REDACTED]の本件児童の担当者

学校にも行っているので疲れているかもしれない。本件児童とコンタクトが取

-
- *1 毎年、保護者で介護士、保育士、医師などに命について語ってもらうもので、コロナ禍の3年間は実施していなかった。
 - *2 NHKの番組で「いじめをなくす取り組み」として文部科学省指定のプログラムを実践した学校が取り上げられた。
 - *3 本件児童が在籍する●●●●の児童が一言ずつコメントを入れて自己紹介する。

れていない。

第8回目 11月16日 15:00

本件児童の保護者

2週間ほど活動ができていなかった。「4つ角」(店名)に1人で買い物に行った。[redacted] 校長先生のところに勉強に行きたい。[redacted]

[redacted]ではなく学校に行きたい。友達と毎晩ゲームをしていたことがあった。少しずつ反抗期。町内を自分1人で歩けるようになってほしい。

学校(担任)

3週間ぶりに会えた。席替えをした。子どもたちが本件児童のことを気にとめている。

本件児童の保護者が本件児童が在籍する[redacted]の様子やいじめ行為を指摘された児童について質問した。

父

グループはいつも一緒か

[redacted]担任

わりと別々で、固定化したグループはない。

母

□□君(児童A)、□□君(児童C)、□□君(児童F)はどうか。

[redacted]担任

□□君(本件児童)が登校したときの子どもたちの表情は良かった。□□君(児童A)が□□君(児童C)たちに指示を出しているようなことはない。

父

学校でのトラブルはなくても、[redacted](町の[redacted]スポーツクラブ)や児童ではどうか。

[redacted]担任

とくに苦情やトラブルの報告は受けていない。

担任

クラス替えは十分に配慮した。学習発表会はクラスを混ぜて取り組んだ。[redacted]の様子をたくさん見てきたが、1つのことを全員で創り上げようと頑張れる子どもたちである。一緒にやっ払いこうという目標に向けて行動できている。

「自分だけ」のことを考えている子どもはいない。

*1 本件児童とその保護者の要望で、本件児童がいじめを受けたと訴えている複数の児童が在籍する学級の担任。

父

こうした質問をしたのは、□□君（児童A）は、
信頼していたので、「□□（本件児童）を助けてくれよ」と頼んでいたが、裏切られた。残念だ。他の人から聞いて、□□君（児童A）が友達に指図して、悪いことをやらせていたことがわかった。大人と子どもの目線は違う。1年前から自分のイメージは止まっている。聞かないと安心して学校に送り出せない。

母

をからかわれることはないか。

担任

近くに大人がいるかいないかは大きいですが、あったら指導している。

担任

「絶対ない」とは言えない。だから、大人の役割が大切。きちんとと言える子どもを育てている。伝えられたことは、絶対にそのままにしない。子どもたちが何でも言うてこられるようにしている。

母

されたときのダメージは大きい。無視されたら。

父

学校は努力されているのだから、登校したら対応してくれば良い。

母

安心した。

担任

いじめ行為を指摘された児童Aは、「命の集会」で、いじめの話が中心だったことから表情が曇り、「いじめた側」「いじめ」という言葉に対して頭が下がった。本人自身も戦っている。自分がしてしまったことへの後悔があるのではないかと感じている。児童Aに関して、友達や上級生、下級生との人間関係のトラブルは、今年度一度もなく彼自身も成長していると思う。

教頭

子どもたちも成長している。今後の成長に期待してほしい。

学校（担任）がY病院の医師と話をしたい旨を打診したところ、本件児童の保護者がこれを了承した。

の本件児童の担当者

本件児童の気持ちがあまり向いていないので距離を置いている。

第9回目 12月21日 15:00

本件児童の保護者

本人が木曜日と金曜日に登校できた。算数は校長先生と勉強したい。悩みながらも前に進めている。誰かと一緒にいたい。学校の手洗い場で[]
[]病院で伝えたところ[]言われた。[]には行き
たがらない。

学校(担任)が人権学習後の児童の様子を説明した。

S S W

加害児童とは会わせないでほしいが、完全にそれをするのは難しい。

第10回目 令和6年1月18日 15:00

本件児童の保護者

勉強はしないが[]に続けて4日間行った。誰かと遊びたい。1年間で[]太った。友達から昼休みは来ない方がいいと言われた。Y病院で「予定」はプレッシャーになる。行けるときに行くのが良いと言われた。

本件児童の保護者から、今でも児童Aにいじめられている児童がいることを学校は知っているかとの質問があった。

このとき、学校は次のように述べたという。

日常的に指導はしているが、実際にいじめがなくなっているわけではないととらえている。そこで、道徳の学習も学級会活動も日々の関わり合いも意見の相違をどのような話し合いで折り合いを付けていくかを子ども同士が学んでいる。

これに対して本件児童の保護者は、問題を自分のこととしてとらえていない。学校も子どもも何も変わっていないという見解だった。これを受けて、出席者である教育長がまとめの中で、トラブルを学ぶチャンスととらえて対応していく必要があること、子どもたちに自分が決める場、つまり選択する場を作っていくことが大切だといった話をした。

なお、ここで言及されているいじめは、[]の児童に対するもので、[]が当人のネックウォーマーをとりあげ、ズボンの中に入れ陰部にこすりつけるようにしてなかなか返さなかったというものである。この件を確認した学校によれば、この情報は本件児童の保護者から「[]は友達にいやなことをしていないか」と問われた児童によるものであった。この児童は本件児童とオンラインゲームをしていたとき、本件児童の母親から上記の質問されて、令和5年1月より前のことを答えたという。また、被害を受けたとされる児童から聞き取りを2回

行ったが、本人はそうした事実があったことを忘れていたという。

以上は学校から得た情報であり、本委員会ではその真偽の判断は控えるが、本件児童の保護者と学校との情報認識には、未だにズレが生じている。

第4章 諮問事項（1）いじめと不登校の因果関係

1 諮問内容と聴き取りに対する委員会の対応

高森町教育委員会が高森町いじめ問題対策委員会委員長に提出した諮問書（令和5年3月13日付 高教第2868号）は第1章に記載した（2頁）。これは「高森町いじめ問題連絡協議会等条例第3条の規定による調査審議」として位置づけられ、1）諮問事項は「XXXXXXXXXX児童の不登校に関する調査」とされ、2）諮問理由を挙げた上で、（1）いじめと不登校の因果関係及び（2）再発防止対策に関わる調査審議を依頼している。

これを受けて当委員会は情報収集のために会議及び児童を含む関係者の聴き取りを進めた。その概要はすでに第2章（2聴き取りの実施経過）に記載したが、本委員会委員が出席して審議する会議が7回、聴き取り及びその前後の会議が26回で、これには聴き取り後に実施した詳細事項を確認するリモートによるものが含まれる。複数回の聴き取りに応じた対象者が含まれることから、その数は延47名になることは既述した（14頁）。この中には本件児童の保護者が聴き取りを要望した児童のうち、2名を除く8名と本件児童の保護者及び関係児童の保護者15名が含まれる。児童の2名は保護者から聴き取りに対応できないとの回答を得た。児童は聴き取りの時点では●年生で、年齢は●歳が7名、●●歳が3名である。こうした年齢の児童生徒にいじめに関わる事象を聴き取ることは慎重さが求められた。

本件児童の保護者は1年あるいはそれを超える時間が経過しており、児童たちの記憶の減衰を懸念していた。事実、聴き取りにおいて「憶えていない」「わからない」といった回答も少なからずあった。それは児童だけでなく、聴き取りに応じた成人である保護者においても記憶が明確でないと思われる様子がうかがわれた。本件児童の保護者は本件児童がいじめを受けたと認識する個々のケースを綿密に記録していた。これに対して、聴き取りを行った児童やその保護者はそうした詳細な記録を取っておらず、聴き取りでは主として記憶に基づいて回答した。なお、当初から本件児童の保護者は早急な聴き取りを要望していたが、保護者への説明を含めた聴き取りを先行させたこともあり、本件児童を除く児童の聴き取りが終了したのは9月14日であった。

また、本委員会としては、XXXXXX歳あるいはそれ未満の児童に対して初対面の成人が聴き取りをすることが児童たちに与える心理的影響を懸念した。そこで聴き取りは委員のうち、2名の精神科医と臨床心理士の1人が対面で担当し、ほかの委員はリモートで参加する方式を採用した。それでも、現実には児童たちが緊張していることはリモートを通じても伝わってきた。聴き取りは児童のみを原則としたものの、希望があれば保護者がその場に立ち会うことにしたが、単独で聴き取りに応じた児童は1人であった。

2 諮問（１）いじめと不登校の因果関係

いじめと不登校の因果関係については、本件児童の保護者から医師の診断書（令和5年1月10日付）が提出された。これには本件児童が「[]」であること、「いじめが原因で希死念慮を含む鬱・不安症状が出現し、登校を止めることで症状は劇的に改善したことから、いじめと症状の因果関係は明確である」と記載されている。

本件については、[]学校で重大事態が発生し、第三者委員会が設置される方向であることを複数の報道機関が伝えた。その際、医師が提出した診断書の一部の写真を掲載したものがあった。それには阿蘇地域あるいは[]と記されていたことから、当該[]に通う児童とその保護者だけでなく、地域の人々もそれが当該[]であると推測したと思われる。とりわけ、本件児童及びその保護者がいじめに当たる行為をしたと訴えていた関係者には相当程度の影響を与えていた。

こうした状況のもとで本委員会としては諮問事項である「いじめと不登校の因果関係」を確認するため本件児童を診断した医師に、聴き取りへの協力を依頼した。これに対して、「面談の調整が困難で聴き取りに応じることができませんので、書面で対応させていただければと思います。通常業務終了後に回答の書面を作成することになるため、返信までお時間をいただきます。ご了承ください」との回答が6月22日にメールで送られてきた。その後、8月9日付の「診療情報提供書」を受領した。これはA4版（40字×36行）で2頁と10行から構成されている。

それによって、初診の令和4年11月1日から当該診断書が作成された1月までに3回の診察が行われていたことがわかる。その後も月1回のペースで受診し、現在（令和6年3月）も継続中である。診断書には、本件児童について医師として得た情報と観察した事実が記載され、診断に至った経緯と理由が述べられている。

その第1回目の11月1日では次のような流れで診断が進められた。

①両親と患者に各々問診票に記入してもらい、それを元に看護スタッフが病歴を聴取する（12：00～12：50）②問診表、母子手帳、かかりつけ医のUクリニックからの診療情報提供書及び同クリニックでの血液検査結果、及び母親が記載したいじめの記録を病院の臨床心理士と一緒に目を通す。③心理士同席で、患者と両親の3人一緒に面談し病歴を聴取しながら、患者と両親の様子、両親と患者との関わり方などを観察する。④患者のみを対象に診察を行う。⑤その後両親から更に病歴と現在の患者の症状について聴取し、今後の方針の説明を行った（14：04～16：12 128分間）。また、「同日、診察後に、血液検査、検尿 頭部CTの検査を行い、鬱・不安症状の原因となり得る甲状腺機能の異常や脳腫瘍その他の頭蓋内病変などの身体の問題を除外しています」としている。

最後は「患者はいじめのために不登校になったと明言しています。患者のその報告は、患者が主治医と2人のときに、大人の誘導無しに患者自身の言葉で複数回、行われており、患者の病歴や様々な症状の推移からもいじめと症状の因果関係は明らかであると考えております。いじめ以外に患者の症状の発現を説明できるものはなく、一見していじめが患者の症状と直接的な関係があるように見えます」との判断を下したと述べている。

なお、「診療情報提供書」は、報道で写真の一部が掲載された診断書が作成された1月10日から6ヶ月以上が経過しているが、その内容から4月12日の受診日までの状況が記載されていると推測される。それによれば、「トラウマのある人や多大なストレス下にある人に見られる解離と考えられました」とし、「以上の所見より、患者の状態はいじめに起因する[]より更に深刻な状態)の疑いがきわめて濃厚ですが、現時点では性急に結論を出さず、経過を観ている状況です」と述べている。本診断書は令和5年1月10日に作成されているが、本件児童の保護者によれば、初診の令和4年11月1日に、本件児童が[]で、不登校はいじめによるものだと言われたとしている。このときは、「第三者委員会」や「居場所を探すこと」「自傷行為はすべてストレスによるもの」といった話が出たとしている(84頁)が、本件児童の保護者の認識と医師の見解には多少のズレがあった。

本件に関わって提出された「診断書」は専門医が作成、提出したものであることから、その内容が重要な意味を有することは言うまでもない。それが故に本件児童の保護者だけでなく、本件児童に対するいじめに関わったとされた児童や保護者にも大きな影響を与えたのである。

こうしたことを踏まえれば、本委員会に対する諮問事項である「いじめと不登校の因果関係」は、医師の診断書をそのまま採用することも1つの選択肢と考えられる。事実、これまで延47名の関係者を対象にした聴き取りや資料等によって得た情報から、本件児童が複数の局面でいじめと認定される行為を受けていたことは明らかである。したがって、本委員会としても「いじめが不登校に影響を及ぼした可能性が高い」と認識している。ただ、本件児童の学校における行動や発言に関わる情報、本件児童の保護者と学校間で交わされた情報等に基づく分析の結果、学校における本件児童に対するいじめ行為のみが不登校の原因とする判断にまでには至らなかった。

本件児童の不登校に影響を与えたほかの要因としては、本件児童の保護者と学校との関係のあり方が挙げられる。学校関係者は、本件児童の学校での様子と本件児童の保護者から訴えられる多くのいじめ被害との落差に戸惑っていた。また、学校の対応に謝意が表明される一方で、これを[]批判されるといった事態の発生に苦慮していた様子がうかがえる。これに対して、本件児童の保護者は、学校の対応に納得できないまま、「学校は自分たちの訴えに対して何もしない」との思いから不信感を募ら

せていった。

一般的に、われわれは同一の対象であっても肯定・否定の「矛盾した気持ち」を持つことが多いが、成熟するにつれて、そうした状態を意識し、それを外部に対して表出できるようになる。しかし、学童期の子どもでは、そのような識別が容易でなく、たとえ同一の事態であっても、ある人物に対しては肯定的な気持ちを、また別の人物に対しては否定的な気持ちを表出することがある。こうした行動傾向は成人であっても、心身の疲労や心的な余裕のなさによって普遍的にみられる。

その点では、本件児童の保護者も、学校を■■■■批判する一方で、ときには学校の対応に感謝の意を示している。その上で、自分自身の本件児童に対する対応のあり方を反省し、行動を変える気持ちを表出しており、両面的な反応が認められる(72頁)(74頁)。

学校関係者がこうした心理的な反応が存在することを認識した上で、本件児童の保護者の訴えに対して、たとえば当該保護者が行ったような広範にわたる周囲の子どもたちに対する聴き取りを実施し、より多くの情報に基づいて効果的な対策を取ることができていれば異なる状況になっていたかもしれない。

しかしながら、学校は、本件児童の肯定的な発言もあり、聴き取りの対象を比較的狭い範囲に限定し、その場での指導にとどめていた感がある。その上で、本件児童の保護者に対しては「とくに問題はない」「重大ないじめはない」と報告することを繰り返した。また、訴えがあるたびに何らかの対応をして一時的には問題が改善しても、本件児童の保護者には、学校において本件児童がいやだと感じる事態が解消されないと思われた。こうしたことから、本件児童は学校において安心感を得ることができず、これも不登校事態に影響を及ぼしたことが考えられる。また、本件児童の保護者自身も焦らずに対応する必要があると述べているように、本件児童には学校に行かなければならないという気持ちがストレスになった可能性もある。本件児童が母親から「学校が不安なことはないか」と問われて表情が変わったという学校関係者の認識もこうした状況をうかがわせる。(77頁)。

こうした状況で、学校の様々な対応に本件児童の保護者は不信感を募らせることになるが、本件ではとりわけ学校の初期対応が不十分だったと考えられる。この点については、「危機管理」の視点からすでに検討した(45頁)が、次章でも改めて触れる。

3 諮問(2) 再発防止対策に関わる情報整理

本委員会には、「①本件に関わって発生した事実の整理」と、これに基づいた「②再発防止のための提言」が求められている。そこで、本項では「①本件に関わっ

て発生した事実」を整理するとともに、本委員会の分析と評価に焦点を合わせ、第5章において、本件の総括的なまとめとして「②再発防止対策」について提言する。

本報告書では、すでに「①本件で発生した事実」については、本件児童の保護者が訴えた事象を基本にして、学校の対応等を整理してきた。本項においては、これらについて本委員会としての評価を加える。そのため、取り上げる事象等の多くで重複するものがある。

前項において、本件児童が[REDACTED]であった令和2年12月23日に発生したとされる、本件児童に対する暴言や暴力行為に対する学校の「初期対応」が適切さを欠いたと判断した。本件児童の保護者の訴えを受け、担任が聴き取りをし、一定の事実があったことを認識し、関係した児童の保護者にもその事実を伝えた。そのまま冬休みに入る時期であったことから、改めて様子を見ることにしたが、本件児童にはとくに問題がないと判断したという。

しかし、こうしたことが本件児童の保護者の学校に対する不信感を引き起こし、その後、「学校は何もしてくれない」といった批判が繰り返されることになった。本件児童の保護者によれば、本件児童は[REDACTED]になってから「本当のことを言っても、先生たちが対応してくれない」といった話をするようになったとしている(34頁)。

こうした状況が続く中で、本件児童の保護者によれば、教頭は、ある時期に「過去のことばかり振り返っていると本件児童自身の成長につながらない」「前のことを話しても水掛け論にしかない」「(児童たちは)ギャングエイジだから」「同じお腹を痛めたお母さん同士ではないか」「学校は警察や裁判所ではない」といった主旨の発言をしたという。さらに、「(本件児童が)学校に来れば、自分たちの前では叩かない」といった教頭の発言に、本件児童の保護者は教頭が何もわかっていないと批判している。その発言がなされた具体的な状況と、その前後の脈絡は明らかでないが、いじめを訴えている保護者に対する発言としては適切なものとは言えない。これらもまた、本件児童の保護者の学校に対する不信感を強める要因になったと思われる。

こうした状況で、学校関係者は、学校における本件児童の様子と本件児童の保護者から訴えられる多くのいじめ被害との間に大きな落差を感じ、これに困惑していた様子がうかがえる。本件児童とその保護者から見れば、学校が自分たちの訴えを受け止めることなく、場当たりの対応に終始し、「学校では楽しく過ごしている」「とくに問題はない」と繰り返し、「重大ないじめはない」と報告していると考えた。そして、本件児童が[REDACTED]になった7月には、明らかにいじめと認識される事態が発生した。

それは、本件児童とその保護者に決定的な影響を与えた。学校の対応に不信感を抱いていた本件児童の保護者は自ら本件児童を知っている児童たちから聴き取りをした。学校としては、児童たちの、いじめを含めた直接的な訴えや毎月実施している「心のアンケート」によるチェックなどは行っており、そこに問題があれば対応していた。しかし、学校には、児童あるいは保護者から個別の訴えがあった場合、その時点で関係した児童だけでなく、そうした状況を見ていた児童たちからも情報を収集することが求められる。そうした手続きを踏んで、いじめ発生の有無を保護者に伝えれば、結果が受け入れられる可能性が高まる。この点についても、本件児童の保護者は自分たちが求めた調査が行われなかったと批判している。

これに関連して、令和4年7月4日に発生した児童2名が本件児童に乗ったとの訴えがあった際に、担任は、同じ学級の児童には女子も含めて「体育の授業後に本件児童が上に乗られたことに気づいた者がいないか」といった問いかけをして、児童A、C、Eがその状況を知っていることを把握している（33頁）。しかし、本件児童の保護者には、こうした問いかけだけでは調査とは言えず、事実の把握ができはしないと考えるだろう。

本件児童の保護者が提出した「要望書（6）」にも「学校は毎回、加害児童か、観衆の子どもたちにしか聴き取りをしておらず、傍観者の子どもたちにも最初からきちんと聴き取りをすれば防げたことがたくさんあったと思う。そして、もっと早くに仲間はずれや無視に気が付いて止めさせていてくれたら、□□（本件児童）が病んでいくこともなく、不登校が長期化することも防げたはずだ」と記している。

こうした様々な問題を感じながら、本件児童とその保護者から見れば、学校における本件児童に対するいじめが解消されることがないまま、不登校事態に追い込まれるに至ったことになる。

なお、学校も可能な限り本件児童へ適切な対応をしたいとの思いから、本件児童が受診する医師との接触を希望したが、本件児童の保護者からこれが受け入れられなかった。そして、本件児童が ██████████ した令和5年4月から「本件児童のケース会議」が毎月1回定期的に開催されているが、1年が経過した令和6年3月においても医師との直接的なコミュニケーションは実現していない。医師としても、学校関係者から話を聴くことで、その後の治療に有益な情報が得られると思われる。

本委員会としてはこうした点を含めて、医師からの聴き取りを期待したが、すでに述べたように文書による回答を得ることになった。本委員会は6月6日の委員会において、医師からの聴き取りを決定し（6頁）、事務局が本件児童の保護者

の児童に対する『いじり』行為が起きていることを本件児童が他の友人から聞いており、同じことが起きていることに対する怒りと不安な気持ちを吐露している¹⁾という。こうして、学校が不登校事態の開始日とした令和4年10月から1年以上経過しても登校が困難な状況が続いている。このうち、本件児童の保護者が日付も含めて本件児童に対するいじめ行為を認識し、これを学校に訴えたのは令和3年12月24日であった。

その概要はすでに触れたが(28頁)、本件児童が●●●であったときの担任は「学級には言い方がきつい児童がいて、本件児童の行動がゆったりしていることに関わる言い方をすること」があり、そうしたことを認知したときは、「学級全体で言い方に気をつけていこうという話をしていた」という。しかし、同じ発言であってもそれを受ける児童の受け止め方が異なるのは当然である。熊本県教育委員会の「いじめリーフレット」は、教師に「被害を受けている児童生徒の気持ちを理解し、守ることを第一に考え行動する」ことを求めている。

このとき、担任は冬休みが終わってから本件児童を注意しながら見ていたが、楽しそうで本人は「大丈夫だ」と答えていたという。

3) 組織的対応の欠如

担任はこの件を教頭にも伝えたが、校内のいじめ対策委員会で検討されていない。この点について「いじめリーフレット」は「児童生徒の小さな変化や気になる言動を見逃さず、いじめかもしれないとの考えを持ち、積極的に他の教職員と情報共有する」ことを求め、「特定の教職員のみによることなく、学校の『いじめ対策組織』を活用して行う」としている。また、「組織対応の重要性とそのポイント」として、「いじめの未然防止の取組は大変重要ですが、一方で学校は成長途上にある児童生徒が集まる場所である以上、人間関係のトラブルがまったく生じないことはあり得ません」とした上で、「重要なのは、発生したいじめ事案の解決を自校の最優先課題と位置づけ、重篤化させないこと」を強調し、「組織的に対応することは、中長期的にみて、全ての児童生徒及び教職員が安全・安心な教育活動を継続するための最善策であることを認識しましょう」と呼びかけている。

担任は本件児童がとくに課題を抱えているとは思っていなかったことから、●●●の担任への引き継ぎで本件児童がいじめを訴えたことを伝えなかった。そのため、●●●の担任は家庭訪問をして、初めて「12月に発生したことを含めた

*1 いじりの具体的な内容は記されていないが、少なくとも1件は学校からの情報との間にズレが認められる(104頁)。

本件児童の保護者の訴え」を聴くことになった。この点について、教頭は本委員会の聴き取りで、学年の引き継ぎに当たっては、その細部までは承知していないと述べている。こうした発言から、教頭も本件児童の保護者が前年の12月に訴えた本件児童に対する行為を重く見ていなかったことがうかがわれる。そして教頭は、本件児童が●●●の7月に発生した馬乗りされたとの訴えを受けて本件児童の保護者と初めて会うことになる。また、令和4年4月に赴任した校長にも、この件は引き継がれていなかった。こうした対応が、本件児童の保護者の「学校は何もしてくれない」という思いにつながっていった。

このとき、担任はこの件を教頭に伝えていたが、学校として組織的な対応がなされなかったことになる。

4) いじめ発生時の保護者対応

本件児童が●●●の7月に発生した体育館で児童CとEの2人が本件児童の上に乗った行為についての対応にも問題があった。担任の聴き取りでは1人とされていた本件児童の上に乗ったとされる児童が2人だったことが明らかになり、その事実に関係したとされる児童Aを含めた3名の児童の保護者に教頭と担任が電話でこれを伝えた。このとき、「本件児童の上に乗った」のは児童C、Eだったが、これに児童Aが加わった状況はすでに取り上げた(50頁)。

これを聴いた3名の児童の保護者はその日のうちに、子どもを伴って謝罪するため本件児童の自宅を訪れた。本件児童の保護者は、そのうちの一家族の謝罪は受け入れたが、2つの家族については、十分に反省しているとは認められなかった。そのため、もう一度家族で話し合うことを求めた。その後、児童のCは、謝罪に来て以降はいじめ行為がなくなったと認識し、その旨を保護者に伝えた(87頁)。ただし、児童Cについては、12月に「教頭先生の聴き取りでも最後まで本当のことを言わず12時予定の報告会が15時になった経緯がある」と記している(「要望書(6)」)。これは、12月になって、本件児童と学校外で会った児童Cから、登校しない理由をしつこく聴かれた時期に記載されている。こうしたことから、本件児童の保護者は児童Cの保護者との話し合いをしないと学校に伝えた(95頁)。

このことについて、教頭は、本委員会の聴き取りで「保護者には事実を伝えるだけで謝罪を勧めることはない」と回答した。その後に聴き取りをした校長も同様のことを述べた。その上で、保護者から「謝罪に行った方がいいですか」と聴かれた場合には、それを勧めることはあると答えた。これについて、教育委員会は、それは管理職の判断によるとして、「謝罪を勧めない」ことが教育委

員会の既定方針ではないとしている。すでに見たように、「いじめ防止法」では、「いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする」と明記している（48頁）。教頭はその前日に本件児童の母親と初めて会ったが、その際に「●●●●」との印象を持った。そうであれば、関係児童の保護者に「いじめの事実のみ」を伝えれば、結果として謝罪に出かける可能性と、そうした場合に「争いが起きる」可能性を予測しておくべきであった。しかしながら、問題が深刻化していく中で、その後も「いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置」を講じたとは言えない。

5) 管理職の聴き取り

児童2名が本件児童の上に乗った令和4年7月4日について、教頭が聴き取りをしたところ（50頁）、当初、本件児童の保護者からの連絡帳に名前が挙がっていなかった児童Cが、自分が乗ったことを認めた（54頁）。このとき、児童Cは直ちには自分が関わったことを認めなかったという。こうしたことから、一般論として、相当程度に厳しい態度で聴き取りをしなければ事実は明らかにならないとの思いが生まれる可能性が高まる。これに関連して本件児童の保護者も、教頭が聴き取りや話し合いの際に、「大きな声で『わーわー言うので怖くて嫌いだ』（92頁）と言っていたとして批判している。これに対して、教頭は自分が強面であることを意識して、最初に何があったかを紙に書かせるなど、圧力を低減するよう努めたという。しかし、それが児童側には必ずしも期待した効果をもたらしていないと思われる。熊本県の「いじめリーフレット」では、「威圧的な言動による聴き取りがあると、聴き取った内容の任意性・信ぴょう性が失われる」としている。

この日の聴き取りについては、児童Aも教頭に何を言っても聴いてもらえない状況だったという。本件児童の保護者は、児童Aがそうした認識でいることはまったく許容できないとして、批判をさらに強められると思われる。そうであるだけに、聴き取りを行う際に、「いじめリーフレット」が指摘する「『いじめていないのに叱られた』といった不満が残らないように、児童や保護者に丁寧に説明する」ための環境づくりが求められる。本件の場合、本件児童の保護者が本件児童のいじめに関わったとして挙げた児童の保護者たちは、いずれも自分の子どもに非があれば謝罪し、また行動を改めるべきことは認めていた。それは当然であるにもかかわらず、後になって、児童だけでなく、その保護者に「教

頭には何をどう言っても聴いてもらえなかった」との思いを抱かせたとすれば、聴き取りが問題の解決に寄与しなかったことになる。

学校において、児童生徒に関わる問題が発生すれば、その原因を明らかにしたり、問題の解決を図るために、児童生徒から聴き取りをせざるを得ない状況は起こり得る。そして、その内容は、教師側にとっては情報を得るだけのものだとしても、聴き取られる側には多かれ少なかれ心理的緊張が高まる。こうした状況で事実を明らかにするには、聴き取りの方法についても検討することが求められる。とくに「密室で反論の余地もなく言わされた」と訴えられる事態は回避しなければならない。

6) 冷静な場づくりの欠如

本委員会では、リモートによるものを含めて3回に亘って本件児童の保護者から聴き取りを行った。その時間は4時間を超えるが、本件児童の保護者は一貫して冷静な対応に終始した。学校関係者からは [REDACTED] との情報を得たが、そうしたことはまったく感じることなく聴き取りが進んだ。委員の1人が [REDACTED] と問いかけた際には、「いじめを受け続けた子どもの親として感情的になるのは当然ではないでしょうか」と声を詰まらせたが(18頁)、その態度は [REDACTED] とはほど遠いものであった。その上で、本件児童の母親は、教頭が7月6日に自宅へ謝罪に訪れたとき、自分の態度がそのように受け止められる可能性があったことは認めている。その後2ヶ月ほど経過した9月13日、児童Aの父親との話し合いが計画された際に、教頭が本件児童の母親を排除したことを母親が話したとき、「最初に会ったときの態度の影響があったかもしれない」といった発言をしている。

本件の場合、本件児童の保護者が訴えるいじめに当たる行為のすべてについては確認はできなかった。また、その頻度や程度等も客観的な情報はきわめて少ない。しかしながら、本件児童がいじめと認識する行為があったこと、その中でも数人の児童の関わりが認められることは事実である。これに対して、本件児童の保護者は「悪いことをしたのであれば自分の非を認めていじめをしないでほしいだけ」といった意味合いの話をしている。また、「いじめる側にも問題を抱えているのではないか」とも述べている。

本委員会の聴き取りにおける本件児童の保護者の態度を踏まえると、関係者が冷静に対応できる状況が実現されれば、本件児童に関わる問題解決を目指して、前に進める情報交換ができたと思われる。学校にはこうした場づくりが求められていたが、本件児童と児童Aの父親が会ったのは一度だけである。それ

も本件児童の保護者によれば、謝罪も反省もない会合で終わってしまった。本件児童の保護者から見れば、加害児童の問題行動が放置されるままに時間が経過していったことになる。

直接的な接触の欠如 さらに、直接的な接触がないままに、人を介した情報が関係者に入力されていく。本件児童の保護者がいじめ行為に最も関わっているとする児童Aの保護者とは、7月7日の謝罪が成立しなかったが、その後には父親同士では一度だけ学校で会っている（上記）（52頁）。しかし、この対話に対しても両者の解釈と評価は異なっている。とくに、本件児童の保護者には先方が謝罪したとは思えなかった。そのため、反省した様子が見られないとして、さらに批判的になっている。この日、児童Aの保護者は「子どもたちは遊んでるんでしょ」といった主旨の発言をした。こうしたことから、本件児童の保護者は、児童Aの保護者が未だに反省していないと受け止めている。なお、会合後に本件児童の保護者の方から手を差し出して握手をしたことから、学校はそれなりの成果があったと評価していた。

こうしたことはあったものの、本件児童の保護者としては、児童Aの保護者と会いたいと語っている。これに対して児童Aの保護者も本委員会の聴き取りで、直接会って話をしたいと述べている。こうした状況で本件児童の保護者は \blacksquare から、児童Aの保護者が「親同士で謝ったのに、何を騒いでいる。警察に相談する」と言っているようだから、いじめのことは調べるなど言われたとしている（88頁）。これに対して児童Aの保護者は、本件児童の保護者の \blacksquare から「本件児童の保護者が児童Aの保護者と会おうとしない」といった主旨の話を聞いたという。本委員会としてはその真偽を判断するために、ここで挙げられた該当者からの聴き取りは行わなかったが、人づてに得られた情報がお互い「事実」と認識され、それがさらに否定的な方向に拡大していく傾向が認められる。当事者たちが冷静に向き合い、情報を交換できなければ、相手に対する批判的見解や誤解を解消することは期待できない。

学校に対する不信任

本件児童が体調不良で内科や精神科を受診した際に、学校としてもできることをするために医師と連絡を取りたいと本件児童の保護者に伝えた。しかし、現在も通院している精神科の医師を含めて、それは実現されていない。本件児童がY病院を受診した令和4年11月1日の翌日2日には本件児童の保護者が学校に行き、医師から「不登校はいじめが原因」と言われたことを学校に伝えた。これを聴いて、学校は医師と接触したい旨を表明したのに対して本件児童の保護者は積

極的な反応をしなかった。その理由について、本件児童の保護者は、本委員会の聴き取りで、複数の情報源から「不登校は、いじめが原因ではなく、児童、家族・環境の特性だと言われて対応してもらえなかった」と聞いたことを挙げた（83頁）（88頁）。そして、本件児童の保護者としては、学校に対する信頼関係が崩れていたことから、学校関係者が病院に行ってもらうことを躊躇した」と述べている。自分の子どもがいじめによって登校できていないと考える保護者にとって、それが「本人や家族、環境の特性」によるものとされるのは到底受け入れられない。そして、そうした扱いをされた関係者たちからも直接話を聞いた。こうなれば、自分たちも同じことになるのではないかと思う心情は理解することができる。

本委員会の聴き取りで、「学校は自分たちにできることがあればと考えて情報ももらいたい気持ちはあったように思えるが」と問いかけたところ、「本件児童の保護者は「子どもが宿題をしないとか[]嫌いだということも話したが、その8割はいじめの相談だった。そして、そのことを調べてほしいと言っても、学校は対応してくれなかったことから警戒した」と語った。

ただ、本件ではY病院の医師は、本件児童の保護者に本件児童の不登校はいじめによるものと明確に伝えている。そうであれば、これを前提にして学校が取るべき方策についてアドバイスを受けるのは、本件児童にとっても望ましいと考えられる。あるいは、本件児童の保護者が指摘する「いじめる側の要因」についても、専門の医師からの情報があれば、そうした要因に対する学校の理解を促進し、それがいじめ行為を行ったとされる児童とその保護者への対応につながる可能性もある。さらに、医師に伝えられる本件児童の学校における状況に関する情報は、本件児童及びその保護者からのものに限定されていたと思われる。医師としては学校からの情報が得られれば、本件児童に対してより適切な治療を進めることができたのではないか。

しかしながら、すでに見たように、学校と医師の接触は令和6年3月の時点で実現していない。

7) 学校の対応と本件児童に対する認識

学校の対応とその効果 学校は、本件児童及びその保護者からの訴えや申し入れがあるたびに対応したとしている。一方、本件児童の保護者は、ほぼ一貫して「学校は何もしてくれない」と訴えていた。これらについては、第3章及び第4章において取り上げたが、少なくとも個別短期的には学校がそれなりに対応したことがうかがわれる。また、本件児童の保護者もそうした対応に対してお礼や感謝の

気持ちを伝えるメッセージを校長をはじめ関係する教員たちに送っていた。しかしながら、その後も本件児童の保護者は、本件児童を無視するといった積極的行為でないいじめが続いたと認識し、それが最終的には本件児童の不登校に至ったと学校を批判し続けている。その点では、学校は効果的な対応ができなかったことになる。ただ、本委員会が得た情報の範囲内では、令和4年7月、本件児童の上に児童2名が馬乗りになった行為の後に、本件児童に対する無視が意図的に行われたか否かについての判断はできなかった。

本件児童の反応等に対する認識 また、本件児童の保護者は、本件児童のSOS発信力が弱かったとし、親としては申し訳なかったと反省している。この点について、本委員会が聴き取りを含めて得た情報からは、本件児童の保護者が指摘する発信力の弱さと併せて、発信された内容の真意を汲み取りにくいところがあると思われる。

たとえば、令和4年7月、本件児童の上に乗った児童C、Eと本件児童の保護者からいじめを主導しているとされた児童Aについて、本件児童は「3人を許す」と発言している。それも学校関係者だけでなく、学校とは立場の異なるSC(59頁)や本件児童が受診したUクリニックのカウンセラー(72頁)にも同様の話をしていた。とくにクリニックのカウンセラーは第三者と考えることができる。これについて、本件児童の保護者は、本件児童の肯定的に聞こえる反応は、自分の気持ちが言えなかったことによるのではないかと推測し、「最後に許すと発言した後に『誰も信じられない』』と言って学校に行かなくなったと語っている(64頁)。

事実、児童だけでなく成人を含めて、われわれにはものごとに対する認識や評価に揺れが生じることは第4章で述べた(109頁)。それは変化する環境に適應するための反応でもある。ただ、本件児童に対するいじめ事案の中で、とりわけ深刻だと思われていた「3人の児童」に対して本件児童が「許す」と語ったことについて、学校側が本件児童の真意を汲めなかったとしても、当委員会としては、それを直ちに学校の瑕疵であり、配慮不足だと責めることは難しいと言わざるを得ない。その意味では、本件児童が受診している精神科の医師との情報交換ができれば、学校の本件児童の発言等の真意を把握する手がかりが得られたかもしれない。

こうした経緯を踏まえた上で、人間行動の背後あるいは根底にある心理的な過程に関わる、教職員を対象にした教育や研修の導入を検討することが考えられる。これまで、たとえば心理学の専門家の講演などが実施されることはあっても、それまでの人間行動に対する教師の認知や行動の変容に影響を与えるほどのトレ

ーニングが継続的に行われているケースはほとんどないと思われる。もちろん、その実現には、教師たちが研修を受講する時間の確保と実施のための財政的課題の克服が欠かせない。

それと併せて、こうした問題が発生した際に、学校関係者が相談可能な窓口を設置することも必要になる。

本件児童の反応については、本委員会の聴き取りにおいてもその真意を汲み取りにくい側面がうかがえることがあった。委員の聴き取りの中で、最近の生活の状況についての質問に対して、起床、就寝ともに遅い時間であると回答した。これについて本件児童の保護者はそれは聴き取り前の2日間に限ったことで、基本的には適切な時間に起床し、就寝していると語った。そして、本件児童の保護者はその理由を聴き取りに伴う緊張によるのではないかと推測している(17頁)。本委員会では、「起床、就寝時間」に関する本件児童の発言から、本人の健康を懸念する声も上がったほどであった。本件児童の保護者の情報を踏まえれば、本件児童の認識やそれに基づく表現等には、対応する側の配慮が求められると思われる。

これに関連して、学校には、「本件児童が一旦は納得していたと思っていたことが、時間が経過してから『こうこうだった』と言われる」との認識が生まれていた。こうしたことから、本件児童が自宅ではどのように話しているのかと疑問に思うこともあったという。また、本件児童が●●●●進級後に登校した際に児童Aの存在を認知したことで気分が揺らいだという。これについては本件児童が受診しているY病院の医師から●●●●だと診断されている(104頁)。この件は本件児童のケース会議でも取り上げられたが、学校としては、どのような手立てを取ってもこの2人が出会う機会を完全になくすことはきわめて困難だとしている(104頁)。

8) 本件児童が●●●●に進級した後の状況

本件児童は令和4年10月から不登校が継続する状況の中で、●●●●に進級した。その後、4月から学校で開催されている「本件児童のケース会議」については、その経過を含めて第3章(4)で取り挙げた(98頁)。

この会議では本件児童の保護者から本件児童の状況について情報が提供され、これに関わる協議が行われている。

第1回目(4月20日)には、担任が毎週金曜日に自宅を訪問することになった。この申し合わせに基づいて、担任の滞在時間は、短いときは15分くらいだが、ときには2時間に及ぶこともある。また、学校と保護者との連絡は、学校が所有する携帯

を使用することを原則にしており、これを使って保護者に電話やショートメールによって連絡を取ることになる。こうした中で、本件児童の●●●の担任には、「公用の携帯では、本件児童とその保護者に本当に寄り添っていることにはならない、それでは本心が伝わらない。自分の私的な携帯で母親からの相談に応えたい」との思いがあった。そこで、これを担任が本件児童の保護者に伝え、「心配なときはいつでも連絡してください。可能な限り相談に乗ります。気持ちをしっかり受け止めたいです」といった話をして自分の携帯の電話番号を教えた。これを受けた校長は担任の気持ちを理解し、本件児童の保護者に私的な電話番号を伝えることを認めている。

本来は公的な仕事として学校が連絡のために所有しているものを使用すべきだが、担任が本件児童と関わりを持ち、寄り添い続ける確固たる意志を表明したのである。こうした担任の働きかけは本件児童に肯定的な影響を及ぼしており、本件児童の保護者も担任に感謝の気持ちを表明している。

こうした中で、本件児童が10月12日の始業式と13日（金曜日）に登校したことから、校長としては2学期は順調なスタートになったと感じた。翌週16日（月曜日）は本件児童の保護者が本委員会の聴き取りのため本件児童を伴って熊本市の会場に来ていた。そして、本件児童の保護者の聴き取り中に、同じ日に聴き取りが予定されていた校長が、会場で本件児童と出会った。その日は授業を受け、昼には給食を校長と一緒に食べていたが、このとき、本件児童は校長に、「僕お腹ペコペコだよ」とか「もう疲れちゃった」などと話した。校長は「今日は遅くなるけれど、お父さん、お母さんと一緒においしいものを食べるといいね」といった話をし、「また明日は給食と一緒に食べよう」と声をかけた。しかし、翌17日の朝、本件児童の保護者から「本件児童が疲れきってしまって、学校に行くエネルギーがない」と言われた。

これについて、本件児童の保護者は、「10月16日は聴き取り後、食事を済ませてから帰宅し、本人は22時半には就寝した。その日は、給食後の歯磨きのとき●●●夜に言っており、17日には、担任にそのことを伝え、本人がゆっくり休みたいと言うので、その旨をメールした。担任からは、昼過ぎに、電話をするがつかないでメールをしたと連絡があったが、□□（本件児童）と担任は電話でのやり取りはしていない。次の18日は、担任に電話で、きついので行かないと言っており、この日の間違いではないか。自分たちは本人の気持ちを確認し、体調を見ながら対応しており、学校に行かせないかのような言い方はしていない」という。

この時期は、本件児童が登校したとき、全員が大喜びするなど（101頁）、学級

に本件児童にとって望ましい雰囲気醸成されていたと思われるが、登校を継続するのが難しい状況が続いている。学校は、本件児童が登校したときは、昼休みにみんなで遊んでいて、本人からも楽しかったとの発言があったとしている。ただ、12月の「本件児童のケース会議」では、本件児童の保護者が、登校した際に、本件児童が話している（104頁）。

また、道徳の授業の際に、との発言や、10月から11月にかけての持久走等に向けて時間割の説明をしていたところ、との発言があったという。学校としては、本件児童が前向きな気持ちになれないことを心配している。

2 提言

(1) 相談窓口のワンストップ化

本件児童の保護者は、本件児童に対するいじめについて、学校に適切な対応を取るよう繰り返し求めた。しかし、本件児童に対するいじめが解消しないと認識したことから、「学校は何もしてくれない」との思いに至った。そこで、本件児童の保護者は様々な組織に相談をすることになる。それは熊本県教育委員会、高森町教育委員会、高森町住民福祉課、児童相談所や警察署等の公的機関から、東京弁護士会や弁護士などにも直接あるいは電話等で相談をしている。学校に対応してもらえないと思えば、藁にもすがる気持ちになったのだと思われる。しかし、それぞれの組織や人が異なれば、その対応にも違いが生まれる。それらはいずれも問題解決を援助する姿勢では共通していて、必ずしも相互に矛盾することも対立することも無いと思われる。しかし、本件児童の保護者に見れば、自分たちが取るべき、あるいは選択すべき適切な方策が明確になりづらい。

こうした状況の保護者には「ここに相談すれば一貫した情報とアドバイスがもらえる」と感じられる窓口の設置が期待される。ただし、それを市町村単位で実現することはきわめて困難だと思われる。また、県として設置するとしても、多岐に亘る人材を常駐的に配置することは容易ではない。そこで考えられるのはバーチャルと呼べるような窓口である。そこでは様々な領域の専門家を集団として登録しておく。それぞれは本来の職場で仕事をしているが、窓口を通じて児童や保護者から相談があれば、そのメンバーの誰かが対応するのである。これを相談者から見れば、1つの窓口にアクセスすれば、多方面の専門家から信頼できるアドバイスを受けることができる。今日では、コロナ禍の影響もあってリモート化が進んでいる。相談する側もされる側もまずはリモートで情報の交換からはじめることが容易になった。それは、相談を超えたカウンセリングにも拡大可能であ

る。

もちろん、直接的な対面での対応が必要だと判断されれば、次のステップに進むことになる。ここで対応する専門家は事前に登録されているが、1つの場所に常駐している常勤者ではない。これは、あくまで想定のものであり、仮の話だと受け止められるかもしれない。しかし、「それはできない」からはじめれば、ものごとは変化もしなければ改善もあり得ない。いじめを含めて、教育における多種多様な問題の解決には「できない」ではなく「やってみよう」という意欲と小さな一歩を踏み出すことが求められている。

なお、いじめに関わる問題は、いじめを訴えている児童生徒とその保護者が、学校だけでなく、教育委員会にも不審感を抱いているケースが少なくない。こうしたことから、その窓口は教育委員会とは別の部門が担当することも考えられる。

(2) 学校の相談窓口

文部科学省は「教師の働き方改革」の必要性を強調している。教員には前世紀から適用されてきた給与制度があり、いわゆる「残業手当」の概念が存在していない。そうした中で、教師は授業以外の様々な仕事を抱えており、職員室で時間外に仕事をすることや、自宅に資料等を持ち帰ることが日常化している状況がある。そして、教師として最優先すべき教材の研究や授業の準備が夜間になることも常態化している。こうした中で、学校において子どもたちの間に発生する問題の予防とその解決を図ることが教師の重要な仕事として要求され、とりわけいじめに関わる対応は最優先の課題として位置づけられている。学校は、まずは問題が起きないように日頃から様々な働きかけを継続しておかなければならない。

こうした状況で、日常的に起きる児童生徒たちの問題やその保護者との情報交換等に際して取るべき適切な対応について第三者的に相談できる窓口があれば、教師自身の心理的安定や問題の深刻化を防ぐことができる。これに関連して、校長は、教師が抱える様々な課題や問題について「第三者的な人間が必要だと思う。前年度までは心の相談員という方がいて、子どもや保護者だけでなく、教師も相談できていたが、その窓口的存在がいなくなった」と述べている。これは、聴き取りをした保護者からも話が出された相談員（21頁）のことだが、その対象が教師も含まれていた点で、その役割の重要性がわかる。

高森町では相談員が個人の事情で辞めたことから、これに変わるものとして教育センターを開設している。これが児童生徒だけでなく、その保護者、そして教師を含めたすべての関係者の相談に対応できることが欠かせない。

本件においても、本件児童の保護者は、いじめが解消されないとの思いから、

学校に出かけたり、電話をしたりして、学校に適切な対応を取るよう繰り返し要請している。その例として、本件児童の保護者は、令和4年8月31日から10月19日までの間に、7回に亘って学校に本件児童に対するいじめについて相談している（94頁）。また学校の記録によれば、8月4日、24日、29日、9月6日、13日、10月18日、11月1日、2日、11日、21日、25日、28日、12月16日に本件児童の保護者が来校したとしている。このうち6回は18時からで、主として校長と教頭が対応したが、時間は概ね2時間程度だったという。ただし、高森町が窓口を開設した後は激減したとしている。

本件児童の保護者が仕事をしていることから、来校がいわゆる時間外になることは当然である。また、本件児童の保護者にすれば、学校が適切な対応を取らなかったからこうした事態になってしまったとの強い思いがあるだろう。そうした点でも、令和3年12月の「初期対応」の不十分さがここまでに至ったとも言える。

いじめの問題は、被害者と加害者、その保護者、そして学校のすべてが当事者である。一般的に当事者だけの話し合いでは、客観性を確保することがきわめて困難である。そこで、問題が深刻化することが予想されるケースでは、早い時期から客観的な立場の第三者が介在することが求められる。それは、既存の教育センターのメンバーであってもいい。また、常勤ではなくても非常勤という形で何かがあった際は直ちに対応できる人材を確保しておく点は、上記「相談窓口のワンストップ化」で述べたものと同様である。現時点でも、教育委員会が学校の相談に対応し、適切なアドバイスや指導を行うことが期待されており、また、それに応えてはいる。ただ、子どもと日々関わる中で発生する児童生徒間の問題や保護者との関わりについて、学校が大きな負担を感じることなく相談できる窓口の整備は、いじめ問題だけでなく、教師の働き方の改革にもつながる。

もちろん、こうした対策には財政的な課題を伴う。これに関連して「いじめ防止法」は第十条で「国及び地方公共団体は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする」としている。文部科学省や教育委員会はいじめによる重大事態に対するガイドライン等を通し、学校が取るべき姿勢や対応を規定している。しかしながら、法律を含めて、指針やガイドラインは整備されていても、現場の教師たちがそれを徹底して読み込み、理解し、現実に適用する力を身につけるための働きかけが十分に行われているか否かには疑問が残る。そもそも、どのくらいの教師が、法律は言うまでもなく、指針やガイドラインと呼ばれるものを読んでいるのだろうか。こうした状況に対応するには、教育研修の推進などが不可欠だが、その実現には財政的な措置も必要になる。しかしながら、問題が発生すれば、その関係者

の心理的、経済的負担は言うまでもなく、第三者委員会の設置と運用にも財政的負担が生じる。こうしたことを踏まえれば、一定の財政的措置によって、事前に問題の発生を防止できれば、全体としての負担は明らかに軽減される。

(3) 児童生徒、保護者と学校の連携

本件が深刻化した要因として、学校の初期対応に問題があったことはすでに検討した。そもそも、健全な「危機管理」には問題が発生する前の適切な「リスクマネジメント」が不可欠である。それぞれの個性と価値観を持った人間が社会や集団の中で生きていく限り、様々な問題が起きる。そうした現実を踏まえれば、われわれ身の回りに問題があるのは当然であり、真の問題は問題があるにもかかわらずそれに気づかないことなのである。さらに、問題に気づいてもその解決に努めないことこそが問題なのである。また、組織に関わる全員で「日常的な行動の中にある問題を発見する力」を磨いていくことも求められる。それによって、問題の拡大を未然に防止することが可能になる。

こうしたことから、学校は問題が発生してからではなく、日頃から様々な働きかけをしながら、児童生徒が相談したり、連絡したりできる方法等について検討しておく必要がある。またそうした情報を児童生徒や保護者に発信し続けることが期待される。その際にも、それらを児童生徒が理解できるよう配慮しなければならない。そのためにはいじめに限らず図解を入れたマニュアルを作るなど、様々な情報発信を試みる必要がある。たとえば、児童生徒、保護者、教師が全員で「参画」して「図解マニュアル」を作成することなども有効な方法だと考えられる。とりわけ子どもが「自分たちがアイディアを出して創った」「自分たちの気持ちわかっている」と考えるマニュアルであれば、そこに書かれていることを尊重する意識が高まることが期待される。本件でも本件児童の保護者からの訴えを含めて、児童たちに問題が起きたとき、話し合いの設定、道徳の授業による指導、また校長が読み聞かせをするといったことを試みている。そうした状況で、子どもたちを主役にし、保護者までも含め、かつ学級単位だけでなく、複数の教員が参加する時間を設定することは、学校にとっても問題の発生を防止あるいは抑制する効果があるだろう。

(4) 日常からの関係づくり

教師は児童生徒が「何でも言える」「言ったら聞いてもらえる」と認識する関係を創ることが求められる。そこで重要になるのが教師の対人関係力である。それは指導内容に関する専門性に加えて、意識して身につける必要がある。これが不

十分であることから児童生徒との信頼関係を確立することができず、その結果として学級全体の活性化が阻害されている現実がある。こうした状況下では児童生徒相互の関係にも問題が生じやすいだけでなく、それらが教師に伝えられないといった事態を引き起こす。その結果、児童生徒間のいじめやその兆しの発見を遅らせ、対応が後手に回る可能性を高めるのである。このような状況を発生させないために、教師は「対人関係力」を活用して、児童生徒が「言いたいことが言える」「言ったら聴いてもらえる」関わりを創り上げていくことが求められているのである。本件の聴き取りにおいても、ある担任に対して、「何かがあったとき、『お互いにごめんねと言おうね』という感じで終わる」と述べた児童がいた。担任としては、その場の状況を把握しながら対応しているとしても、児童にはそう見えていないことがある。これを「児童が正しく認識していない」と否定的に評価するのではなく、教師が自分自身の行動を変えるための情報として活用することが期待される。また、対人関係力は教師だけに求められるのではない。児童生徒がお互いが自分の考えや気持ちを発言し、それを受け止める。学校には、こうした関係を築き、それを通して相互に尊重し合う「風土や文化（常識）」を創り上げる「力」を育成するための働きかけを継続していくことが求められている。

人間世界で発生するトラブルや事故の原因は「言いたかったが言えなかった」「言ったら聴いてもらえなかった」の2つに集約されるが、それはいじめの問題にも共通している。

(5) 教師の問題に対する感受性の向上

いじめを含めて、学校で発生する「重大事態（問題）」の遠因を探れば、それが小さな問題からはじまったことが明らかになる。それは「重大事故 (Fatal accident)」1件の前に29件の「軽微な事故 (Minor injuries and Property damages)」があり、さらに300件の「ヒヤリハット (Near misses and Scary moments)」が潜在しているというハインリッヒの法則を引き合いに出すまでもなく、ほとんど例外が見出せないと言いきることができる。したがって、「問題が小さい」段階で適切な対応を取ることが重大事故を防止するのである。学校におけるいじめもまったく同様で、いじめが重大事態に至らないために教師には小さな問題に気づく感受性が求められるのである。本件では、この点に大きな問題があったことを繰り返し指摘した。

「リスクマネジメント」の観点からは、確率が低いという理由で適切な対応を怠ったために取り返しの付かない事態に至った事例がきわめて多い。われわれは、何か異変を感じても「おそらく大丈夫」と「確率的」に判断する傾向がある。そ

これは「確率の低い」事象に対応することが心理的にも身体的にも、そして経済的にもコストがかかるからである。しかし、そのことで重大な事態が起きてしまえば、短期的には回避したと考えたコストを遙かに上回る負担を抱え込むことになる。それどころか組織の存続すら危うくなるのである。公教育の場である学校で存続そのものが問題になることはないにしても、児童生徒に与える影響は深刻で、なおかつその将来にも問題を残す可能性を過小評価してはならない。

こうしたことから、いじめに関しても「確率よりも確実」を基本にする姿勢を維持しておかなければならない。さらに、確率が低い事態への対応が空振りに終わることがあると、類似した事態が起きたとき「これまでなかったから」や「これまでもあったから」と考えて問題を過小評価するおそれがある。こうした発想は「リスクマネジメント」の基本理念に反するものであることを関係者間で認識しておく必要がある。

(6) 記録作成と共有化

教師は日常から日録などで、個々の児童生徒の状況や児童生徒の間で発生した問題などを記録している。こうした中で、いじめをはじめとした重大事態に至る可能性があるものは、教師が単独に記録するだけでなく、教職員の間で共有化することが求められる。それによって、個別の問題に学校ぐるみで取り組むことで、その解決の可能性が高まる。たとえば、心身ともに問題を背負っている児童生徒に、その所属する学級や学年を超えて、教師が声をかけることで、それが一言であっても、児童生徒は「先生たちが見てくれている」と安心する。

本件の場合、個々の教師が日録を記し、また連絡帳等を用いて保護者と情報を交換していた。しかしながら、保護者が自分の子どもがいじめられていると訴えた際の対応については十分な記録が取られているとは言い難い。本委員会の聴き取りにおいても、令和5年7月7日に教頭が行った児童からの聴き取りで、対象児童が選ばれた経緯や人数等の一部について、「憶えていない」との発言があった(51頁)。担任の記録も関係児童の保護者に伝えた内容やその反応についての詳細は明確でない部分があった。また、それらが個人の記録に留まっていた。もちろん、職員会議等で進行中の問題について情報が提供されることはあっただろう。しかしながら、その際の情報も含めて、本件について詳細な記録が取られ、それが教員間で共有されることはなかったと思われる。熊本県の「いじめリーフレット」には、いじめ防止基本方針の要点として「情報共有と組織対応」を挙げ、「教職員はいじめに関する情報を抱え込まず、『学校いじめ対策組織』内に設置された『情報集約担当者』に情報を提供する。また、対応方針の決定は、教職員個人の

判断ではなく、『組織』で行う」としている。こうした際にも、提供される情報が共有化を前提にした記録であることが求められる。

人間の記憶が時間とともに希薄化するのは自然であり、誰もが認める事実である。そうであるからこそ、これをカバーするために、確たる記録が必要になる。それも、個々人の思い込みや勘違いを避けるために複数の関係者が確認することが欠かせない。とりわけ学校におけるいじめ問題については、そうした記録の有無が問題の拡大を防止し、あるいはその解決に資することになる。

(7) 管理職のリーダーシップ

いじめを防止し、問題が発生した際には迅速な対応でさらに深刻な事態を引き起こさないために、校長をはじめとした管理職が重要な役割を果たすべきことは言うまでもない。当初のきっかけが担任の対応に問題があったとしても、その後に管理職が取った不適切な対応が問題を大きくした事例は枚挙のいとまがない。それは管理職のリーダーシップの問題でもある。また、管理職の対応によっては、いじめの被害を訴える児童生徒だけでなく、経験の浅い担任教諭を心身ともに追い込んでしまうことにもなる。それがこれから活躍すべき人材を潰してしまうとすれば、個人の問題ではなく教育界としての損失である。それだけ管理職である校長や教頭の責任は重いのである。

ところで、一般的に組織の管理職が自分の部下たちに、問題の対応について「任せなさい」とか「任せる」といった発言をすることがある。こうした「言葉」は、それだけを聞くと、リーダーシップを発揮している者として肯定的に評価される傾向がある。いわゆる「大物」で「太っ腹」な人物をイメージするのである。しかし、それは日頃から部下とコミュニケーションを図り、信頼関係が築かれていることが条件になる。そうした望ましい関係を前提にしない管理職の「任せろ」「任せる」は真のリーダーシップとは言えない。

担任のクラスでいじめ問題が起き、保護者との対応にも困難を抱えた。そんなとき管理職から「任せなさい」と言われれば気持ちも落ち着く。それは良かったのだが、その後の対応や経過についてフィードバックがない。そのうち保護者や関係者から担任として何をしているのかと詰問される、責められる。そんなとき「私は何も聴いていません」と言い訳することなど許されない。それが担任を窮地に陥れることは想像に難くない。それは、管理職として担任を問題の矢面に立たせないという善意に基づく行動であるかもしれない。しかし、それでも当事者に適切な情報が提供されなければ、そうした配慮が問題をさらに深刻化することになる。ここでも「情報共有化」が欠かせないのである。

その一方で、管理職の「任せる」が責任を伴わない「丸投げ」になることは許されない。それが事実として「丸投げ」でないとしても、当該教師からそのように「認識」されないための配慮が必要なのである。そして「任される」のは「自分に対する信頼」の現れであると受け止められれば、自ら責任ある行動を取るだろう。そして、それは「丸投げ」ではないのだから、管理職はいつも教師の対応を見守っており、必要なときには十分なバックアップをするという意志が伝わっていることも欠かせない。

また管理職は公務で多忙であっても、問題が発生した際には率先して動くことが求められる。それによって問題が解決したり、その糸口を見出せる可能性が高まる。保護者たちから「担任に任せっきりでなく、管理職が問題解決の先頭に立った」との評価を受けて事態が收拾されたケースがある。その一方で、問題が深刻化した末に、「そもそも管理職がいろいろな役職で忙しく、学校で見かけることも少ない」といった批判を受ける場合もある。それが客観的な事実に基づいたものであるか否かについては判断が必要だが、「そのように見られる関係」は問題解決にとって障害になることは明らかである。

ところで、組織において「トップダウン」が必要なことは言うまでもない。しかし、それだけでは単なる圧力によるマネジメントになってしまう。学校においてもトップである校長は、教師たちの声を受け止める「ボトムアップ」の重要性を認識し、それを実現するリーダーシップの発揮が求められる。また、管理職は問題への対応について「個人を責めない文化」の醸成を目指すことにも配慮する必要がある。こうした管理職の態度と行動が、職員室において、お互いに「何でも言える」「言ったら聴いてくれる」雰囲気を作り上げる。

こうした視点から本件の状況を見ると、管理職は基本的に問題の解決を担任に任せるのではなく、本件児童の保護者に対応していたことがうかがわれる。もっとも、本件児童の保護者が学校の責任者である校長や教頭に面談を求めていることも、これに影響している。

(8) 教育委員会への情報提供と協働

そもそも組織は「問題が発生しない」ために可能な限りの措置を取っておくことが求められる。それが「リスクマネジメント」の基本である。それでも問題は発生してしまう。それは不断に活動を続ける人間組織の宿命でもある。まったくリスクを伴わない活動はあり得ない。むしろ様々なリスクが想定されるのは、それだけ重要な仕事をしている証なのである。そして、組織としては万全の対策を取っているつもりであっても問題が起きてしまった場合には、その後の適切な対

応が欠かせない。その基本が初期対応であり、本件においてもこの点が十分でなかったことから、本件児童の保護者は学校に対する不信感を深めた。

こうした事実を踏まえれば、とりわけいじめに関しては学校が独自に問題解決を図ろうとすることは困難な側面がある。それはいじめられた児童生徒の保護者の立場からは、学校自身が「いじめの当事者」と見られることが少なくないからである。もちろん、可能であれば、問題は「当事者同士」で解決されることが期待される。しかし、それができない場合、事態は当事者で解決できないまでに深刻化する。こうした事態を避けるためにも、より早い段階から、「学校」と問題の発生に関わった児童生徒とその保護者である「当事者」に加えて「第三者的」立場としての教育委員会への情報提供とそこからのサポートを得ることが不可欠になる。それもタイミングを逸すれば、関係した児童生徒や保護者からは、教育委員会も「学校側」と認識されてしまう。

本件においては、本件児童の保護者は様々な施設や個人に直接会い、また電話で相談し、情報を収集している。本件児童の保護者としては、これらを、いわば「第三者」として位置づけていると思われるが、これに対しては、ワンストップの窓口を設定することをすでに提案した（123頁）。

(9) 情報の客観性の確保

いじめの問題は、当事者間で「言った」「言わない」といったことから深刻化し、その解決が困難になるケースが少なくない。こうしたトラブルの生起を回避するために、「当初」から第三者が立ち合うことも情報の客観性を高めるための有効な手立てになる。ここで「当初」とは、たとえば1、2回の話し合いで問題が解決しなかったり、お互いの意見が食い違ったりした場合である。あるいは、「直感的」に結論を得ることが困難だと判断されたときもこれに当たる。いずれにしても、「早い段階」が重要になる。そもそも、いじめの問題で保護者と学校側が話し合いをする状況では、すでに両者が「当事者」と言えるから、「言った」「言わない」についての「客観的」判断も困難になる可能性がある。

ここで「第三者」とは、本委員会のような重大事態が発生した後に立ち上げられるものではない。それは重大な事態の発生を防止するために役割を果たすのである。そのメンバーは、たとえばPTAの保護者や学校運営協議会委員などから選ぶことができる。予めそうしたメンバーを数名ほど登録しておくのである。それは、学校における問題事態に対応する「人材バンク」といったものになる。ただし、問題が生じている当該学校の「人材」は「当事者」に近く、「第三者」としての客観性が担保できないとされる可能性が高い。そうした問題を解決するため

に、たとえば隣接校区間で「第三者」を提供し合うといった、当事者の信頼が得られると同時に客観性も期待できる方法を採用することも考えられる。

いずれにしても、「早期」に「第三者」の同席を得て、関係者たちが話し合いや情報交換を進めることで、問題の深刻化を回避できる可能性が高まる。

(10) 情報の透明化と誤情報の伝播防止

問題が起きると、関係者の間で確たる根拠に基づかない情報が生まれがちである。いわゆるうわさや流言が発生し、日常の会話の中で拡散することが少なくなない。そうした情報はさらに単純化されたり、強調されたりしながら、関係者の間で「事実」とされてしまう。こうした事態を回避するためにも、可能な限り迅速でオープンな情報提供に努める必要がある。また、ここでも「第三者」が役割を果たす可能性もある。つまりは「利害関係のない者」としての立場から、「当事者たち」に広まった「事実」について情報を収集し、客観的な評価を行うことも必要になる。

なお、こうした問題では「学校が事実を隠している」といった認識と評価が生まれやすいことも理解しておかなければならない。そうした不信感が事実と異なる流言の発生につながることもある。また、これは「透明性」への期待でもある。それを実現するためにも、「第三者」が関わることで、学校としても必要な情報を可能な限り提供できる素地が生まれる可能性が高まる。

本件でも、本件児童の保護者だけでなく、本委員会の聴き取りに応えた保護者にも、「人の話」による情報が、それぞれの認識に影響を与えていると思われるケースが少なからずあった。そして、その多くが、対象とされた人物や事象について否定的な内容や意味合いを含んでいた。こうしたことが修正される機会がなければ、事態の深刻化を促進する。これに関連して「いじめ防止法」は第23条5項で、「学校は、…いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする」としているが、本件では、「人の話」によって保護者の間に溝が生じていた。それも、相互に先方と話したいと語っている状況下で起きているのである。ただ、学校が法律の期待するような対応を容易にできるとは限らない。今日、多様な価値観と意識を持つ複数の保護者の期待に学校が十分に応えることがきわめて困難な状況にあることも否定できない現実がある。そのためにも、こうした事態に陥ったときに、学校をサポートする体制を構築しておくことが求められる。

(11) 当事者の話し合いのルール作り

当事者の話し合いにおいて、ある程度早い段階から「第三者」が立ち合うことの必要性を提案したが、そうした状況下では、お互いに情報の客観性を保証する趣旨から、「録音」について合意することを基本的な手続きとしておくことも必要である。今日では、当人たちに了解を得ないで会話が録音される事例が少なくなっている。こうした、いわば「こっそりと録音する」のではなく、お互いが重要な「記録」として納得した上での録音をルール化するのである。それによって、情報交換が冷静な状況で勧められる可能性が高まる。これに関連して、学校の電話についても、先方に録音する旨を伝えるメッセージを発信して、録音することも、情報交換を客観的なものにするために効果があると考えられる。そして、そうした手法を採用する場合には、たとえば記録の保存方法や消去についての手続きについても予め基準を設置し、マニュアル化しておくことが重要である。

(12) 環境・状況整備

当事者との話し合いや面談を行う場合、その物理的環境が及ぼす心理的な影響についても日頃から検討しておく必要がある。当事者自身や取り扱われる内容、その程度などによって、校長室、教室、保健室、相談室など、状況に応じて適切な選択をすることが求められる。

とりわけ校長室は学校にとっては施設の一部であったとしても、その部屋の雰囲気に関係者に与える影響は一様ではない。こうした場合は、学校側が複数の場所を提示し、当事者である児童生徒や保護者たちが選択するといった配慮も求められる。そうした対応をするだけでもお互いの信頼関係を築く契機になる。

高森町いじめ問題対策委員会委員

委員長 吉田 道雄 (1) 学識経験
副委員長 松村 尚美 (2) 弁護士
委員 安河内 珠美 (3) 臨床心理士
委員 高森 薫生 (5) 精神科医
委員 松尾 智彦 (5) 精神科医

(番号) は、高森町いじめ問題対策委員会設置規則第2条による